

鹿島市
暮らしのガイドブック

市民便利帳



鹿島市のあらまし

鹿島市は、佐賀県の南西部に位置し、東には有明海が広がり、西は多良岳山系に囲まれ自然環境に恵まれたところ。平成27年国勢調査で世帯数10,124世帯、人口29,684人となっています。

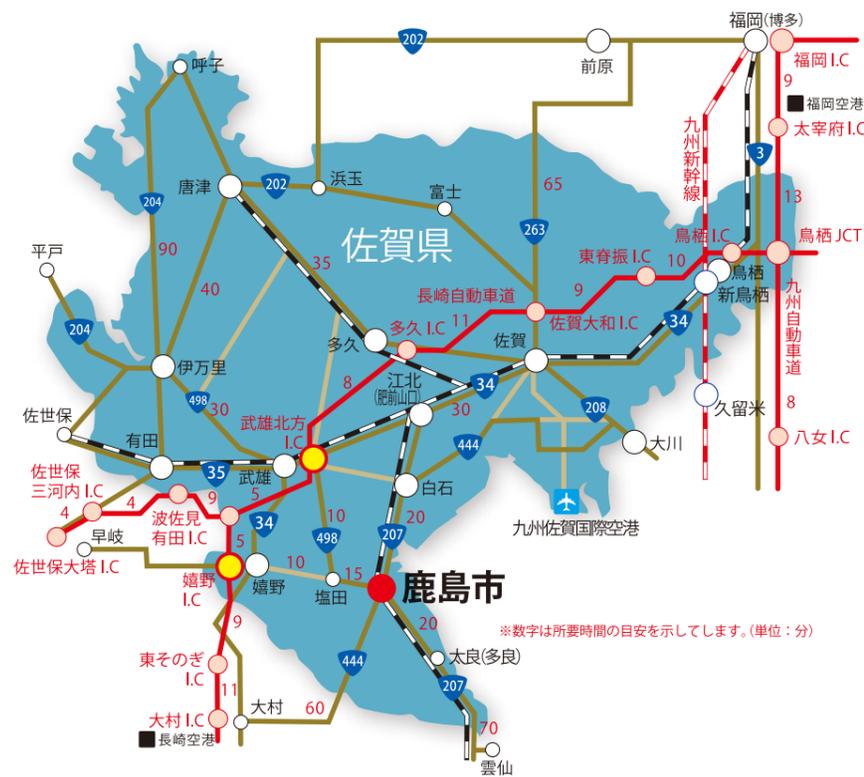
交通体系は国道207号がJR長崎本線と並行して走り、福岡市と長崎市からはJR長崎本線で約1時間の距離にあります。

就業者による産業別構成は、平成27年国勢調査で第一次産業14.2%、第二次産業25.7%、第三次産業が60.1%の割合です。第一次産業は減少傾向にありますが、就業人口の割合が県内10市で最も高いことが本市の特徴です。

観光面においては、年間約300万人の参拝客が訪れる日本三大稲荷の一つの祐徳稲荷神社や有明海の自然を生かした地域おこしのイベント「鹿島ガタリンピック」などがあります。

また、観光面で近年特に力を入れているのが、市内の酒蔵や伝統的建造物群を生かした、市独自の観光スタイルとして提唱している「鹿島酒蔵ツーリズム®」で、今では全国から観光客を集客するほど盛り上がっています。

鹿島市へのアクセス



【面積】112.12平方キロメートル 周囲 61.9キロメートル 海岸線 19.4キロメートル
【方位】東【経度・緯度】極東130度10分18秒【地名】箱崎【距離】11.5キロメートル
【方位】西【経度・緯度】極西130度02分22秒【地名】殿木庭南東方の山【距離】11.5キロメートル
【方位】南【経度・緯度】極南 33度00分00秒【地名】平谷【距離】16.4キロメートル
【方位】北【経度・緯度】極北 33度07分26秒【地名】土井丸【距離】16.4キロメートル

日常生活に お役立てください



鹿島市長

ひぐち ひさとし
樋口 久俊

鹿島市は、自然の恵みによって生まれた豊かな自然や風土、多くの先人から受け継いできた歴史や文化、地域の得意ワザであるものづくりの力、地域の絆など、誇るべき財産があります。これらの地域資源を活用して、市民の皆さんが誇りを持てるような「まちづくり」を目指して取り組んでおります。

さて、この「鹿島市民便利帳」は、市の各種手続き、サービス内容など行政情報を中心に、歴史、観光、防災、医療などの情報も掲載し、市民の皆様の日常生活に役立つだけでなく、鹿島市の魅力を再認識することができる冊子となっています。ぜひご家庭の身近なところに置いてご利用いただければ幸いです。

平成30年3月

鹿島市民憲章（昭和54年4月1日制定）

鹿島市は、多良岳と有明海の自然の恵みによってはぐくまれた伝統ある城下町です。わたたくしたちは、「ふるさと鹿島」をより豊かな住みよい都市にするために、この市民憲章を定めます。

- 一、花と緑を愛し、伝統をいかして美しいまちにしましょう。
- 一、知識と教養を深め、清新な文化のまちにしましょう。
- 一、感謝と思いやりの心で、うるおいのあるまちにしましょう。
- 一、明るく元気に働き、活力のあるまちにしましょう。
- 一、秩序やきまりを守り、安全で快適なまちにしましょう。



市の花：さくら



市の木：きんもくせい



かし丸くん

鹿島市公認キャラクター「かし丸くん」です。かし丸くんが頭に被っているのは祐徳稲荷神社のきつねと鹿島市の特産品みかんです。胸には鹿島市の花「さくら」が付いて、袴は古い町並みで有名な「肥前浜宿」の土蔵をイメージしています。（平成25年3月誕生）



市章

「かしま」の「か」を圖案化したもの。円は融和と団結を意味し、頂点の尖りは永久の向上をあらわしているもので、発展と躍進を全体でまとめたものです。（昭和29年制定）

目次

市役所案内	4~5
エイブル案内	6
かたらい案内	7
蟻尾山公園案内	8
その他施設案内	9
各種証明・手続き	10~11
問い合わせ先一覧	12~13
洪水ハザードマップ	14
緊急避難所一覧	15
災害に備えて	16~17
コミュニティバス	18~19

妊娠・出産



妊娠したら

- ・母子健康手帳交付 20
- ・不妊治療費の一部助成 20

出産したら

- ・戸籍の届出(出生届) 21
- ・出産育児一時金 21
- ・赤ちゃん相談 21
- ・家庭訪問 21

子育て

子育て支援

- ・低出生体重児の届出と訪問指導 22
- ・未熟児療育医療給付 22
- ・母子健康手帳アプリ 22

子育て支援

- ・2か月児相談 23
- ・離乳食教室 23
- ・幼児食教室 23
- ・ひろばの集い 23
- ・子育てなんでも相談 24
- ・フッ化物塗布 24
- ・チャイルドシート貸出 24
- ・病児・病後児保育 24
- ・子育て短期支援事業 24
- ・母子保健推進員 25
- ・食育 25
- ・児童虐待に関する相談・通告 26

乳幼児の健診・予防接種

- ・乳幼児健康診査 27
- ・乳幼児の予防接種 27

子どもの福祉

子どもの福祉

- ・子どもの医療費助成 28
- ・ひとり親家庭等医療費助成 29
- ・すこやか教室 29
- ・児童扶養手当 30
- ・児童手当 30
- ・放課後児童クラブ 31

保育所

認定こども園

幼稚園

- ・幼稚園・認定こども園 32
- ・保育所 32
- ・延長保育 33
- ・その他の保育事業 33

保育施設一覧

- ・施設一覧 34
- ・施設とお散歩スポット 35
- ・子育て支援施設一覧 36
- ・医療機関一覧 37

子どもの教育

各種手続き

- ・小・中学校入学手続き 38
- ・就学援助制度 38
- ・小・中学校の転校手続き 38

各種相談

- ・就学指定校の変更 39
- ・通級による指導 39
- ・まなびの通級指導 ことばの通級指導
- ・適応指導教室さくら 39

学校給食

- ・市の学校給食の基本方針 40
- ・保護者負担金(給食費) 40

いじめ

- ・いじめ防止対策推進法 41
- ・小中学生のインターネットの安全利用に関する指針 41

住まい

転入する・転居する

- ・転入届 42
- ・転居届 42
- ・世帯変更届 42
- ・移住のススメ 42
- ・転入の際の各種手続き 43

家を探す

- ・公営住宅の申込み 44
- ・鹿島市定住促進住宅 44

転出する

- ・転出の際の各種手続き 45

選挙



選挙

- ・選挙権と選挙人名簿 46
- ・期日前投票と不在者投票 46
- ・政治家の寄附の禁止 46

国民年金

国民年金

- ・国民年金に加入する 47
- ・国民年金の免除制度 47
- ・国民年金に関する手続き 47

上水道



上水道

- ・水道に関する手続き 48
- ・水道料金 48
- ・漏水したとき 48
- ・水道工事 48

下水道

下水道

- ・下水道の設備 49
- ・浄化槽 49
- ・水道料金のしくみ 49

環境



ごみ処理

- ・ごみの出し方 50
- ・市では回収しないごみ 51
- ・事業系ごみ 51
- ・ごみのリサイクル 51
- ・ごみ処理器購入補助 51

ペット

- ・犬の登録 52
- ・去勢手術助成 52
- ・ペットの飼い方 52

その他

- ・太陽光発電設備補助 53
- ・マダニによる感染症 53

健康

大人の健診

- ・各種健康診査 54
- ・成人健康相談 55
- ・国保の特定健診 56
- ・高齢者の予防接種 56

国民健康保険

- ・国保への加入と届出 57
- ・受けられる給付 57
- ・医療費の全額負担(療養費) 57
- ・高額療養費 58
- ・国保加入者の助成制度 58
- ・交通事故にあったとき 59
- ・鍼灸マッサージ無料相談 59

地域包括支援センター

- ・主な事業 59

介護保険

介護保険

- ・介護保険のしくみ 60
- ・介護保険の対象者 60
- ・介護保険のサービス 60
- ・利用者負担の軽減 60

後期高齢者医療

- ・対象となる人 61
- ・負担割合と自己負担限度額 61
- ・受けられる給付 62
- ・後期高齢者の健康診査 62
- ・加入者への助成制度 63
- ・交通事故にあったとき 63
- ・保険料の納め方 63

大人の福祉

障がい福祉

- ・障害者手帳 64
- ・障がい者の福祉サービス 64
- ・障がい者の医療サービス 65
- ・運賃等各種料金の割引 66
- ・税の控除・減免 66
- ・パーキングパーミット 67
- ・各種相談 67

高齢者福祉

- ・在宅福祉サービス 68
- ・日常生活用具の給付 68
- ・施設サービス 68
- ・長寿のお祝い 68

社会福祉協議会

- ・社会福祉協議会の事業 69
- 生活支援体制整備
- ふれあい・いきいきサロン
- 福祉器具貸出 ほか
- ・修学資金、就学支度金貸付 70

民生児童委員

71

自殺対策

71

救急医療 72

ジェネリック医薬品 72

市議会

市議会

73



税金

住民税

- ・集合徴収 74
- ・セルフメディケーション税制 75

固定資産税

- ・対象となる資産 75
- ・家を新築、改築したとき 76
- ・償却資産 76

国民健康保険税

- ・税のしくみ 77
- ・低所得者への税の軽減 77
- ・国保の加入と喪失 78
- ・非自発的失業者に対する軽減 78

軽自動車税

- ・納付方法、税額など 79
- ・軽自動車の登録と廃車 79
- ・軽自動車税の減免 79

税金の納付期限

- ・納期と納付方法 80
- ・税金の滞納 80

還付金詐欺 80

生涯学習

各種生涯学習事業

- ・エイブルの木 81
- ・陶芸教室 81
- ・出前講座 81
- ・シルバー人材センター 81

観光案内 82~85

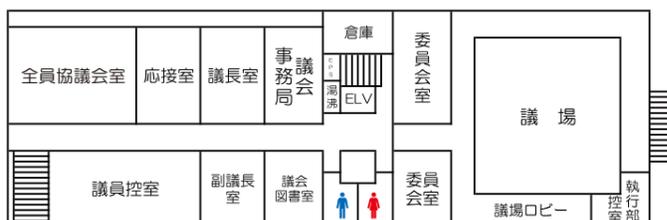
市内マップ 86,87

市役所ご案内

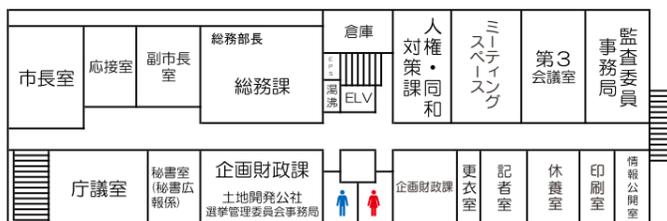
市庁舎



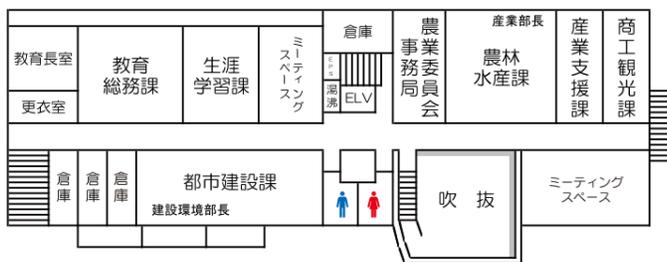
- 5**
- 大会議室
 - 小会議室
 - 傍聴席 ほか



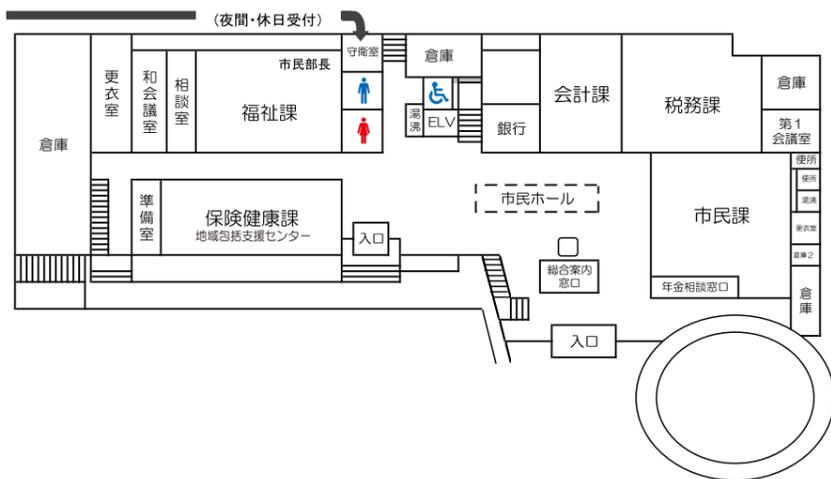
- 4**
- 議会事務局
 - 議場
 - 会議室
 - 議員控室 ほか



- 3**
- 総務部
 - 市長室・副市長室
 - 総務課
 - 企画財政課
 - 選挙管理委員会
 - 人権・同和对策課
 - 監査委員事務局 ほか



- 2**
- 建設環境部
 - 都市建設課
 - 産業部
 - 農林水産課
 - 産業支援課
 - 商工観光課
 - 教育委員会
 - 教育総務課
 - 生涯学習課
 - 農業委員会



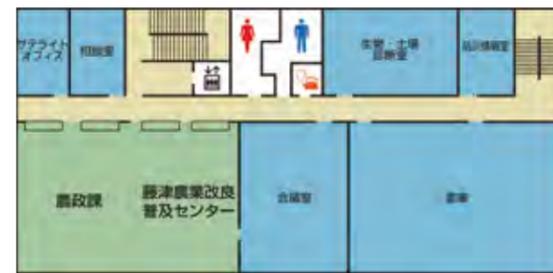
- 1**
- 市民部
 - 市民課
 - 保険健康課
 - 地域包括支援センター
 - 福祉課
 - 税務課
 - 会計課 ほか

市役所ご案内

新世紀センター



- 4**
- 佐賀県杵藤農林事務所
 - 総務課
 - 林務課
 - 農村環境課
 - 地盤沈下対策課 ほか



- 3**
- 佐賀県杵藤農林事務所
 - 農政課
 - 藤津農業改良普及センター
 - 生物・土壌診断室 ほか



- 2**
- 災害対策連絡室
 - 備蓄資材用品保管室
 - 消防団本部 ほか



- 1**
- 建設環境部
 - 環境下水道課
 - ラムサール条約推進室
 - 水道課
 - 備蓄資材用品保管室 ほか

佐賀県杵藤農林事務所

鹿島市第2庁舎

【市庁舎 外観】



【新世紀センター 外観】



ちょっとブレイク 新世紀センターってなに？

新世紀センターは安全・安心のまちづくりと、県の現地機関の再整備を目的に設置し、平成28年8月に完成しました。

鉄骨造4階建てで、1、2階には災害対策本部や防災無線室、ライフライン機能の集約として上下水道部門が入居しています。

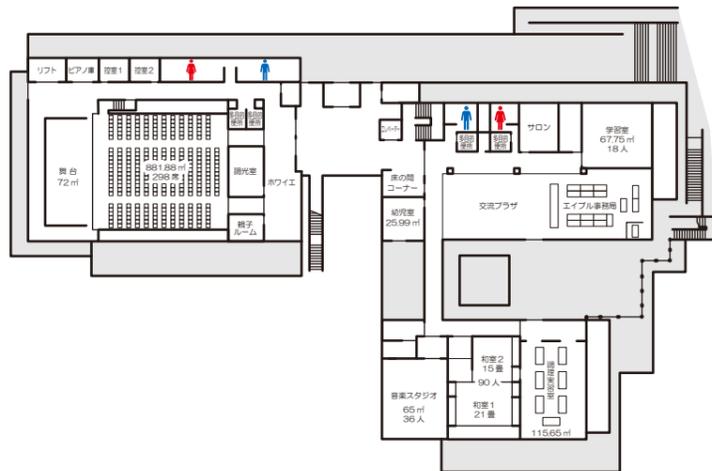
災害時には入居している県の機関と緊密に連携し、迅速な災害対策が可能となるものです。

生涯学習センターエイブルご案内

市民交流プラザ「かたらい」ご案内



- 3**
- 研修施設
 - 生活工房 A
 - 生活工房 B
 - 研修室 A
 - 研修室 B ほか

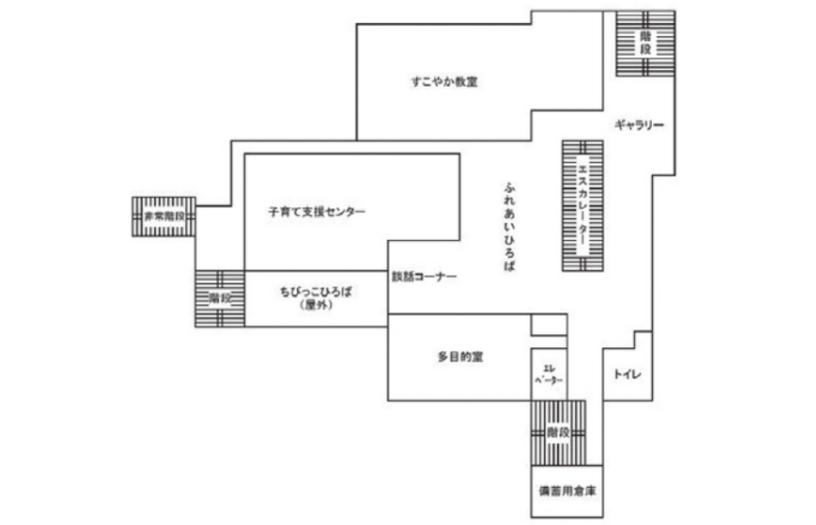


- 2**
- 生涯学習関係施設
 - ホール(298席)
 - 音楽スタジオ
 - 和室1
 - 和室2
 - 調理実習室
 - 学習室
 - 幼児室
 - エイブル事務局 ほか

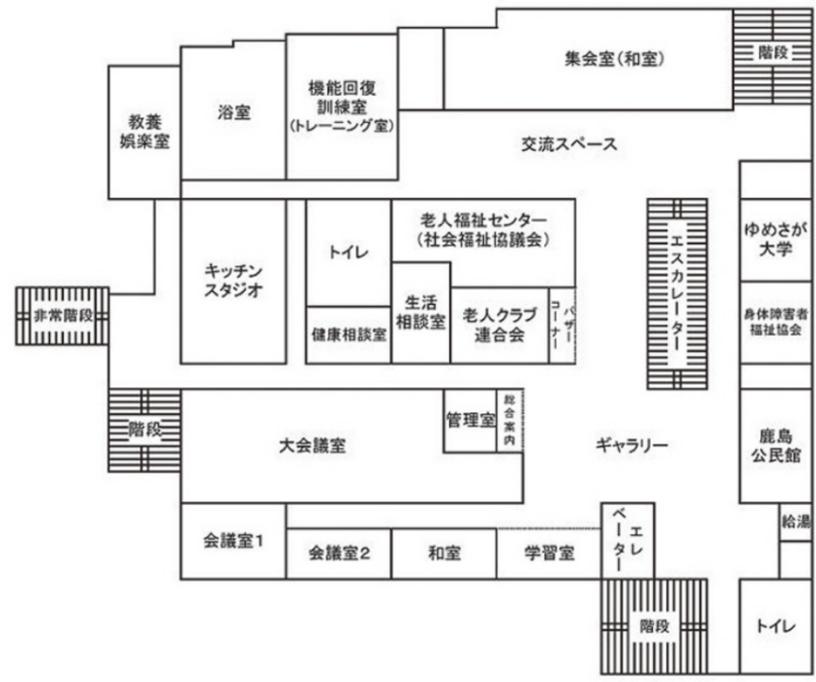


- 1**
- 市民図書館・保健センター
 - 市民図書館
 - すくすくルーム
 - いきいきルーム
 - 診察室1~3
 - 保健センター事務室 ほか

【お問い合わせ】
 エイブル事務局 TEL:0954-63-2138
 保健センター TEL:0954-63-3373



- 4**
- 子育て支援センター
 - すこやか教室
 - ふれあいひろば
 - ちびっこひろば(屋外) ほか



- 3**
- 施設概要
 - 社会福祉協議会
 - 老人クラブ連合会
 - キッチンスタジオ
 - 集会室(和室)
 - 機能回復訓練室 ほか

【お問い合わせ】
 市民交流プラザ「かたらい」管理室
 鹿島市大字高津原4326番地1
 TEL:0954-63-3030
 FAX:0954-63-3031



蟻尾山公園

蟻尾山公園は中核都市鹿島にふさわしい総合公園を目指し、スポーツ・レクリエーションの核として平成3年度から整備してきました。現在の敷地面積は約22haで、平成35年に佐賀県で開催される「第78回国民体育大会・第23回全国障害者スポーツ大会」では、アーチェリーと軟式野球の競技会場として予定されています。

また、クロスカントリーコースが陸上競技場に併設されており、平成23年度から取り組んでいる「鹿島スポーツ合宿」誘致事業により、箱根駅伝でも有名な大学駅伝チームがここで練習されています。

公園内には陸上競技場や野球場のほか、グラウンドゴルフ場やフットサル、3on3など手軽にできるミニスポーツ広場、遊具が備わった花見広場や展望広場など、色々な施設があります。



野球場



■施設概要
 両翼98m、中堅122m
 方位は磁北より東よりに45度
 内野は黒土混合土、外野は改良高麗芝舗装
 ブルペンはファールグラウンド外
 外野スタンドの高さは120cm、ディフェンスラバー設置
 【使用期間】 3月1日から11月30日までの
 日の出から日没まで
 【休場日】 毎週火曜日(火曜日が休日のときは、翌日)

陸上競技場



■施設概要
 日本陸上競技連盟の第3種公認競技場です。
 各種陸上競技のほか、中央はサッカーができる芝生のインフィールドとなっています。
 【休場日】 毎週火曜日(火曜日が休日のときは、翌日)

■クロスカントリー
 コース1周1.4kmコースと2.3kmコースがあります。
 使用料は無料です。
 公園内の近くの駐車場をご利用ください。



■グラウンド・ゴルフ場
 (公社)日本グラウンド・ゴルフ協会認定コース(認定番号214号)
 12ホール(15m・25m・30m・50mの各3ホール)常設
 全面天然芝(高麗芝)



[申込み・お問い合わせ]
 鹿島市体育協会 TEL:0954-62-3379

その他の公共施設

市民会館



■施設概要
 ■大ホール 929人収容
 ■大小会議室6 和室1 調理実習室1
 現在の市民会館は完成から半世紀以上が経過し、老朽化が進んでいることから、現施設は平成31年3月で使用を中止することが決定しています。現在、新市民会館建設について「市民会館建設検討委員会」で、その規模等について検討されています。

市内の主な公園

公園の番号は市内マップで位置が確認できます。

公園等の名称	広場	遊具	トイレ	駐車場	その他の設備
① 城内公園	なし	あり	なし	専用駐車場あり	
② 七浦海浜スポーツ公園	なし	なし	あり	専用駐車場あり	観覧席(海側) 道の駅鹿島 体育館 プール
③ 北公園	芝生	あり	あり	専用駐車場あり	テニスコート ジャブジャブ池
④ 西峰団地公園	ダート	なし	なし	なし	
⑤ 中川公園	ダート	あり	あり	市役所駐車場を利用	ナイター設備あり
⑥ 旭ヶ岡公園	なし	なし	あり	城内公園駐車場を利用	桜まつり会場
⑦ 蟻尾山公園(8ページに詳細)	芝生	あり	あり	専用駐車場あり	
⑧ 臥竜ヶ岡公園	ダート	あり	あり	専用駐車場あり	ナイター設備あり ゲートボール場 草スキー場 城の上公園
⑨ 西牟田公園	芝生	なし	あり	専用駐車場あり	国道207号バイパス沿いにあります



旭ヶ岡公園



北公園



七浦海浜スポーツ公園



臥竜ヶ岡公園

[お問い合わせ]
 ①③④⑤⑥⑦⑧⑨は都市建設課 TEL 0954-63-3415 ②は生涯学習課 TEL 0954-63-2125

海道するべ

鹿島市産業活性化施設「海道するべ」

地元の農林水産物やさまざまな地域資源の研究や加工、人の交流や産業間の連携を通じて、新たな地域活力の創造や産業活性化を図ることを目的とした市の産業活性化拠点施設です。

- 所在地 鹿島市大字音成甲1896番地1
- 開館時間 9時～17時
(利用者の希望により22時まで延長可能)
- 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は開館し、翌日休館)
祝日の翌日・12月29日から翌年の1月3日までの日
- お問い合わせ TEL 0954-63-8060



公民館

市内6地区の公民館は地域の生涯学習の拠点です。お気軽にご利用ください。

- 鹿島公民館(市民交流プラザ3階)
TEL 0954-63-2109
- 北鹿島公民館
TEL 0954-62-2014
- 浜公民館
TEL 0954-62-2534
- 七浦公民館(漁村センター)
TEL 0954-62-8325
- 古枝公民館(林業センター)
TEL 0954-62-2749
- 能古見公民館(ごみふれあい楽習館)
TEL 0954-62-3373

各種証明や手続き

お問い合わせ：市民課 TEL 0954-63-2117

証明書申請時には本人確認をしています。運転免許証など公的機関発行の写真付き証明書の場合は1通、保険証・年金手帳などの場合は複数提示してください。



戸籍

種類	内容	手数料	
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	戸籍に記載されている全部を写したもの	450円	1.本人、配偶者、直系血族以外からの申請は委任状が必要 2.本籍が鹿島市の場合、申請できます
戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	戸籍に記載されている人のうち必要な人だけを写したもの	450円	
除籍謄本・抄本	戸籍に記載されている人すべてが除籍された戸籍の全部または一部の証明	750円	
改製原戸籍謄本・抄本	改製される前の戸籍に記載されている人の全部または一部の証明	750円	
戸籍記載事項証明	戸籍に記載されている事項のうち、必要な事項を証明するもの	350円	
戸籍の附票の写し	戸籍に記載されている人の住所の異動経歴を証明するもの	300円	
身分証明書	後見人、破産宣告の有無を証明するもの	300円	本人以外は委任状が必要
戸籍届書受理証明書	戸籍の届出が受理されたことを証明するもの	350円	届出人のみ申請可 届出地での交付

住民票・印鑑登録証明書

種類	内容	手数料	
住民票の写し	住民基本台帳に記載されていることの証明	300円	同一世帯以外の人からの申請は委任状が必要
住民票記載事項証明	住民基本台帳に記載されている事項のうち必要な事項を証明するもの	300円	
広域交付住民票	鹿島市外に住居している人の証明	300円	同一世帯の人のみ申請可
印鑑登録証明書	登録している印鑑を証明するもの	300円	印鑑登録証が必要

郵便による請求ができます(市外に住んでいる人)

戸籍、身分証明書などは郵便による請求もできます。請求方法などは市民課にお問い合わせください。

電話予約により開庁時間外に各種証明書を発行します

本人または同一世帯の人に限り、電話予約した各種証明書を市役所の開庁時間外に交付を受けることができます。交付を受ける際は電話した本人または同一世帯の人が来庁し、本人確認書類の提示(印鑑登録証明書の交付時には印鑑登録証)が必要です。

予約の電話は開庁時間内(8:30~17:00)をお願いします。

時間外交付ができる各種証明書

市民課に予約するもの

- ①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③所得証明書
④課税証明書 ⑤納税証明書 ⑥資産証明書
⑦評価証明書 ⑧所得課税証明書

税務課に予約するもの

- ①名寄帳 ②地籍図(字図)、集成図
③評価通知書 ④公課証明書

●交付時間

平日(月~金)…17:15~20:00

休日(土・日・祝及び12月29日~1月3日)…8:30~20:00

●交付場所 市役所守衛室

印鑑登録

印鑑登録ができる人は、15歳以上で鹿島市に住居している人です。

登録手続きは本人が来庁して行うのが原則ですが、病気などでどうしても来庁できない場合は、代理人による手続き(事前にご相談ください)ができます。

印鑑登録証がないと印鑑登録証明書は交付できませんので、大切に保管してください。もし、なくした場合は、いまの登録を廃止し、新たに登録することになり、再登録(500円)が必要になります。

登録に必要なもの

- 登録する印かん
●顔写真付きの公的機関発行の証明書
(運転免許証、パスポート、個人番号カードなど)

手続きの方法

印鑑登録申請書に必要事項を記入し、登録する印かんおよび公的機関発行の顔写真付き証明書を提示してください。登録する印かんにはサイズ・材質等に制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

旅券(パスポート)

鹿島市で申請ができる人は、原則として市内に住居している人です。

申請窓口と受付時間

市民課 平日(月~金) 8:30~17:00

受領について

旅券(パスポート)は年齢に関係なく、本人以外には交付できません。必ず本人がお越しください。

受領日は申請日から5日目です。(土曜日・日曜日・祝祭日および12月29日から1月3日までは日数に含みません)

手数料

申請時には手数料は必要ありません。受領時に必要な手数料(収入印紙・佐賀県収入証紙)は市内販売店または市役所売店で購入できます。

10年有効旅券 収入印紙 14,000円 収入証紙 2,000円

5年有効旅券 収入印紙 9,000円 収入証紙 2,000円

12歳未満の人 収入印紙 4,000円 収入証紙 2,000円

申請に必要な書類

- 一般旅券発給申請書…1通
●戸籍全部事項証明または個人事項証明…1通
(6か月以内に発行されたもの)

※家族で同時に申請する場合で戸籍が同一の場合は、全部事項証明1通で構いません。

- 写真(フチ無し 縦45mm×横35mm)…1枚
●以前に取得した旅券
●申請者本人を確認する書類…運転免許証など

通知カードとマイナンバーカード

通知カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、マイナンバーが記載されたものになります。

通知カードは全ての人に送られていますが、顔写真が入っていないので、本人確認のときには、免許証などの顔写真が入った証明書などが必要になります。

個人番号カード(マイナンバーカード)は、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。

申請すると、通知カードと引き換えにマイナンバーカードの交付を受けることができます。

再交付手数料

- 通知カード再交付 500円
●マイナンバーカード再交付 800円
(電子証明書は別途200円)



転入・転居・転出の届出……「転入・転居」は42・43ページ、「転出」は45ページをご覧ください。

税務関係の証明書発行……78ページをご覧ください。

戸籍の届出

種類	届出期間	届出人	届出期間に必要なもの
出生届	生まれてから14日以内	父または母	●出生届書1通 ●印かん ●母子健康手帳
婚姻届	届けた日から効力が生じます	夫・妻	●婚姻届書1通 ●夫・妻の印かん ●戸籍謄本(※1) ●未成年者の場合は父母の同意書 ●運転免許証等(本人確認のため)
離婚届	届けた日から効力が生じます ※調停・裁判によるときは調停成立・裁判確定の日から10日以内	協議による離婚の時は夫・妻 裁判によるときは申立人	●離婚届書1通 ●届出人の印かん ●戸籍謄本1通(※1) ●調停・裁判離婚のときは調停調書の謄本または審判書もしくは判決書の謄本と確定証明書 ●運転免許証等(本人確認のため)
離婚の際に称していた氏を称する届出(法77条の2)	離婚届と同時に離婚の日から3か月以内	離婚後も引き続き離婚の際の氏を使用する者	●法77条の2の届書 ●運転免許証等(本人確認のため) ●届出人の印かん ●戸籍謄本1通(※1)
死亡届 死産届	死亡を知った日から7日以内	親族または同居者など	●死亡届書1通 ●届出人の印かん
転籍届	届けた日から効力が生じます	戸籍の筆頭者およびその配偶者	●転籍届書1通 ●届出人の印かん ●戸籍謄本1通(※2) ●運転免許証等(本人確認のため)

※1…本籍が鹿島市の場合、不要 ※2…鹿島市内での転籍の場合は不要

火葬の手続き

杵藤葬斎公園で火葬するときは「火葬・埋葬許可証」が必要です。「死亡届」を提出するとき、同時に手続きを行います。開庁時間外の受付は市役所守衛室で行っています。

持ってくるもの

届出人の印かん・杵藤葬斎公園使用料

※「火葬・埋葬許可書」は納骨のときにも必要ですので、大切に保管してください。

●火葬時刻 10:30/13:00/14:30/16:00

●休業日 1月1日(元日)・8月15日(お盆)

区分	市内住民	市外住民	
火葬料	大人	7,000円	35,000円
	小人(12歳未満)	4,900円	28,000円
	死産児	3,500円	21,000円
焼却料	改葬遺骨	3,500円	21,000円
	人体の一部等	3,500円	21,000円
保管料	遺がい	1,512円	7,560円

※使用料は、1体あたりの金額



問い合わせ先一覧

市民課（市役所 1 階）

▶主な事務▶市民年金係…戸籍・住民基本台帳、印鑑登録、国民年金に関すること。
[TEL] 0954-63-2117 [Eメール] shiminka@city.saga-kashima.lg.jp

税務課（市役所 1 階）

▶主な事務▶課税係…市民税、固定資産税、国民健康保険税等の賦課、地籍調査に関すること。
納税係…市税の収納、督促および滞納処分に関すること。
[TEL] 0954-63-2118 [Eメール] zeimu@city.saga-kashima.lg.jp

福祉課（市役所 1 階）

▶主な事務▶社会福祉係…社会福祉事業、児童および、ひとり親家庭の福祉に関すること。
障がい福祉係…障がい者福祉に関すること。
生活保護係…生活保護に関すること。
[TEL] 0954-63-2119 [Eメール] fukushi@city.saga-kashima.lg.jp

保険健康課（市役所 1 階）

▶主な事務▶長寿社会係…高齢者福祉、介護保険事業に関すること。
国保係…国民健康保険事業、後期高齢者医療制度に関すること。
予防係…生活習慣病予防等その他保健衛生に関すること。
予防係はエイブル1階保健センター内に配置されています。
地域包括支援センター…高齢者の総合相談支援、介護予防事業などに関すること。
[TEL] 0954-63-2120 [Eメール] kokuho@city.saga-kashima.lg.jp

会計課（市役所 1 階）

▶主な事務▶審査出納係…公金の収納および支払いに関すること。
[TEL] 0954-63-2102 [Eメール] kaikei@city.saga-kashima.lg.jp

産業支援課（市役所 2 階）

▶主な事務▶産業支援係…産業間の連携および新たな産業の創出に関すること。
国内外の流通（販路拡大）および産学公連携に関すること。
[TEL] 0954-63-3411 [Eメール] sangyo@city.saga-kashima.lg.jp

商工観光課（市役所 2 階）

▶主な事務▶商工労政係…商工・鉱業の振興および消費者保護に関すること。
観光振興係…観光産業の振興、観光資源の開発および活用、宣伝に関すること。
[TEL] 0954-63-3412 [Eメール] rousei@city.saga-kashima.lg.jp

農林水産課（市役所 2 階）

▶主な事務▶農政係…農業の振興および農業に係る総合的な企画立案および基本計画に関すること。
農山漁村係…農地保全、かんがい排水、用水事業、林業、水産業の振興および基本計画に関すること。
[TEL] 0954-63-3413 [Eメール] norin@city.saga-kashima.lg.jp

農業委員会（市役所 2 階）

▶主な事務▶農地転用および農業者年金に関すること。
[TEL] 0954-63-3417 [Eメール] nougyou@city.saga-kashima.lg.jp

都市建設課（市役所 2 階）

▶主な事務▶住宅係…住宅施策、市営住宅、定住促進（住宅）に関すること。
土木管理係…道路・街路・橋梁の新設・改良・補修および河川改修・補修に関すること。
都市計画係…都市計画、都市公園、景観行政、重要伝統的建造物群保存に関すること。
[TEL] 0954-63-3415 [Eメール] toshi@city.saga-kashima.lg.jp

教育総務課（市役所 2 階）

▶主な事務▶管理係…教育委員会内の総合的な企画および調整に関すること。
学校教育係…学校教育に関する計画および専門的な指導、助言に関すること。
施設整備係…教育施設の計画および建設に関すること。
[TEL] 0954-63-2103 [Eメール] syomu@city.saga-kashima.lg.jp

生涯学習課（市役所 2 階）

▶主な事務▶社会教育・文化係…社会教育、生涯学習事業、社会教育同和、文化財の保護に関すること。
スポーツ係…生涯スポーツ、スポーツ団体に関すること。
[TEL] 0954-63-2125 [Eメール] shougai09@city.saga-kashima.lg.jp

企画財政課（市役所 3 階）

▶主な事務▶秘書広報係…秘書、市政の広報、統計に関すること。
企画係…市政の総合調整、主要施策・計画の管理、地域振興事業、国際交流、ふるさと納税、NPO法人、公共交通、広域行政、情報システムの運用・管理に関すること。
財政係…財政計画、予算の編成およびその運用に関すること。
入札契約係…入札および契約に関すること。
[TEL] 0954-63-2101 [Eメール] kikaku@city.saga-kashima.lg.jp

総務課（市役所 3 階）

▶主な事務▶総務係…例規、文書管理、嘱託員、情報公開、庁舎管理に関すること。
職員係…職員の人事管理に関すること。
防災係…防災、消防、交通安全、防犯に関すること。
[TEL] 0954-63-2113 [Eメール] soumuka@city.saga-kashima.lg.jp

人権・同和対策課（市役所 3 階）

▶主な事務▶人権・同和対策係…人権、同和対策に関すること。
[TEL] 0954-63-2126 [Eメール] douwa@city.saga-kashima.lg.jp

監査委員事務局（市役所 3 階）

▶主な事務▶監査に関すること。
[TEL] 0954-63-2115 [Eメール] kansa@city.saga-kashima.lg.jp

土地開発公社（市役所 3 階・企画財政課内）

▶主な事務▶用地の先行取得に関すること。
[TEL] 0954-63-2127

選挙管理委員会（市役所 3 階・企画財政課内）

▶主な事務▶選挙に関すること。
[TEL] 0954-63-3418 [Eメール] senkan@city.saga-kashima.lg.jp

議会事務局（市役所 4 階）

▶主な事務▶議事管理係…市議会に関すること。
[TEL] 0954-63-2104 [Eメール] gikai@city.saga-kashima.lg.jp

環境下水道課（新世紀センター 1 階）

▶主な事務▶環境係…清掃および環境美化の推進、廃棄物の処理に関すること。
下水道係…公共下水道事業および都市下水路事業の計画、施工に関すること。
[TEL] 0954-63-3416 [Eメール] kankyuu@city.saga-kashima.lg.jp

ラムサール条約推進室（新世紀センター 1 階）

▶主な事務▶登録区域の保全管理、環境教育啓発・利活用、湿地等の調査研究および地域活性化に関すること。
[TEL] 0954-63-3416 [Eメール] kankyuu@city.saga-kashima.lg.jp

水道課（新世紀センター 1 階）

▶主な事務▶管理係…水道料金の賦課および収納に関すること。
工務係…水道工事に関すること。
[TEL] 0954-62-3718 [Eメール] suido@city.saga-kashima.lg.jp

保健センター（エイブル1階）

▶主な事務▶妊婦、乳児、幼児の健康診査、各種健診 [TEL] 0954-63-3373

子育て支援センター（市民交流プラザ『かたらい』4階）

▶主な事務▶子育て相談、子ども用遊具、屋外ひろば [TEL] 0954-63-0874

学校給食センター（別館）

▶主な事務▶学校給食運営に関すること。[TEL] 0954-63-2453 [Eメール] kyushoku@city.saga-kashima.jp

海道しるべ（鹿島市産業活性化施設）

佐賀県鹿島市大字音成甲 1896 番地 1 [TEL] 0954-63-8060 [Eメール] sangyo@city.saga-kashima.lg.jp

小学校・中学校

鹿島小学校 [TEL] 0954-63-5255 [所在地] 〒849-1311 鹿島市大字高津原 231 番地のイ

明倫小学校 [TEL] 0954-62-5252 [所在地] 〒849-1312 鹿島市大字納富分甲 59 番地

能古見小学校 [TEL] 0954-63-3983 [所在地] 〒849-1314 鹿島市大字山浦甲 2246 番地

古枝小学校 [TEL] 0954-62-3702 [所在地] 〒849-1321 鹿島市古枝甲 1248 番地の 2

浜小学校 [TEL] 0954-62-2444 [所在地] 〒849-1322 鹿島市浜町 1239 番地

北鹿島小学校 [TEL] 0954-62-4075 [所在地] 〒849-1301 鹿島市大字常広 420 番地

七浦小学校 [TEL] 0954-62-8821 [所在地] 〒849-1323 鹿島市大字音成戊 1563 番地

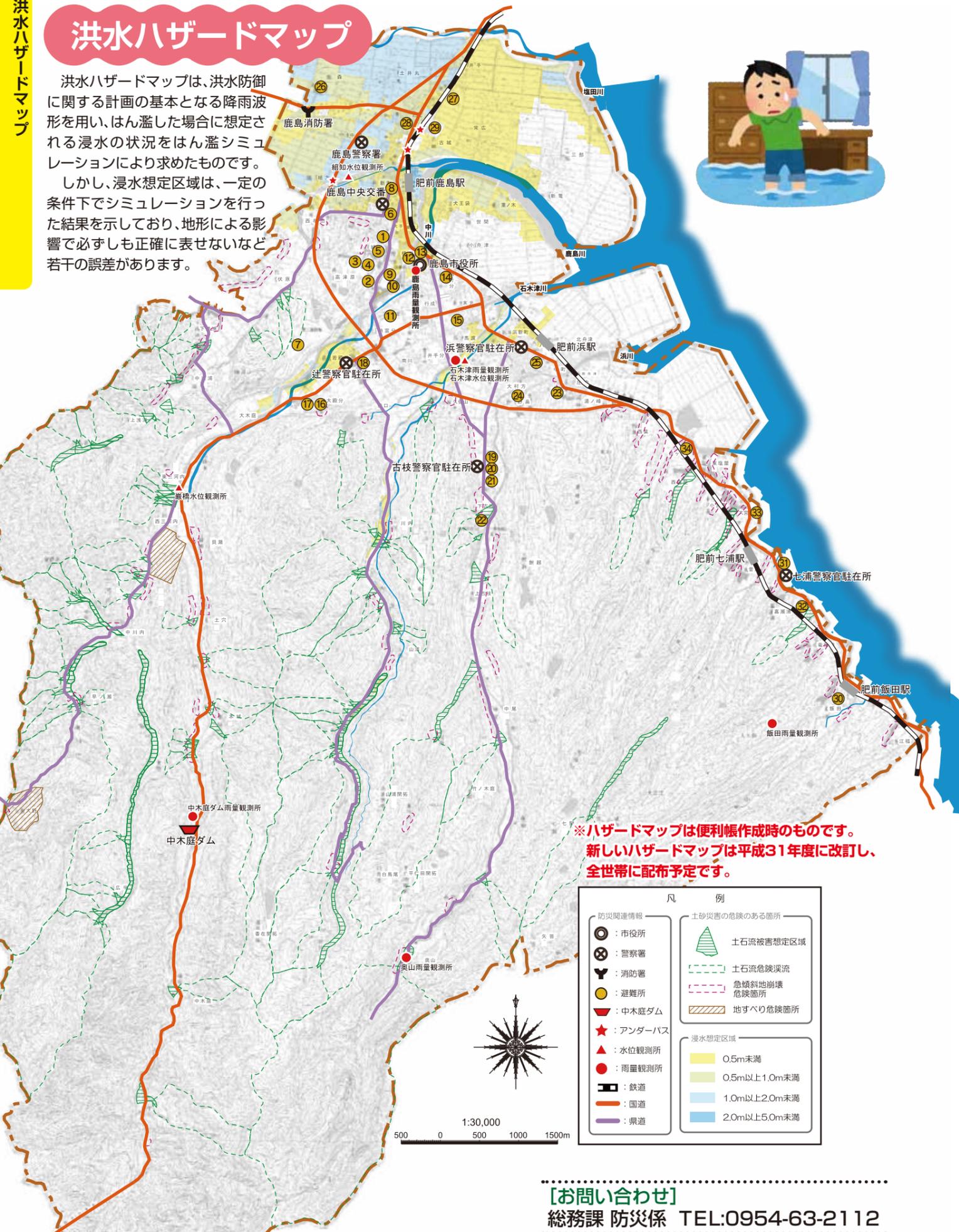
七浦小学校音成分校 [TEL] 0954-62-4607 [所在地] 〒849-1323 鹿島市大字音成乙 4352 番地

西部中学校 [TEL] 0954-62-1211 [所在地] 〒849-1312 鹿島市大字納富分 1435 番地

東部中学校 [TEL] 0954-63-5245 [所在地] 〒849-1322 鹿島市浜町甲 4020 番地

洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップは、洪水防御に関する計画の基本となる降雨波形を用い、はん濫した場合に想定される浸水の状況をはん濫シミュレーションにより求めたものです。しかし、浸水想定区域は、一定の条件下でシミュレーションを行った結果を示しており、地形による影響で必ずしも正確に表せないなど若干の誤差があります。



※ハザードマップは便利帳作成時のものです。
新しいハザードマップは平成31年度に改訂し、
全世帯に配布予定です。

凡 例

○：市役所	△：土砂災害の危険のある箇所
⊗：警察署	▲：土石流被害想定区域
⚡：消防署	---：土石流危険渓流
●：避難所	---：急傾斜地崩壊危険箇所
■：中木庭ダム	▨：地すべり危険箇所
★：アンダーパス	
▲：水位観測所	浸水想定区域
●：雨量観測所	0.5m未満
⚡：鉄道	0.5m以上1.0m未満
—：国道	1.0m以上2.0m未満
—：県道	2.0m以上5.0m未満



[お問い合わせ]
総務課 防災係 TEL:0954-63-2112

緊急避難場所一覧



※地図中に①から⑳の番号を表示しています。

番号	地区	名称	収容可能人員	電話	大雨	台風	地震	津波	大規模な火事
①	鹿島	市民武道館	290人	63-3430	○	○	○	○	
②	〃	田澤記念館	60人	63-1622	○	○			
③	〃	六洲荘	230人	62-3333	○	○			
④	〃	鹿島高等学校赤門学舎	670人	62-4136	○	○	○	○	
⑤	〃	鹿島高等学校大手門学舎	670人	63-3126	○	○	○	○	
⑥	〃	市民交流プラザ	790人	63-3030	○	○	○	○	○
⑦	〃	市民球場	40人	63-6734	○	○	○	○	
⑧	〃	鹿島商工会議所	120人	63-3231	○	○			
⑨	〃	鹿島小学校	420人	63-5255	○	○	○	○	
⑩	〃	市民体育館	630人	62-0852	○	○	○	○	
⑪	〃	西部中学校	1,000人	62-1211	○	○	○	○	
⑫	〃	市民会館	220人	62-2105	○	○	○	○	
⑬	〃	生涯学習センター	420人	63-2125	○	○	○	○	○
⑭	〃	J Aさが鹿島支所	330人	62-7111	○	○			
⑮	〃	明倫小学校	430人	62-5252	○	○	○	○	
⑯	能古見	のごみふれあい楽習館	610人	62-3373	○	○	○	○	○
⑰	〃	能古見小学校	250人	63-3983	○	○	○	○	
⑱	〃	J Aさが能古見支所	70人	62-7121	○	○			
⑲	古枝	古枝小学校	250人	62-3702	○	○	○	○	
⑳	〃	林業センター	70人	62-2749	○	○	○	○	○
㉑	〃	林業体育館	390人	62-6686	○	○	○	○	
㉒	〃	祐徳稲荷神社参集殿	230人	62-2151	○	○			
㉓	浜	臥竜ヶ岡体育館	400人	62-2534	○	○	○	○	○
㉔	〃	東部中学校	690人	63-5245	○	○	○	○	
㉕	〃	浜小学校	250人	62-2444	○	○	○	○	
㉖	北鹿島	五ノ宮神社	20人	62-4040	○	○			
㉗	〃	北鹿島体育館	480人	63-1137	○	○	○		
㉘	〃	北鹿島公民館	60人	62-2014	○	○	○		○
㉙	〃	北鹿島小学校	250人	62-4075	○	○	○		
⑳	七浦	圓徳寺	50人	62-8949	○				
㉑	〃	漁村センター	110人	62-8325	○		○		○
㉒	〃	七浦小学校	290人	62-8821	○	○	○	○	
㉓	〃	七浦海浜スポーツ公園体育館	300人	63-5013	○		○		
㉔	〃	七浦小学校音成分校	100人	62-4607	○	○	○	○	
			11,190人		11,190	10,730	10,080	8,880	2,460

注) 鹿島高等学校と鹿島実業高等学校は平成30年4月1日に統合し、それぞれ④「鹿島高等学校赤門学舎」、⑤「鹿島高等学校大手門学舎」となります。
 ※指定緊急避難場所の指定基準…地域の状況等を勘案し、異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たす施設又は場所を指定。
 ①管理条件 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。当該施設が地震に対して安全な構造であること。
 ②立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
 ③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

避難時の心得

豪雨時には、防災行政無線や広報車による避難勧告などに注意しておきましょう。



動きやすい服装で、軍手をはめ、ヘルメットなど頭部を保護するものを着用します。履き物は、長靴よりもひもでしめられる運動靴にしましょう。レインコートは、上下分かれているタイプが良いでしょう。



避難するときは、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めます。戸締りも忘れずに。



避難先や安否情報をメモして扉に貼っておき、自分たちの所在がわかるようにしておきましょう。

車での避難は、歩行者や緊急車両の通行の妨げとなるので使用を避けてください。



切れた電線のそばなど、危険な場所に近寄らないようにしましょう。



土砂災害の前兆現象

がけ崩れ

木が揺れる
小石が落ちる
ひび割れ
湧水の量が増える

土石流

山の樹木がザワザワ騒ぐ
山鳴り・地鳴り
木の裂ける音
腐った土の臭い

地すべり

木の騒ぐ音
ひび割れ・段差
池が濁る
水が噴き出す
道路などにひび割れ

根の切れる音
頭部のひび割れ
木が傾く
木が倒れる
ひび割れが大きくなる
小石がバラバラ落ちる
湧水がとまる
あるいは噴き出す

川の水位が急に下がる
流木が混じる
急に水が濁る

家が傾く
斜面にひび割れ
道路などにひび割れ
川が濁る

知っておこう！

災害伝言ダイヤルの使い方

伝言の録音のしかた
171-1- 被災者宅の電話番号 (0954-00-0000) -1#- (録音) 9#

伝言の再生のしかた
171-2- 被災者宅の電話番号 (0954-00-0000) -1#- (録音) 9#



雨の強さと感じ方

<p>やや強い雨 1時間に10~20mmの雨</p> <p>地面一面に水たまりができ、話し声が聞き取りにくくなります。</p>	<p>強い雨 1時間に20~30mmの雨</p> <p>傘をさしていても濡れてしまうほどの雨です。</p>	<p>激しい雨 1時間に30~50mmの雨</p> <p>バケツをひっくり返したような雨です。</p>	<p>非常に激しい雨 1時間に50~80mmの雨</p> <p>滝のように降り、あたりが水しぶきで白っぽくなります。</p>	<p>猛烈な雨 1時間に80mm~の雨</p> <p>息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じます。</p>
--	--	--	---	--

非常時の持出品

自分が必要な物を自分が持ち出せる量で備えておきましょう。

重さの目安	成人男性	成人女性
	15kg	10kg

- ☆必需品
- ラジオ
 - 予備の電池
 - 軍手
 - ロープ (5m)
 - ローク
 - ライター
 - 懐中電灯
 - 携帯電話
-

- ☆貴重品
- 現金 (小銭も)
 - 免許証
 - 印鑑
 - 診察券
 - 家族の写真、記録、連絡先
 - 預金通帳
 - 健康保険証
-

- ☆非常食品
- 飲料水
 - 乾パンなど
 - インスタント食品
 - 栄養補助食品
 - 食品用ラップ
-

- ☆生活用品
- 衣類
 - スリッパ
 - タオル
 - 生理用品
 - 石鹸・歯ブラシ
 - ライター
 - レインコート
 - ポリ袋
 - レジャーシート
-

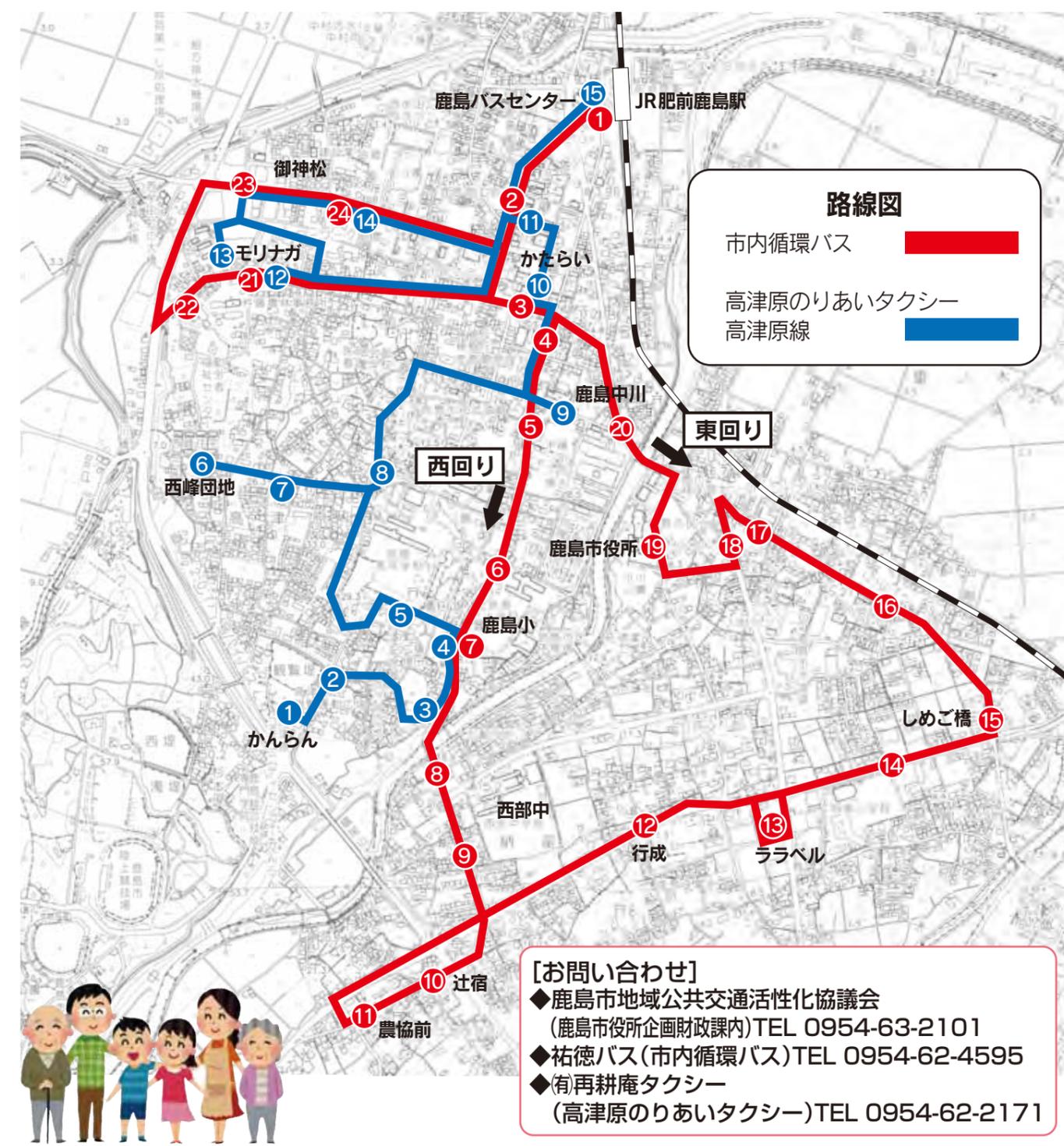
- ☆応急医薬品
- 常備薬
 - ポケットティッシュ
 - ウエットティッシュ
 - 救急セット
-

- ☆その他
- ベビー用品
 - 防災ずきん・ヘルメット
 - 筆記用具
-



鹿島市では、高齢者や学生など、いわゆる「交通弱者」の「生活の足」として、市内循環バスと高津原のりあいタクシー（以下「コミュニティバス」という。）を運行しています。

近年、路線バス利用者の減少などから、維持困難な路線の廃止や運行本数削減など、交通弱者の利用環境の厳しさが増えています。コミュニティバスは、このような状況を少しでも改善するために、国の補助金を活用して運行しており、今後も継続して運行できるように、みなさんの積極的なご利用をお願いします。



路線図
 市内循環バス
 高津原のりあいタクシー
 高津原線

【お問い合わせ】
 ◆鹿島市地域公共交通活性化協議会
 (鹿島市役所企画財政課内) TEL 0954-63-2101
 ◆祐徳バス(市内循環バス) TEL 0954-62-4595
 ◆有再耕庵タクシー
 (高津原のりあいタクシー) TEL 0954-62-2171



市内循環バス ○運賃 大人200円/回 高校生以下100円/回 未就学児/無料
 ○運休 毎週日曜日及び祝日、12月31日~1月3日

西回り				東回り			
	1便	4便	6便		2便	3便	5便
① 鹿島バスセンター	7:55	13:25	15:25	① 鹿島バスセンター	9:05	10:05	14:25
② 鹿島新町(織田病院前)	7:56	13:26	15:26	② 鹿島新町(織田病院前)	9:06	10:06	14:26
③ 公園入口(佐賀西信用前)	7:57	13:27	15:27	③ 高木眼科前	9:07	10:07	14:27
④ 幸通り	7:57	13:27	15:27	④ 御神松	9:08	10:08	14:28
⑤ 道場前	7:58	13:28	15:28	⑤ 鹿島総合庁舎前	9:11	10:11	14:31
⑥ 鹿島小学校前	7:59	13:29	15:29	⑥ 西牟田(別府整形外科前)	9:12	10:12	14:32
⑦ 体育館前	8:00	13:30	15:30	⑦ 公園入口(佐賀西信用前)	9:13	10:13	14:33
⑧ 西部中学校前	8:01	13:31	15:31	⑧ 鹿島・中川	9:14	10:14	14:34
⑨ どんとこい前	8:02	13:32	15:32	⑨ 鹿島市役所・エイブル前	9:15	10:15	14:35
⑩ 辻宿	8:04	13:34	15:34	⑩ 泉通り	9:16	10:16	14:36
⑪ 農協前	8:04	13:34	15:34	⑪ 小舟津	9:17	10:17	14:37
⑫ 行成	8:08	13:38	15:38	⑫ 鹿島農協入口	9:18	10:18	14:38
⑬ ララベル	8:11	13:41	15:41	⑬ しめご橋	9:18	10:18	14:38
⑭ ドラモリ・コメリ前	8:13	13:43	15:43	⑭ ドラモリ・コメリ前	9:19	10:19	14:39
⑮ しめご橋	8:14	13:44	15:44	⑮ ララベル	9:21	10:21	14:41
⑯ 鹿島農協入口	8:14	13:44	15:44	⑯ 行成	9:24	10:24	14:44
⑰ 小舟津	8:15	13:45	15:45	⑰ 辻宿	9:27	10:27	14:47
⑱ 泉通り	8:16	13:46	15:46	⑱ 農協前	9:27	10:27	14:47
⑲ 鹿島市役所・エイブル前	8:17	13:47	15:47	⑲ どんとこい前	9:30	10:30	14:50
⑳ 鹿島・中川	8:18	13:48	15:48	⑳ 西部中学校前	9:31	10:31	14:51
㉑ 公園入口(中川たねもの前)	8:19	13:49	15:49	㉑ 体育館前	9:32	10:32	14:52
㉒ 西牟田(別府整形外科前)	8:20	13:50	15:50	㉒ 鹿島小学校前	9:33	10:33	14:53
㉓ 鹿島総合庁舎前	8:21	13:51	15:51	㉓ 道場前	9:34	10:34	14:54
㉔ 御神松	8:24	13:54	15:54	㉔ 幸通り	9:35	10:35	14:55
㉕ 高木眼科前	8:25	13:55	15:55	㉕ 公園入口(中川たねもの前)	9:35	10:35	14:55
㉖ 鹿島新町(織田病院前)	8:26	13:56	15:56	㉖ 鹿島新町(織田病院前)	9:36	10:36	14:56
㉗ 鹿島バスセンター	8:27	13:57	15:57	㉗ 鹿島バスセンター	9:37	10:37	14:57

平成29年10月1日改正

高津原のりあいタクシー ○運賃 大人300円/回 高校生以下100円/回 未就学児/無料
 ○運行 毎週火曜日・木曜日・土曜日
 ○運休 祝日および8月13日~15日、12月31日~1月3日

高津原線(往路)	1便	2便	3便	4便	6便	高津原線(復路)	5便	7便	8便
① かんらん	8:30	9:15	10:00	10:45	13:00	⑮ 鹿島駅前	11:30	13:45	14:30
② 旭ヶ岡保育園前	8:31	9:16	10:01	10:46	13:01	⑭ 高木眼科前	11:33	13:48	14:33
③ 吹上荘	8:33	9:18	10:03	10:48	13:03	⑬ モリナガ	11:35	13:50	14:35
④ 体育館前	8:35	9:20	10:05	10:50	13:05	⑫ 別府整形外科	11:37	13:52	14:37
⑤ 田澤記念館	8:37	9:22	10:07	10:52	13:07	⑪ 織田病院	11:40	13:55	14:40
⑥ 西峰団地	8:41	9:26	10:11	10:56	13:11	⑩ ピオ・かたらい	11:41	13:56	14:41
⑦ 旧公民館前	8:43	9:28	10:13	10:58	13:13	⑨ 犬塚病院	11:43	13:58	14:43
⑧ 中ノ谷	8:44	9:29	10:14	10:59	13:14	⑧ 中ノ谷	11:45	14:00	14:45
⑨ 犬塚病院	8:46	9:31	10:16	11:01	13:16	⑦ 旧公民館前	11:46	14:01	14:46
⑩ ピオ・かたらい	8:48	9:33	10:18	11:03	13:18	⑥ 西峰団地	11:48	14:03	14:48
⑪ 織田病院	8:49	9:34	10:19	11:04	13:19	⑤ 田澤記念館	11:52	14:07	14:52
⑫ 別府整形外科	8:52	9:37	10:22	11:07	13:22	④ 体育館前	11:54	14:09	14:54
⑬ モリナガ	8:54	9:39	10:24	11:09	13:24	③ 吹上荘	11:56	14:11	14:56
⑭ 高木眼科前	8:56	9:41	10:26	11:11	13:26	② 旭ヶ岡保育園前	11:58	14:13	14:58
⑮ 鹿島駅前	8:59	9:44	10:29	11:14	13:29	① かんらん	11:59	14:14	14:59

※路線上の全区間でフリー降車が可能です。停留所以外で降車を希望される場合は、事前に申し出てください。

平成29年10月1日改正

妊娠したら

母子健康手帳交付

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためのものです。妊娠したら早めに母子健康手帳をもらいましょう。

初めて妊娠した人には、説明会を実施しています。毎週行っていますので体調・時間の都合のつかれるときにぜひ受講してください。(10時30分～)

妊娠中は、ふだん以上に健康に気をつける必要があります。定期的に妊婦健診を受け、医師の指導を守りましょう。

交付日

毎週水曜日(祝日を除きます)

※ご都合の悪い場合は、ご連絡ください。

ところ

保健センター(エイブル1階)

受付時間

10時～10時30分

持参品

- マイナンバーカードまたは、通知カードと運転免許証などの写真付き身分証明書
- 妊娠届出書(ホームページからダウンロードできます)

妊婦氏名		生年月日		年齢		職業	
妊婦氏名		年	月	日	年齢	職業	
夫(パートナー)名		年	月	日	年齢	職業	
住所	鹿島市						
今回の妊娠	回数	出産予定日	平成	年	月	日	妊娠月(週)数
妊娠の診断を受けた病院							
性病に関する健康診断の有無	今回の妊娠後に	受けた	受けていない				
結核に関する健康診断の有無	今回の妊娠後に	受けた	受けていない				
以上 届出をいたします。							
平成		年	月	日	届出人氏名		
鹿島市長 様		代理人の場合、妊婦との続柄()					
たばこを吸いますか?	いいえ	はい(1日	本)	酒類を飲みますか?	いいえ	はい(1日	程度)

【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373



不妊治療費の一部を助成します

- (1)申請日において、夫、妻のいずれかまたは両方が、鹿島市内に1年以上住民登録している戸籍上の夫婦
- (2)佐賀県不妊治療支援事業の助成を受けた人
→佐賀県不妊治療支援事業の承認決定通知書の交付を受けていること

助成治療

- 夫婦間でおこなった体外受精、または顕微授精
- 体外受精・顕微授精による治療の一環としておこなった男性不妊治療

助成額

医療機関に支払った額(胚管理料・入院費・食事代・証明書等文書料は除く)から、佐賀県または、他県や他市町から受けた不妊治療費助成金を差し引いた額(1回につき10万円を限度)

男性不妊治療を行った場合は、医療機関に支払った額(胚管理料・入院費・食事代・証明書等文書料は除く)から、佐賀県または、他県や他市町から受けた不妊治療費助成金を差し引いた額(1回につき10万円を限度に加算)

申請期限

治療が終了した日の属する年度(3月31日まで)ただし、治療終了日が2、3月の場合はその年の5月末までに申請してください。

【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373



出産したら

戸籍の届出(出生届)

いつまでに

生まれた日から14日以内

だれが

父または母

どこへ

出生地または父母の本籍地、あるいは所在地の市区町村役場

届出に必要なもの

- 出生届書(出生証明書付、父又は母の署名押印)1通
- 印かん
- 母子健康手帳

【お問い合わせ】

市民課 TEL 0954-63-2117

国保加入者の出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したときに、出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度未加入の場合40万4千円)を支給します。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給します。

なお、出産育児一時金は、原則、お母さんが加入している健康保険から支給されますので、社会保険等の人は加入している健康保険にお尋ねください。

申請に必要なもの

- 被保険者証 ●母子健康手帳
- 出産費用の領収書(明細書)
- 直接支払制度の利用に係る医療機関との合意文書
- 印かん ●世帯主名義の振込先口座の通帳

【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120

ちょっとブレイク

出生届が14日以内にできなかつたら、どうなるの？

出生届は、お子さんをいち早く社会的に証明できるよう、戸籍法により生まれて14日以内の届出が定められています。もし、14日を過ぎたとしても、届出できなかった理由等を書類に記入していただければ、通常どおり届け出すことができます。

しかし、各種手当や予防接種等の手続きなど、お子さんの権利や生活を守るためには、出生届は1日も早く出してください。必要があります。

お仕事や病気等でどうしても14日以内に出生届を出すのが難しい場合は、早めに市役所市民課までご相談ください。

赤ちゃん相談

話ができない赤ちゃんだからこそ子育ての苦労がつかみません。

身長・体重測定を行っていますので定期的に来て赤ちゃんの成長を記録していくのはいかがですか。

相談を希望される人には、保健師や栄養士、歯科衛生士がお話を伺います。お母さん同士赤ちゃん同士の交流もできます。おじいちゃんやおばあちゃんと一緒に来る赤ちゃんもいます。気軽にお越しください。

相談日の目安

第3水曜日(祝日を除きます。また、日程は変更になる場合があります)

ところ

保健センター(エイブル1階)

受付時間

13時30分～14時30分

相談できる方

乳幼児と保護者

相談相手

保健師、栄養士、歯科衛生士

持参品

母子健康手帳



【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373

家庭訪問

こんにちは赤ちゃん訪問

母子保健推進員が生後4か月になる前までの市内すべての赤ちゃんのお宅を訪問し、4か月児健診の案内をお渡しします。

赤ちゃん訪問

保健師が赤ちゃんのお宅を訪問し、体重測定、予防接種についての説明、育児相談等を行います。

※希望される人はご連絡ください。

その他

妊娠・出産・育児等に関して訪問が必要な場合は保健師がお伺いします。

【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373

子育て支援

子育てなんでも相談

相談の内容

育児の悩みや不安、心配事など気軽にご相談ください。ちょっとしたことでも結構です。一緒に考えましょう。電話・来訪相談を受け付けています。

とき

毎日（火曜日、祝日や年末年始を除きます）

受付時間 10時～17時

ところ

子育て支援センター

（市民交流プラザかたらい4階）

相談できる方

子育てに関することならどなたでも

相談相手

子育て支援センター指導員（保育士、保健師等）、心理士や助産師等の対応も可能です。

予約方法

特に必要ありませんが、来訪による相談を希望される場合は、職員が不在の場合がありますので事前に電話でご確認ください。予約することもできます。

【お問い合わせ】

子育て支援センター TEL 0954-63-0874

フッ化物塗布

むし歯予防の一環として、1歳6か月児健診対象者、2歳0か月児、3歳6か月児健診対象者を対象にフッ化物塗布を実施しています。お子様1人につき3回の塗布を受けることができます。必ず歯磨きをしてお越しく下さい。



【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373

チャイルドシートの貸し出し

子どもが生まれてから、チャイルドシート購入までの準備期間（6か月以内）として、チャイルドシートを無料で貸し出します。

【お問い合わせ】

総務課 TEL 0954-63-2113

病児・病後児保育

病気回復期にあるお子さまを自宅で保育できない場合、小児科医に併設した保育室で一時的にお預かりします。

利用の前に事前の登録が必要です

施設に備え付けの「登録票」をご記入の上、事前に利用したい施設に提出してください。予約制となっております。事前に利用したい施設に予約をしてください。

なお、予約状況によっては利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用の際には

「医師連絡票」と「申請書」「保護者から病状連絡票」が必要です。

かかりつけの医師から「医師連絡票」を記入していただき、「申請書」「保護者からの病状連絡票」とあわせ、利用の際に提出してください。

利用可能施設

- 樋口医院（嬉野市） TEL 0954-43-1652
- 古賀小児科内科病院 内『スマイルルーム』（江北町）
古賀小児科内科病院 TEL 0952-86-2533
スマイルルーム TEL 0952-86-3890

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

子育て短期支援事業

家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合に、施設において一定期間、養育・保護を行います。

対象者

児童の養育が一時的に困難となった家庭で、鹿島市に住所を有する児童

利用方法

事前に福祉課で申し込みが必要です。

※施設への送迎は保護者が行ってください。

※施設の定員・行事等により受け入れができない場合がありますのでご了承ください。

実施施設

- 児童養護施設 済昭園（嬉野市）
嬉野市塩田町大字五町田甲3443番地
TEL 0954-66-2138

事業内容

- ショートステイ
短期間、児童を施設で宿泊を伴ってお預かりします。
- トワイライト
児童を施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行います。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

子育て支援

母子保健推進員

鹿島市の子育て協力隊として子どもたちの健やかな成長を助けるお手伝いをしています。

推進員は、鹿島小学校区6人、明倫小学校区に7人、能古見小学校区に4人、古枝小学校区に3人、浜小学校区に3人、北鹿島小学校区に4人、七浦小学校区に3人、合計30人の方々に活動していただいています。

赤ちゃんや子どものことで聞きたいこと、悩み事がありましたら気軽にご相談ください。市の保健師と連携をとりながらご相談に応じます。

母子保健推進員の具体的な活動内容

- 赤ちゃんがいる家庭を対象とした訪問
- 乳幼児健康診査のお手伝い

【お問い合わせ】

保健センター TEL 0954-63-3373



食育

食育とは？

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが目的です。

6月と11月は佐賀県の食育月間

テーマ「早ね・早起き・朝ごはん」

佐賀県では、食育への意識を高め、実践を促すために食育推進強化月間が定められています。

毎月19日は第3金・土・日曜日は「食育の日」

佐賀県では毎月19日と、週末にゆっくり家族で食育について考えてもらえるよう第3金・土・日曜日も「食育の日」と定められています。

正しい食習慣づくりは、子どもだけでなく大人にとっても大切です。

食育月間や食育の日を機会に食生活の大切さを見直し、週末にゆっくりご家庭で食育について考えてみましょう。

朝ごはんの重要性

朝ごはんをきちんと食べることは、脳のエネルギー源であるブドウ糖を補給します。ブドウ糖は脳の唯一のエネルギー源です。

睡眠中に下がった体温が上昇することで、1日を気持ちよくスタートさせ体力や気力、集中力を高めます。

また、基本的な生活習慣の確立や生活リズムを整えます。

朝ごはんは1日のパワーの源！気持ちよく1日をスタートするために、朝ごはんを食べましょう。



ちょっとブレイク

朝ご飯、食べると食べないは大違い！

どうして子どもにはしっかりと朝ごはんを食べさせなければいけないのでしょうか。朝ごはんを食べないまま登園すると1日の最初の食事はお昼の給食やお弁当になります。

つまり、子どもはその時間までエネルギー補給ができないまま動き続ける事になるのです。

朝ごはんを食べる子どもと食べない子どもでは集中力にも差が出ると言われていました。朝ごはんを抜く事で血糖値も上がり体温もなかなか上昇しません。寝起きのボーッとした状態のままお昼ご飯の時間までを過ごすのです。子どもによっては貧血の症状が出る場合もあります。朝ごはんを摂る摂らないで勉強や身体能力の差も開くというのはエネルギーがしっかりと補給できているかどうかの差なんですね。

子育て支援

児童虐待に関する相談・通告

児童虐待かも…と思ったら、すぐに相談・連絡をください。

虐待を受けている子どもがいる、虐待している家庭を発見した場合など、「もしかしたら?」と思われる場合は佐賀県中央児童相談所(0952-26-1212)や鹿島市に相談・連絡ください。専門の相談員が対応いたします。また、連絡は匿名で行うことも可能です。秘密は守られますのでご安心ください。

児童虐待とは?

児童虐待防止法では以下のとおりの分類で定義されています。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める など
性的虐待	性交渉、性的行為を強要する、性的行為を見せる、ポルノの被写体にするなど
ネグレクト (養育放棄または怠慢)	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	無視する、罵声をあびせる、兄弟間で差別的に扱う、目の前で他の家族に暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)など

虐待防止のためには地域で温かく見守ることや、さりげない声かけが大切です。

あなたの一本の電話で救われる子どもがいます

虐待かも?と思った時などに、すぐに児童相談所に相談・通告ができる全国共通の電話番号も開設しています。

児童相談所
全国共通ダイヤル
3桁ダイヤル

189

いち はや く

(通話料が発生します。なお一部のIP電話からはつながりません。)

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

乳幼児の健診

乳幼児健康診査

大切なお子さんの健やかな成長を見守るために、定期的な健康診査を受けましょう。

健診費用は無料です。

保健センターで実施する健診(4か月・1歳6か月・3歳6か月)を受診できない人はご連絡ください。

4か月児健診

対象 生後3か月～4か月

場所 保健センター(エイブル1階)

※対象者には個別に案内をお送りします。

9か月～10か月児健診

対象 生後9か月～10か月

場所 佐賀県・福岡県・長崎県内の医療機関(小児科)

※乳児一般健康診査受診票を使って受診してください。

1歳6か月児健診

対象 1歳6か月～1歳7か月

場所 保健センター(エイブル1階)

※対象者には個別に案内をお送りします。

3歳6か月児健診

対象 3歳6か月～3歳7か月

場所 保健センター(エイブル1階)

※対象者には個別に案内をお送りします。

注意事項

※乳児一般健康診査受診票は4か月児健診受診の時にお渡しします。1歳の誕生日の前日までに使用してください。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373



乳幼児の予防接種

予防接種

子どもは抵抗力が弱く病気にかかりやすいですが、予防できる病気もあります。

予防接種は、子ども自身が免疫をつくって病気を予防する助けとなりますので、お子さんの健康のため計画的に予防接種を受けましょう。

BCG(結核)

生後3か月から1歳に至るまで(1歳未満)

四種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)

生後3か月から生後90か月に至るまで(7歳6か月未満)で、三種混合ワクチンおよびポリオワクチンのどちらも未接種の子ども

二種混合(ジフテリア・破傷風)

11歳から13歳未満(小学校6年生には通知しています)

ポリオ(感染性の小児まひ)

※平成24年9月1日から、不活化ワクチンに変更になりました。

生後3か月から生後90か月に至るまで(7歳6か月未満)

日本脳炎

【1期】生後36か月から生後90か月に至るまで(7歳6か月未満)

【2期】9歳以上13歳未満

※平成10～18年度生まれの人(平成10年4月2日～平成19年4月1日生)は、日本脳炎の予防接種が不十分になっていることがあります。母子健康手帳をご確認ください。20歳未満までの間に不足分の接種ができます。詳しくは厚生労働省ホームページ「日本脳炎」をご覧ください。

麻しん風しん(混合)(はしか・三日はしか)

【1期】1歳から2歳に至るまで(2歳未満)

【2期】5歳から7歳未満で

小学校就学前の1年間(年長児)

水痘(水ぼうそう)

1歳から3歳に至るまで(3歳未満)

すでに水痘に罹患した人は対象外です。

ヒブワクチン(Hib感染症)

生後2か月から60か月に至るまで(5歳未満)

※接種開始月齢によって接種回数異なります。

小児用肺炎球菌ワクチン(小児の肺炎球菌感染症)

生後2か月から60か月に至るまで(5歳未満)

※接種開始月齢によって接種回数異なります。

B型肝炎

1歳未満の乳児

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

子どもの福祉

子どもの医療費助成

対象者

0歳から中学3年生まで

対象医療費

入院・通院・調剤

※保険適用に限る※食事療養費は対象外

自己負担額

ひと月・1医療機関につき

【入院】上限1,000円

【通院】上限500円を2回まで

【調剤】無料

助成方法

受給資格証を使用する場合

医療機関窓口で「受給資格証」を提示すると、窓口負担は自己負担額となります。

●未就学児については、下記の県外指定医療機関で制度の利用ができます。

- 聖マリア病院(久留米市)
- 久留米大学病院
- 福岡市立こども病院
- 佐世保市立総合病院
- 佐世保共済病院

●重度心身障がい者、ひとり親家庭等の方は、子どもの医療費助成の資格証利用後、500円/月を超えて支払った場合は、各医療費助成制度による申請が可能です。

●災害共済給付(日本スポーツ振興センター)に該当する学校管理下でのけが等での受診は、「子どもの医療費受給資格証」の利用ではなく、災害共済給付金制度を優先してください。

●自動車事故等、第三者からの加害行為等で受診された場合は、福祉課までご連絡ください。

※以下の場合、市の窓口で払い戻しを受けるための申請が必要です。

- (1) 柔道整復師等(整骨院、接骨院、はり、きゅう)から施術を受けたとき
- (2) 受給資格証の未提示により、自己負担額を超えて支払ったとき
- (3) 県外の医療機関で受診したとき
- (4) 治療用装具を購入したとき



払い戻しを受ける場合

●医療機関で医療費を支払ったあと、「子どもの医療費助成申請書」に必要事項を記入し、領収書を添えて福祉課に申請してください。

●領収書がない場合や保険点数が不明な場合は、医療機関から証明を受けてください。

●申請書は福祉課窓口で受け取るか鹿島市ホームページからダウンロードできます。→子どもの医療費助成申請書

申請時の注意点

- 申請書は診療月、医療機関ごとにそれぞれ1枚必要です。
- 初めて申請する際は、通帳のコピーを添付してください。(支店名および口座番号のわかるページ)
- 申請期間は医療費を支払ってから1年以内です。
- 自己負担額を超えて支払った場合、加入保険で高額療養費の手続きをしてから、高額療養費支給決定通知書を添付し助成申請をしてください。自己負担金から高額療養費を控除して助成します。
- 加入保険に附加給付がある場合は、一部負担金から附加給付金を控除した額を助成しますので、加入保険の附加給付制度をご確認ください。
- 災害共済給付(日本スポーツ振興センター)に該当する場合、重複して受給はできません。

様式第6号(第8条関係) (表)

子どもの医療費助成申請書			
鹿島市長		住所	
申請者(保護者) 氏名		電話	
子どもの医療費の助成を受けたいので申請します。			
子ども 氏名	生年月日	年	月 日
加入保険	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 協会けんぽ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 変更あり(変更申請をしてください) <input type="checkbox"/> 変更なし	
<input type="checkbox"/> 初めて申請する。 <input type="checkbox"/> 振込先を変更する。 <input type="checkbox"/> 振込先に変更なし。 以下に振込先を記入し、通帳をご持参ください。			
振込先	銀行 農協 金庫 組合	本店 支店 支所 出張所	口座番号 口座名義人

※この申請書は、医療機関(総合病院は診療科)ごと、月ごとに1枚必要です。医療費支払後、1年以内に申請してください。

以下は医療機関等の記入欄です(領収書を紛失した場合など)

診療月	年	月分		
区分	<input type="checkbox"/> 入院	<input type="checkbox"/> 入院外	<input type="checkbox"/> 歯科	<input type="checkbox"/> 調剤 <input type="checkbox"/> 訪問看護
入院 期間	年	月	日	から 月 日 (入院日数 日)
入院	総医療費(総点数×10)	円	一部負担額	円
医療機関等証明欄	1回目	月	日	円
	2回目	月	日	円
	3回目以降	月	日以降(日数)	円
器具および治療用服薬等療養費	円	一部負担額	円	
上記の一部負担金を領収いたしました。				
年 月 日				
医療機関等 所在地 名称 代表者				

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

子どもの福祉

ひとり親家庭等医療費助成

『母子家庭』『父子家庭』『父母のいない児童』『一人暮らしの寡婦』が、病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の一部負担金(保険診療分)を助成します。ただし、ひと月500円までは個人負担となります。

なお『寡婦』については、ひと月につき一部負担金から1,000円を控除した額の半額が支給金額となっています。

助成対象者

- 児童扶養手当の支給要件を満たしている児童、または父母のいない児童
- 母子家庭、父子家庭の母および父
- かつて母子家庭であった健康保険被保険者本人である一人暮らしの母親(寡婦)

※公的年金の受給者も該当します。ただし、前年の所得が一定額以上あるときは助成できません。

助成期間

- 児童…18歳に達する年度の3月31日まで
- 母・父…児童が20歳に達する前日まで
- 寡婦…75歳に達する月まで

申請時の注意点

※左の28ページ「申請時の注意点」を参照。

中学3年生までの児童・生徒について、ひと月500円以上の支払いがあった場合は「ひとり親家庭医療費」の助成申請書にて申請してください。

更新の手続き

この助成を受給中の人は、毎年「ひとり親家庭等医療費助成受給資格証」の更新手続きが必要です。更新を行わないと9月1日から翌年8月31日までの助成ができませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119



すこやか教室

すこやか教室は鹿島市、および近隣市町村に在住している心身(言語面、身体面、精神面)の成長や発達に遅れや心配のある就学前の子どもたちの療育の場です。

対象者

就学前の心身の成長や発達に心配のある子ども

定員

一日利用人数10人

通園方法

- 保護者同伴の通園が原則
- 地域の保育園や幼稚園に通っている子どもは週1~2回併用通園可
- 在宅児は毎日通園可(月曜から金曜)

期間

1年を原則(定員に余裕のある場合 随時受付)

療育内容

曜日ごとに年齢や訓練内容(肢体訓練、作業訓練、言語訓練)で子どもたちを分けて少人数制で療育を行なっています。

すこやか教室は鹿島市以外にも広域に受け入れをしており、保護者同士の情報交換の場です。定期的に保護者同士の勉強会を行っています。施設見学・療育キャンプ・クリスマス会などいろいろな行事があります。

個別訓練

専門スタッフと連携をとり、肢体訓練、言語訓練、作業訓練、音楽療法など日々の療育に取り入れています。

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119



子どもの福祉

児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している人の生活安定と自立を助け、子どもの心身の健やかな成長のために支給される手当です。

児童扶養手当を受給するためには、福祉課への申請が必要です。手当は原則として「申請月の翌月分」からの支給になります。

支給対象

次のいずれかに該当する子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども。身体または精神に中度以上の障がいのある場合は20歳未満の子ども)を監護し、かつ、生計を同じくしている母、父または、父母に代わってその子どもを養育している人です。

- 父母が婚姻を解消(離婚等)した子ども
- 母または父が死亡した子ども
- 母または父が一定程度以上重度の障がいの状態にある子ども
- 母または父の生死が明らかでない子ども
- 婚姻によらないで生まれた子ども
- 母または父が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- その他(母または父から1年以上遺棄されている子ども、母または父が1年以上拘禁されている子どもなど)

注:支給要件に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられるときや前年所得が一定以上あるときなどは手当が支給されない場合があります。

支給金額(月額)

※平成29年4月1日現在
受給資格者が扶養する子どもの人数や所得などで決められます。

子ども1人の場合

- 全額支給の人 42,290円
- 一部支給の人 9,980円~42,280円

子ども2人目の加算額

- 全額支給の人 9,990円
- 一部支給の人 5,000円~9,980円

子ども3人目以降の加算額(1人につき)

- 全額支給の人 5,990円
- 一部支給の人 3,000円~5,980円

支給時期

4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※原則11日が支払日です。

※支払通知はありません。

現況届

児童扶養手当を継続して受給するためには、毎年8月に現況届が必要です。この届け出がないと、8月分(12月支払)以降の手当が受給できませんのでご注意ください。

認定手続き

- 手続きに必要なもの
 - ・戸籍謄本 ・印かん
 - ・マイナンバーがわかるもの(受給者・子ども)
 - ・通帳 ・その他

受給中の人氏が氏名や住所を変更した場合は、14日以内に手続きをしてください。(市外へ転出される場合は、新住所地で住所変更の手続きも必要です)

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

児童手当

支給金額(月額)

0歳~3歳…15,000円(一律)
3歳以上~小学校修了前(第1子・第2子)…10,000円
3歳以上~小学校修了前(第3子以降)…15,000円
中学生…10,000円(一律)

※所得制限に該当する世帯については、中学生以下1人につき一律5,000円が支給されます。

支給時期

2月…10月分~1月分
6月…2月分~5月分
10月…6月分~9月分

※転出等により鹿島市での受給権が消滅した場合は、上記支給時期より早く随時で支給されることがあります。

支給対象となる児童

0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子ども

請求者(受給者)

対象となる児童を養育している人

認定請求が必要なとき

- 子どもが生まれたとき
(公務員の方は職場に申請してください。)
- 鹿島市に転入するとき
- 公務員ではなくなったとき ほか
※出生の場合は「出生日」、転入の場合は前住所地での「転出予定日」から15日以内に『認定請求書』を提出しない場合、児童手当を支給できない月が発生する場合があります。早めの手続きをお願いします。

子どもの福祉

認定請求に必要なもの

- 印かん ● 受給者名義の預金通帳
- 受給者の健康保険証
- 父母のマイナンバーがわかるもの
- 子どもの住民票全部事項証明書(本籍・続柄の記載が必要)(子どもの住民票が市外にある場合)、別居監護・生計同一申立書
- 被用者年金加入証明書(医師国保、歯科医師国保および建設国保に加入している人で、かつ、厚生年金に加入している人)

その他の手続き

認定後、次のような事由が発生したときは手続きが必要です。

- 新たに児童が生まれたとき
- 児童と別居する等養育関係に変更があったとき
- 児童が児童福祉施設等に入所したとき

放課後児童クラブ

鹿島市では、重点施策として取り組んでいる「子育て支援事業」の一環として、放課後児童対策(放課後児童クラブ)を市内全小学校(7校)で運営し、保護者の子育て支援を行っています。

対象者

各小学校区の児童(小学1年生~小学6年生)

入部要件

昼間、保護者(父母および65歳未満の祖父母)が就労などで不在の家庭

開設日・開設時間

- 月~金曜日:放課後(おおむね14時)~18時10分
- 土曜日:7時30分~18時10分
- 長期休暇中:7時30分~18時10分
- 延長利用(月~金のみ):19時まで

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

- 受給者が公務員になったとき
- 受給者の氏名が変更になったとき
- 受給者又は児童が亡くなったとき
- 振込口座を変更したいとき

現況届

手当を引き続き受給できるか、所得制限にかかっているかを確認する「現況届」は毎年6月に受給中のすべての人が提出する必要があります。

提出がない場合は、10月期(6月~9月)分以降の手当が受給できなくなります。

※5月中に認定請求書を提出し、6月分からの支給として認定された人は、翌年度から現況届を提出してください。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119



学校名	クラブ名	開設場所
鹿島小	わんぱくリス ☎63-3242	小学校敷地内 専用施設
	わんぱくパンダ ☎62-1096	
	わんぱくキリン ☎63-6520	小学校内 専用施設
明倫小	げんき ☎62-9121	明倫堂
	ほがらかA ☎62-6971	体育館 ミーティング ルーム
	ほがらかB ☎62-6972	
北鹿島小	かがやき ☎63-4850	専用施設 (旧農村婦人の家)
能古見小	すぎの子 ☎62-3388	余裕教室
浜小	光の子A ☎63-2441	むつごろう荘
	光の子B ☎63-6012	余裕教室
古枝小	ひまわりA ☎63-3438	小学校敷地内 専用施設
	ひまわりB ☎62-6688	
七浦小	ゆめっ子 ☎62-8165	余裕教室
七浦小 音成分校	星の子 ☎63-6569	余裕教室

保育所・認定こども園・幼稚園

幼稚園・認定こども園

幼稚園は、子どもに適切な環境を与え、心身の発達を助長する学校教育法に基づく『教育施設(学校)』です。教育要領にのっとり、充実した幼児教育が受けられます。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち0～5歳のお子さんが通園できる施設です。0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を受ける必要があります。3歳～5歳のお子さんは保護者の就労状況が変化した場合でも園を継続して利用できます。

入園資格

幼稚園、認定こども園(教育認定)は、毎年4月1日現在で、満3歳になる子どもから対象になります。また、学区がありませんので、どの幼稚園にも申し込みができます。

認定こども園(保育認定)は右の「入所資格」をご覧ください。

申込方法

入園説明会や園内見学を通して、各園の『教育方針』『入園料・保育料』を確認し、自分の子どもに合った施設を選び、直接申し込んでください。

教育・保育時間

幼児期の『健全な心と体の発達』の観点から4時間が理想的な教育時間であり、子どもが快適に過ごせる時間といえます。また、子育て支援の見地から、長時間預かりも実施しています。(実施時間は幼稚園によって異なります。)

教育内容

文部科学省の教育要領が定める教育課程をそれぞれの幼稚園の教育方針に従って指導・展開されています。遊びを中心とした生活を通じて、身の回りの人や物と関わりながら、『健康』『人間関係』『環境』『言葉』『表現』の5領域に情操教育を含め、バランスのとれた教育を実施しています。

費用

毎月の保育料などががかかります(毎年9月に保育料が改定されます)。

保育料は保護者(扶養義務者)の(市民税の)所得割額、子どもの年齢(3歳未満児、3歳児、4歳児以上)、預けている子どもの人数・認定区分によって変わってきます。施設によって保育料が変わることはありません。

一時預かり保育

保育所を利用していない家庭でも、一時的に家庭で保育できない場合は、保育所で児童を預かることができます。

定員等により受け入れできない場合があります。

- 利用可能日数
週3日以内かつ月13日以内
- 利用時間
8:00～17:00

利用料金

- 4時間以内 1,000円
- 4時間超 2,000円
- ※別途、食費がかかります。

保育所

保育所は児童福祉法に基づく『福祉施設』であり、家庭で保育ができない子どもを預かり家庭保育の一部を代行します。

申込方法

毎年11月から随時受付を行っています。「入所申込書」を提出してください。(右参照)

※市のホームページからダウンロードできます。

定員を超えると、入所できない場合やご希望に添えないこともありますので、お早目にご相談ください。

入所資格

小学校入学前の子どものうち、保護者が次の保育の必要な事由に該当する必要があります。

- ①就労している
(一時預かり事業に該当する短時間就労の場合は除く)
- ②産前2か月から産後2か月以内である
- ③病気をしているか、心身に障がいがある
- ④同居または長期入院している親族などを介護または看護している
- ⑤災害などの復旧にあたっている
- ⑥求職活動(起業準備を含む)をしている
- ⑦就学(職業訓練を含む)している
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要である
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である などを。

費用

毎月の保育料などががかかります(毎年9月に保育料が改定されます)。

保育料は保護者(扶養義務者)の(市民税の)所得割額、子どもの年齢(3歳未満児、3歳児、4歳児以上)、預けている子どもの人数によって変わってきます。施設によって保育料が変わることはありません。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119



保育所・認定こども園・幼稚園

(第 号様式)
施設型給付費 地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼入所申込書
平成 年 月 日 保護者氏名 印
鹿島市長 様
次のとおり、施設型給付費地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏 名 (ふりがな)	生年月日	年 齢	性 別
保護者住所				
連絡先	自 宅 電 話 番 号	-	-	
	携 帯 番 号 ()	-	-	
	携 帯 番 号 ()	-	-	
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の有無	有 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所・認定こども園へ保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	無 幼稚園・認定こども園利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

①世帯の状況 ※同居所に住んでいる人全員について記入して下さい。別居の父母の養育権に住所を記入して下さい。

区分	氏 名	児童との続柄	生年月日	年 齢	性 別	勤務先又は学校名等	前年度分(当年度分)市町村民税額	備 考
児童の世帯員			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					

家庭の状況(申請がある場合のみ) ひとり親家庭 障がい児(者)同居世帯(名前)

生活保護の適用(申請がある場合のみ) 平成 年 月 日 保護開始

過去1年以内の住所変更(申請がある場合のみ) 平成 年 月 日(転居) 旧住所 県 市・郡 町

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	事業番号
	第1希望 (希望理由)	
	第2希望 (希望理由)	
	第3希望 (希望理由)	

(表面)

延長保育

保育の必要量に応じた利用可能時間を超える施設の利用は延長保育となります。

(例)施設の利用可能時間が7時～18時で延長保育時間が19時までの場合。



その他の保育事業について

- 病児・病後児保育(24ページをご覧ください)
病気回復期にあるお子様を自宅で保育できない場合、小児科医に併設した保育室で一時的にお預かりします。
- 子育て短期支援事業(24ページをご覧ください)
家庭において、一時的に児童の養育が困難になった場合に、施設において、一定期間養育・保護を行います。



「認定こども園」って、よく聞くけど、これまでの幼稚園・保育園とどう違うの？

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育所の両方のよさをあわせもっている施設だと言えるでしょう。

認定は都道府県で行い、条例により認定内容が定められています。独自の基準を設けている所もあり、例えば佐賀県では満3歳以上児の1学級の園児数を、国の基準が35人以下としているのに対し、満3歳以下児20人以下(学級担任を2人以上置く場合は35人以下とすることができる)、満4歳以上児から35人以下という独自の設定を行っている所もあります。

認定こども園は家庭の事情や地域の実情などに応じて選択ができるように4つの種類に分けられています。以下でそれぞれ見ていきましょう。

(1)幼保連携型
幼稚園教育要領に基づく幼稚園の機能と保育所保育指針に基づく保育所的機能、両方の機能をあわせもち、小学校児童との交流の機会や小学校との連携などを図り、円滑に小学校へ進み教育が受けられるようにと考えられた単一の施設として、認定こども園の機能を果たしています。

(2)幼稚園型
公立や私立の認可幼稚園がもととなっているタイプです。保育が必要なお子さまのための保育時間を確保して長時間預かりを実施したり、0歳からのお子さまを預かったりするなど、保育所的な役割を備えて認定こども園としての機能を果たしています。

(3)保育所型
公立や私立の認可保育所がもととなっているタイプです。保育が必要なお子さま以外のお子さまを受け入れるなど、就労していない保護者も利用できる幼稚園的な役割を備えることで、認定こども園としての機能を果たしています。

(4)地方裁量型
幼稚園および保育所のいずれについても認可のない地域の教育・保育施設がもととなっているタイプで、待機児童解消のため、新たに認定こども園とし、その機能を果たしています。



施設一覧

	施設名(五十音順)	電話番号	サークル	園庭開放
①	鹿島カトリック幼稚園	0954-62-3052	○	○
②	明朗幼稚園(認定こども園)	0954-62-3645	○	○
③	旭ヶ岡保育園	0954-63-0195	○	○
④	アソカ保育園	0954-62-2379	-	-
⑤	飯田保育園	0954-62-8949	-	○
⑥	おとなり保育園	0954-62-8313	-	○
⑦	海童保育園	0954-62-0627	-	-
⑧	鹿島保育園	0954-62-3484	-	○
⑨	ことじ保育園	0954-63-1335	○	○
⑩	誕生院保育園	0954-62-0810	○	-
⑪	共生保育園	0954-63-5062	-	○
⑫	七浦保育園	0954-63-1401	-	-
⑬	能古見保育園	0954-63-3315	-	○
⑭	保育所めぐみ園	0954-63-4450	-	○
⑮	みどり園	0954-62-2580	-	-
⑯	若草保育園	0954-62-2834	-	-

園庭を開放している園では、通園の有無にかかわらず地域の乳幼児と保護者が自由に遊ぶことができます。
園庭開放・サークル開催は園により時間帯など異なりますので事前にご確認ください。

●子育てサークル(子育て支援センター)

子育てひろば『わ・わ・わ ぱっと』で毎月開催しています。季節に応じた行事、手遊び、運動遊びや、読み聞かせ等を通して、子ども同士、親同士の交流を広げる場所です。一緒に楽しく過ごしましょう!

●「ひろばの集い」

開催日時はHPや毎月1日発行の「広報かしま」・facebookでご確認ください。



幼稚園・保育園

- 鹿島カトリック幼稚園
- 明朗幼稚園
- 旭ヶ岡保育園
- アソカ保育園
- 飯田保育園
- おとなり保育園
- 海童保育園
- 鹿島保育園
- ことじ保育園
- 誕生院保育園
- 共生保育園
- 七浦保育園
- 能古見保育園
- 保育所めぐみ園
- みどり園
- 若草保育園

警察・交番・消防

1	鹿島警察署	63-1111
2	鹿島中央交番	62-2542
3	辻駐在所	63-2358
4	古枝駐在所	63-0144
5	浜駐在所	62-3713
6	七浦駐在所	62-8506
7	鹿島消防署	63-1119

公共機関

A	鹿島市役所
B	市民交流プラザ「かたらい」(4F)子育て支援センター
C	鹿島市保健センター(エイブル1階)
D	鹿島市民図書館(エイブル1階)
E	鹿島市休日こどもクリニック

親子でお散歩&おでかけスポット

F	道の駅鹿島&七浦海浜スポーツ公園 カタリンピックで有名な七浦海浜スポーツ公園&海洋センタープール どろんこ体験など子ども大人も大興奮!シャワー完備
G	祐徳稲荷神社 日本三大稲荷のひとつ、四季折々の風景はお散歩コースとしても最高
H	奥平谷キャンプ場 バーベキューや自然を満喫
I	中木庭ダム湖畔公園 ダム湖とあじさい園
J	蟻尾山公園 花見広場・グランドゴルフ場などちびっこも楽しめる総合運動公園
K	鹿島城跡 旭ヶ岡公園 満開の桜で人気の花見スポット
L	中央児童遊園
M	北公園
N	中川公園

子育て支援施設一覧

相談機関名	相談・業務内容	電話番号	住所
子育て支援センター (市民交流プラザ かたらい4階)	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てひろば「わ・わ・わぼっと」運営 ●子どもや家庭に関する相談 ※「どこに相談したらいいかわからない」時も、 まずはご相談ください。 必要時は専門機関を紹介します。 	0954-63-0874	高津原 4326-1
福祉課 (市役所1階)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当 ●子どもの医療費助成 ●ひとり親家庭への支援 (児童扶養手当、医療費助成、 就学資金貸付など) ●障がい児への支援 (特別児童扶養手当、医療費助成など) ●保育所・認定こども園 ●放課後児童クラブ ●病児・病後児保育について ●民生委員について 	0954-63-2119	納富分 2643-1
幼稚園	※入園の手続き等は、各幼稚園にお問い合わせください。		
保健センター (エイブル1階)	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付 ●2か月児相談 ●予防接種 ●乳幼児の健康診査 (4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児) ●赤ちゃん相談(身体測定・個別相談) ●離乳食教室(前期・後期) ●幼児食教室 ●母子保健推進員について ●不妊治療費助成 ●養育医療費助成 ●低体重児出生届出 	0954-63-3373	納富分 2700-1
生涯学習課 (市役所2階)	青少年健全育成 (放課後の子ども教室…ヒカルの碁鹿島ス クール、体育館開放など)	0954-63-2125	納富分 2643-1
鹿島市シルバー 人材センター	家事、子どもの見守りなどのサポート (有料)	0954-63-0970	納富分 3209-2
杵藤 保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊治療 ●小児慢性特定疾患治療 ●小児発達相談 ●レディース健康相談 ●福祉に関する相談 	0954-22-2103	武雄市武雄町 昭和265
佐賀県総合福祉 センター (中央児童相談所)	子育ての悩みや不安に関する相談	0952-26-1212	佐賀市天祐 1-8-5

医療機関一覧

医療機関名(五十音順)	電話番号	住所	予防接種
犬塚病院 (内科 / 呼吸器科 / 消化器科 / 循環器科 / 放射線科 等)	0954-63-2538	高津原602-3	
織田病院 (内科 / 外科 / 皮膚科 / 耳鼻咽喉科 / 乳腺 外科 / 放射線科 / 麻酔科 等)	0954-63-3275	高津原4306	
志田病院 (小児科 / 内科 / リウマチ科 / 外科 / 消化 器科 / 整形外科 等)	0954-63-1236	中村2134-4	○
下河辺眼科医院	0954-63-3046	中村149-1	
鈴木内科クリニック (内科 / 呼吸器科)	0954-69-8161	山浦甲358-1	
高木眼科医院	0954-62-3200	高津原3768-1	
田中医院 (小児科 / 内科 / 呼吸器科 / 胃腸科 / 循環器科)	0954-63-4080	納富分733	○
中村医院(外科 / 胃腸科)	0954-63-9234	古枝甲837-2	
納富病院 (内科 / 外科 / 消化器科 / 循環器科 / 皮膚科 / 泌尿器科 / 眼科 等)	0954-63-1117	高津原4320-1	
西岡内科クリニック(内科)	0954-63-4090	高津原3777-1	
稗田産婦人科クリニック	0954-63-3309	高津原4045-2	○
別府整形外科 (内科 / 整形外科 / リハビリテーション科)	0954-63-3063	高津原3523-1	
ホロス光武クリニック(婦人科 / 内科)	0954-63-3466	納富分2938	
村山小児科医院	0954-63-1158	高津原3608	○
森田医院(内科 / 外科)	0954-63-3956	納富分4076-3	○
薬師寺医院(内科 / 外科 / 消化器科)	0954-63-5281	浜町1280-1	
ようこクリニック(皮膚科)	0954-68-0007	高津原4321-7	
わしざき耳鼻咽喉科	0954-69-0222	納富分甲41-1	
嬉野医療センター (小児科 / 内科 / 外科 / 整形外科 / 眼科 耳鼻咽喉科 / 産婦人科 等)	0954-43-1120	嬉野町下宿丙 2436	

教育／小・中学校手続き

小・中学校への入学手続き

新入学児童就学時健康診断について

毎年小学校へ入学する児童を対象に、就学時健康診断を行います。

9月上旬に、対象児童の保護者あてに通知を送ります。日程については、学校ごとに異なります。

入学通知書について

4月から小・中学校へ入学する子どもをお持ちの保護者には、1月末までに入学通知書を送付します。

なお、該当するにもかかわらず通知書が届かない等、ご不明な場合は教育総務課までご連絡ください。

就学援助制度

市では、経済的な理由で就学困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費など就学に必要な経費の一部を補助する制度を設けています。

援助対象者

生活保護世帯およびこれに準ずる程度に生活が苦しく、学用品費や給食費などの負担が困難な小・中学生の保護者

援助の種類

- ・学用品費、通学用品費
- ・医療費(学校保健安全法で定められた病気のみ)
- ・校外活動費、修学旅行費、給食費
- ・新入学児童生徒学用品費等

申請手続

申請の受付は、市役所2階の教育総務課で行っています。

持参品

- 1 印かん
- 2 収入がわかる書類
(世帯で収入がある人について全員分)
 - ・源泉徴収票(確定申告をした人は、申告書の写し)
 - ・勤め先が変わった場合は、現在の勤め先の給料明細書(直近3か月～6か月程度)
 - ・児童扶養手当証書(お持ちの人のみ)

【お問い合わせ】

教育総務課 TEL 0954-63-2103

小・中学校の転校

小・中学生の就学する学校は、住所により指定されています。

転居による転出・転入で学校区が変更になる場合は、転校の手続きが必要になります。

●転校手続きの流れ

鹿島市外に転出する場合

- ①市民課で転出手続きの後、交付された異動に関する通知書を持って、教育総務課へ行き、通知書を提示してください。
- ②教育総務課での受付処理の後、現在就学している学校へ行き、異動に関する通知書を提示してください。学校からは転校に関する書類(在学証明書、教科書給与証明書)等が交付されます。
- ③転出先の市町村で転入手続きの後、教育委員会が指定する学校へ行き、転校の手続きをしてください。

鹿島市に転入する場合

- ①市民課で転入手続きの後、交付された異動に関する通知書を持って、教育総務課へ行き、通知書を提示してください。
- ②教育総務課での受付処理の後、異動に関する通知書と転入前の学校でもらった書類(在学証明書、教科書給与証明書)等を持って指定された学校に行き、転校の手続きをしてください。

鹿島市内で転居する場合

- ①市民課で転居手続きの後、交付された異動に関する通知書を持って、教育総務課へ行き、通知書を提示してください。
- ②教育総務課での受付処理の後、現在就学している学校へ行き、異動に関する通知書を提示してください。学校からは転校に関する書類(在学証明書、教科書給与証明書)等が交付されます。
- ③その後、新しく就学する学校へ行き、異動に関する通知書を提示し、転居前の学校でもらった書類を提出して転校の手続きをしてください。

【お問い合わせ】

教育総務課 TEL 0954-63-2103

教育／各種相談

就学指定校の変更について

教育委員会では、お子さんが就学する学校を指定しています。

指定にあたっては、お子さんが住民登録をしている住所により、その住所を校区とする学校が指定校になります。

しかし、特別な事情により指定校以外の学校への就学を希望される場合は、教育総務課までご相談ください。

通級による指導

普段は在籍している学級で学習し、決められた時間に通級して指導を受けます。

なお、指導のために学級を抜けた時間は、欠席扱いにはなりません。

通級途中の事故防止と、指導内容について保護者の方に理解していただくために、保護者による送迎をお願いします。通級による指導を希望される方は、現在通学している学校にご相談ください。

●まなびの通級指導教室

子どもへの支援

子どものつまずいている課題を中心に、担当の先生による1対1の個別指導を行います。

また、2～5人程度の小集団で、社会性やコミュニケーション等をねらいとした指導を行うこともあります。

家庭への支援

子どもの発達に関することや、家庭での接し方などについて、一緒に考えます。

学校への支援

子どものつまずきに応じた指導(学習指導上の工夫や学習環境の整え方、活動への見通しの持たせ方など)について、一緒に考えます。

※学校や家庭とも連携して個別の指導計画を作成し、指導に生かします。

●ことばの通級指導教室

きこえやことばに関する悩みを抱える子どもたちが、それぞれの力を十分に発揮し、いきいきと集団生活を送ることができるようになることを目的とした教室です。

1対1の個別指導を原則としています。必要に応じてグループ指導を行うこともあります。

【お問い合わせ】

教育総務課 TEL 0954-63-2103

適応指導教室さくら

自信や存在感を培うことにより自立を促したり、集団生活や学校生活に適応できるようにしたりすることで、学校への復帰を目指します。

開設場所および名称

〒849-1311 鹿島市大字高津原434番地
一般財団法人「田澤記念館」内
鹿島市学校適応指導教室「さくら」
TEL・FAX 0954-63-1622
携帯電話 090-9479-2758

開設期間および時間

開設日(通級日)は、毎週5日間(月～金)。
開設の時間は原則として午前10時から午後3時まで。
開設の期間は、1学期の始業式の日から3学期の修了の日まで。

指導内容

- 自分自身の思いを大切にしながら、周りの人と生活できるように支援します。
- 集団の中でさまざまな体験を通して、自信や充実感が得られるように支援します。
- 個に応じて、活動の内容を工夫し、自律的な生活ができるように支援します。
- 保護者に対するカウンセリングや指導・援助を行います。
- 学校・家庭・関係諸機関との連携を図りながら学校復帰を支援します。

入級対象者

- 市内の児童生徒で、心理的・情緒的原因等による長期欠席者
- 本人と保護者が入級を希望する児童生徒
- 在籍校の校長が入級を認める児童生徒

指導者

非常勤指導員2名
(その他鹿島市教育委員会職員が随時指導に当たります)

入級等の手続き

学校へ相談、もしくは教育総務課へ電話連絡をしてください。(面談・見学等)

【お問い合わせ】

教育総務課 TEL 0954-63-2103



教育 / 学校給食

鹿島市の学校給食【基本方針】

学校給食は教育の一環として位置づけられ、給食活動を通して望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、児童生徒の健康の保持増進、豊かな人間性を育むなど、心身ともに健全な児童生徒の育成を図る上で重要な役割を果たすものです。

このため、豊かで魅力ある学校給食の提供と適切な給食指導に努めるとともに、腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス等による食中毒の防止対策など、衛生管理の徹底を図らなければなりません。

また、生涯を通して健康な市民の育成のために学校給食を教材とした食育の充実に努めなければなりません。

●豊かでバランスのとれた学校給食

今日、核家族化、都市化、地域における地縁的なつながりの希薄化など社会経済情勢の変化に伴い、家庭の教育力の低下が憂慮されています。

朝食の欠食、孤食の増加、不規則な食事による肥満や過度の痩身指向、生活習慣病の若年化など、バランスのよい栄養摂取ができていない児童生徒も見受けられます。

学校給食では、文部科学省が示した食事摂取基準の確保はもとより、郷土料理や地域の産物を多く取り入れた献立、バイキング給食、各学校のアンコール食、世界の味めぐりなどバラエティに富んだ魅力ある給食の提供、さらに地域や学校を巻き込んだ食育を推進することにより、望ましい食習慣の定着と生活習慣病の予防を図ります。

●心を育てる学校給食

給食活動を通して、教師と児童生徒相互の好ましい人間関係の育成を図るとともに、児童生徒が協力して給食の準備と後始末等の体験活動することにより心のふれあいを深め、奉仕の精神や感謝の心を育みます。

また、新鮮で安心な鹿島産食材の使用により、児童生徒が鹿島の農・水産物や、さらには食文化への理解を深め、地元生産者や納入業者等、給食に携わる身近な人々の想いに触れ、支えられていることに感謝する心を育みます。

【お問い合わせ】
学校給食センター TEL 0954-63-2453



保護者負担金

給食の材料代は保護者の負担となります。

- 小学校給食費 月額 4,100円(1食単価250円)
- 中学校給食費 月額 4,800円(1食単価300円)

給食費の納入には口座振替をご利用ください

預金口座振替依頼書(学校給食費)

平成 年 月 日

鹿島市内金融機関 様

住所 鹿島市

私は、鹿島市教育委員会から請求された給食費の納入を指定する預金口座から口座振替により支払いたいので口座振替規定を確約の上、保護者名

ふりがな 児童生徒名 学校名 学校 (年)

1. 指定口座 ※この依頼書は、児童生徒一人あたり一枚提出してください。

金融機関名	(店名)			届出印
フリガナ				
預金者名				金融機関への届出印を押してください。
預金種目	1. 普通預金	2. 当座預金	口座番号	

2. 振替方法(いずれかの番号に○をつけてください。)

1. 毎月振替	4月～2月(3月を除く11ヶ月間)
2. 年一括振替	1年分を一括して4月に振替

3. 口座振替規定

- 貴金融機関に鹿島市より請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求記載金額を指定口座より振替の上支払ってください。
- 振替日において預金口座の残高が請求書の金額に満たない場合は、私に通知することなく請求書を鹿島市に返却されても異議ありません。
- この契約を解約するときは、私から鹿島市および貴金融機関に連絡いたします。
- この扱いに仮に疑義が生じても、貴金融機関の過失による場合を除き、ご迷惑をかせません。

金融機関使用欄	受付日	検印	係印	印鑑照合

【お問い合わせ】
学校給食センター TEL 0954-63-2453



教育 / いじめ等

鹿島市いじめ防止対策

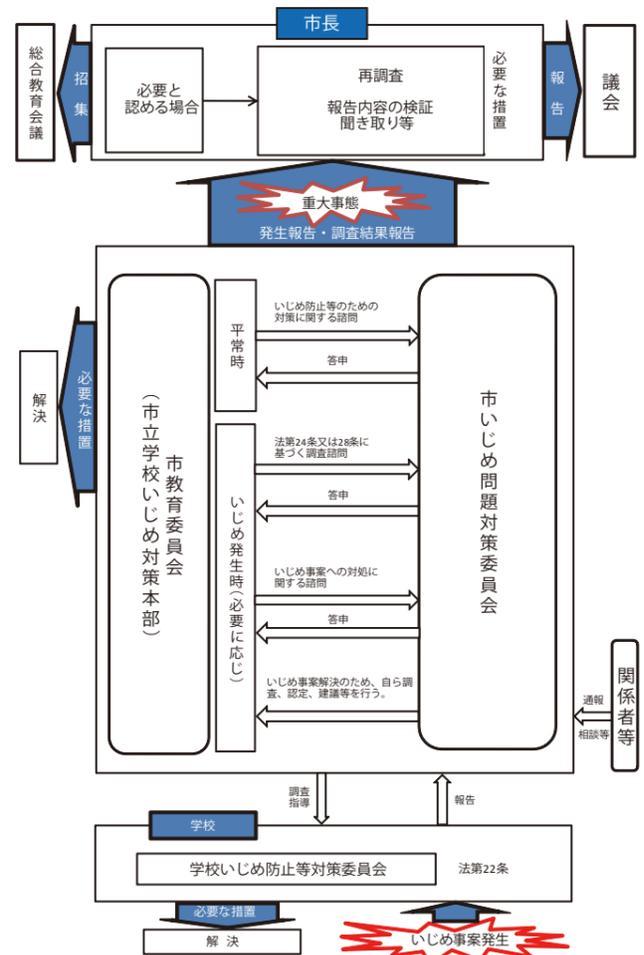
鹿島市では、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「鹿島市いじめ防止基本方針」を策定しています。

いじめは、人権の侵害であり、生命または身体に重大な危険を生じさせる行為です。

いじめを受けた児童生徒は、生きる権利、教育を受ける権利を著しく侵害され、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を受けるものであるから、このような行為を許すことはできません。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものです。

「いじめ防止対策推進法」を踏まえた鹿島市の対応イメージ



小中学生のインターネットの安全利用に関する指針

近年、携帯電話やスマートフォンを使ったコミュニケーションツール(LINEやツイッターなど)の利用で、トラブルが起きています。同様のトラブルは、ゲーム機や音楽プレーヤーでも起きています。

本市の小中学校では、「携帯電話やスマートフォンは原則持たせない」と約束を決め、所持率は低くなっています。

しかしながら、インターネットに接続可能なゲーム機や音楽プレーヤーを所持している児童生徒が多く、「悪口等の誹謗中傷を受ける」、「写真を勝手に掲載される」等のトラブルが増加しており、大変憂慮すべき状態にあります。

そこで、鹿島市PTA連合会と鹿島市教育委員会、鹿島市小中学校校長会では、小中学生のコミュニケーションツール利用に係るトラブル等の未然防止を目的とする鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」及び鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用の約束」を定めました。家庭でも対応していただきますようお願いいたします。

鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」

- 【保護者の方へ】
- 1 携帯電話やスマートフォンは原則持たせない。
※特別な理由がある場合は学校へ相談する。
 - 2 夜9時以降、ゲーム機や音楽プレーヤーなどは親が預かる。
 - 3 保護者一人一人が下記の安全利用の約束を責任をもって守らせる。

鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用の約束」

- 【児童生徒の皆さんへ】
- 1 携帯電話やスマートフォンは原則持たない。
 - 2 ゲーム機や音楽プレーヤーなどでのインターネットの利用は、遅くとも夜9時までとする。
 - 3 インターネットで不用意に個人情報をのせない。
 - 4 インターネットで相手がいやがるようなことをしない。
 - 5 ID/パスワードは親に伝える。
 - 6 ID/パスワードは他人に教えない。
 - 7 困ったときは親に相談する。

鹿島市PTA連合会

鹿島小学校PTA・能古見小学校PTA・古枝小学校PTA
浜小学校PTA・北鹿島小学校PTA・七浦小学校PTA
明倫小学校PTA・西部中学校PTA・東部中学校PTA

鹿島市教育委員会 鹿島市小中学校校長会

転入・転居する

転入届

他の市区町村から鹿島市へ移ってくることを「転入」といいます。

届出期間

住み始めてから14日以内

届け出に必要なもの

- ・前住所地の転出証明書
- ・運転免許証等(本人確認のため)
- ・印かん
- ・通知カードまたはマイナンバーカード

転入届の特例

引っ越ししてから14日以内に転入地の市区町村の窓口で住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを提示し、暗証番号を入力することによって、転出証明書を要しない転入届を行うことができます。

その場合、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードは転入地でも引き続きご利用いただけます。

注意事項

転入届については、新しい住所に住み始めてからの手続きとなり、事前の手続きはできません。

本人確認が必要となりますので、運転免許証等を持参してください。

【お問い合わせ】

市民課 TEL 0954-63-2117

転居届

鹿島市内での引越しを「転居」といいます。

届出期間

住み始めてから14日以内

届け出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
- ・後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ)
- ・介護保険被保険者証(加入者のみ)
- ・運転免許証等(本人確認のため)
- ・印かん
- ・通知カードまたはマイナンバーカード

注意事項

転居届については、新しい住所に住み始めてからの手続きとなり、事前の手続きはできません。本人確認が必要となりますので、運転免許証等を持参してください。

【お問い合わせ】

市民課 TEL 0954-63-2117

世帯変更届

世帯主・世帯員に変更があったときには「世帯変更届」が必要です。

届出期間

変更してから14日以内

届け出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
- ・運転免許証等(本人確認のため) ・印かん



「世帯員に変更があったとき」って
どんなとき？

世帯とは、簡単に言えば衣食住を共にする人たちの単位。その中で世帯を代表する人は世帯主として市役所に届ける必要があり、届け出して初めて世帯主として様々な手続きができるようになります。世帯主を変える場合は市民課へ届け出をしてください。

移住のススメ

鹿島市では、子育て世代、起業したい人、IJUターンの方々を応援しています。保育園の待機児童数もなく、生まれてから中学生までのお子さんには医療費助成も行っています。

また海の幸、山の幸に恵まれ、冬にはラムサール条約に登録された肥前鹿島干潟に珍しい渡り鳥たちがやってくる美しい景色が見られます。そんな鹿島市で暮らしてみませんか。詳しくは、ホームページまたは下記までご連絡ください。

- 子育てに関すること…福祉課
- 市営住宅に関すること…都市建設課
- 空き家に関すること…都市建設課
- 創業・起業に関すること…商工観光課
- 移住全般に関すること…企画財政課
- 就農に関すること…農林水産課

【お問い合わせ】

企画財政課 TEL 0954-63-2101

転入の際に必要な届出一覧(必要な届出は各自異なります)

手続	対象者	持ち物など
● 市民課窓口 庁舎1階 TEL 0954-63-2117		
転入届(住民登録)	鹿島市に転入された人	転出証明書、本人確認書類、委任状(届出者が本人でない場合)
通知カード又はマイナンバーカードの住所変更手続	鹿島市に転入された人	通知カード又はマイナンバーカード
国民健康保険加入手続	前住所地で加入されていた人、新たに加入される人	印かん ★
国民年金住所変更手続	受給者、受給待機者	印かん、年金証書
介護保険の手続	介護サービス受給者	印かん、介護保険受給資格証明書(前住所地発行)
後期高齢者医療被保険者証交付手続	75歳以上の人、65歳以上で一定の障害認定のある人	印かん、負担区分等証明書(県外から転入された人)、その他後期高齢者医療に伴う証明書
印鑑登録の手続き	15歳以上の人(希望される人)	印かん、本人確認書類
「広報かしま」郵送依頼	希望者	郵送依頼を記入いただき回収します。
配布物	○ゴミ分別一覧表等、エコバッグの贈呈引換券	(環境下水道課) TEL 63-3416
	○市内循環バス・高津原のりあいタクシー時刻表	(企画財政課) TEL 63-2101
	○保健センターからのお知らせ	(保健センター) TEL 63-3373
● 福祉課 庁舎1階 TEL 0954-63-2119		
児童手当(15日以内)		印かん、受給者名義の通帳、受給者の健康保険証 ★
子どもの医療費助成	該当するお父さま等がおられる場合は福祉課にお問い合わせください。	印かん、対象となる子どもの健康保険証
児童扶養手当		印かん、児童扶養手当証書(前住所地発行) ★
保育所入所		福祉課で説明 ★
障害者手帳・療育手帳・被爆者手帳の住所変更	障害者手帳・療育手帳・被爆者手帳を持っている人	印かん、障害者手帳、療育手帳、被爆者手帳 ★
● 環境下水道課 新世紀センター1階 TEL 0954-63-3416 ※新世紀センターは市役所庁舎西側横		
し尿汲み取り	環境係にお問い合わせください	
飼い犬の登録	犬を飼っている人	印かん、手数料3,000円
● 教育総務課 庁舎2階 TEL 0954-63-2103		
児童・生徒の異動手続	小・中学生	児童・生徒異動通知
● 保健センター 生涯学習センターエイブル1階 TEL 0954-63-3373		
妊婦健診受診票・予防接種予診票・乳児一般健康診査受診票の差替え手続	妊婦の方、乳幼児、予防接種の必要なお子さま	前住所地で配布された妊婦健診受診票、予防接種予診票、乳児一般健康診査受診票、母子手帳
● 水道課 新世紀センター1階 TEL 0954-62-3718 ※新世紀センターは市役所庁舎西側横		
水道の開栓手続	水道使用を開始される人	開栓手数料216円

★の記載のある手続きは、通知カードまたはマイナンバーカードが必要です。
※本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード等(公的機関発行の写真付証明書の場合は1通)
又、保険証・年金手帳等の写真付きでない場合、複数の証明書を提示してください。

家を探す

公営住宅の申し込み(市営・県営)

公営住宅の申し込みは、随時受け付けています。入居のあっせんは申し込み順で、空き家が発生した時点で、市より申込者にお知らせします。

申し込みには、申込書のほか各種添付書類が必要となります。申し込み方法、空き家状況の確認など、詳しくはお問い合わせください。

※申込書類は市のホームページからダウンロードできます。

●市営住宅

西峰住宅 末光・執行分住宅 井手分住宅 新方住宅

●県営住宅

西牟田団地 重ノ木団地 浜町団地 新方団地

【お問い合わせ】

都市建設課 TEL 0954-63-3415

鹿島市定住促進住宅市営古枝住宅

古枝にあるサンコーポラス古枝宿舎を平成25年4月から定住促進住宅として管理運営しています。

この住宅は、鹿島市への移住および定住を促進する住宅として活用します。定住促進住宅の入居予備者を募集します。

住宅概要

●5階建て エレベーターなし

●間取り 全て3DK

●駐車場 有り

●家賃 28,000円～33,000円(棟・階数により変動)

※市外からの転入者には優遇措置があります。



【お問い合わせ】

都市建設課 TEL 0954-63-3415

肥前浜宿空き町家入居促進事業

肥前浜宿で新生活、始めませんか？

庄金・南舟津の茅葺のまちなみと、白壁土蔵造りの立ち並ぶ酒蔵通り。春には酒蔵ツーリズムのイベントで新酒の蔵開きと春を祝います。そんな風情あふれるまちなみで、新たな生活、事業にチャレンジしてみたいひとに、助成を行います。

事業の狙い

肥前浜宿は伝統的な古い建物が残るまちなみが魅力の地域でありながら、一方で空き町家も目立つ状況にあります。今後、観光地としての魅力をさらに向上させ、地域を活性化するために、定住促進と創業支援の両面から、市外から伝建地区内の空き町家へ5年以上の入居や店舗営業を希望される場合、まちづくりの協力を条件として、改装費用および家賃の一部を補助します。

助成対象となる空き町家

重要伝統的建造物群保存地区内にある建物
※肥前浜宿のまちづくりに協力いただけるひと

空き町家改装費補助

補助率 3分の2
千円未満切捨て(補助限度額:200万円)

家賃補助

補助率 3分の2
千円未満切捨て(補助限度額:5千円/月)

【お問い合わせ】

都市建設課 TEL 0954-63-3415

空き家バンク

空き家情報公開

市のホームページや都市建設課で情報の公開、提供を行います。

利用希望者登録申し込み

利用申し込みは、空き家利用希望者データベース登録申込書(様式第7号)と誓約書(様式第8号)に必要事項をご記入の上、都市建設課へ提出してください。

申込書等の提出は窓口へご持参ください。

物件交渉の申し込み

希望物件の交渉をご希望される方は、都市建設課へご連絡ください。

【お問い合わせ】

都市建設課 TEL 0954-63-3415

転出する

転出する

鹿島市から他の市区町村へ移ることを「転出」といいます。

届け出期間 転出予定日の14日前から転出する日まで

転出の際に必要な届出一覧(必要な届出は各自異なります)

手 続	対象者	持ち物など
● 市民課窓口 庁舎1階 TEL 0954-63-2117		
転出届(住民登録)	鹿島市から転出される人	本人確認書類、委任状(届出が本人でない場合)、「転出証明書」を交付します。
国民健康保険脱退手続	国民健康保険に加入されている人	印かん、国民健康保険証
印鑑登録証の返還	印鑑登録されている人	印鑑登録証
● 保険健康課 庁舎1階 TEL 0954-63-2120		
後期高齢者医療被保険者の転出手続	75歳以上の人、65歳以上で一定の障害認定のある人	印かん、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証(お持ちの人)
介護保険の手続	介護認定を受けている人	印かん、介護保険被保険者証
● 福祉課 庁舎1階 TEL 0954-63-2119		
児童手当	該当するお子さまがおられる場合は福祉課にお問い合わせください。	印かん
子どもの医療費助成		印かん、子どもの医療費受給資格証(ピンク色)
児童扶養手当	※児童手当は、新住所地で 15日以内 に手続きが必要です!	印かん、児童扶養手当証書
保育所退所		印かん
● 税務課 庁舎1階 TEL 0954-63-2118		
125cc以下のバイクや小型特殊自動車の廃車手続	125cc以下のバイクや小型特殊自動車を所有の人	印かん、ナンバープレート
● 教育総務課 庁舎2階 TEL 0954-63-2103		
児童・生徒の異動手続	小・中学生	児童・生徒異動通知
● 水道課 新世紀センター1階 TEL 0954-62-3718 ※新世紀センターは市役所庁舎西側横		
水道閉栓届	水道使用を中止される人	水道使用料の精算

新住所地での手続きについて

新しい住所に移った日から14日以内に、新しい住所を確認のうえ、その市区町村で転入手続きを行ってください。

マイナンバーカードをお持ちの人
マイナンバーカードの継続利用の手続きが必要です。(転出予定日から30日を経過又は転入届出日から90日を経過又は転入した日から14日を経過するとマイナンバーカードが転入先で使えなくなりますので、お気をつけください。)

妊婦の人、お子さまがおられる人
妊婦健診受診票(補助券)・乳児一般健康診査受診票の差替え手続きが必要です。予防接種受診票については転入先にお尋ねください。

必要なもの

転出証明書、印かん、年金手帳、本人確認書類、通知カード又はマイナンバーカード、委任状(本人以外が手続きされるときは必要な場合があります)…など
詳しくは転入先の市区町村(役所)にお尋ねください。

※本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード等(公的機関発行の写真付証明書の場合は1通)又、保険証・年金手帳等の写真付きでない場合、複数の証明書を提示してください。

選挙

選挙権と選挙人名簿への登録

●選挙人名簿への登録と抹消

- 登録資格
1. 満18歳以上の日本国民であること。
 2. 住民票が作成された日(転入の届け出日)からその市区町村の住民基本台帳に引き続き3カ月以上記録されていること。
- 選挙人名簿への登録の時期
1. 定時登録
登録月(3月、6月、9月、12月)に、登録月の1日現在を基準日として登録される資格のある人をその月の1日に登録します。
 2. 選挙時登録
選挙のつど定められる基準日および登録日より登録します。
 3. 補正登録
登録資格がありながら登録されていなかった場合は、ただちに登録します。
- 選挙人名簿から抹消の時期
1. 死亡または日本国籍を失ったときただちに抹消します。
 2. その市区町村から転出して4か月を経過したとき抹消します。
 3. 登録されるべきでなかった人が、誤って登録されていることが判明したときただちに抹消します。

期日前投票と不在者投票

期日前投票

投票日に仕事や旅行などの事情で投票に行けない人は、期日前投票をすることができます。
※入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」の記入を済ませておくことと受付が円滑にできます。

不在者投票

告示日の翌日から投票日までの期間を含む出張や旅行、入院などで不在となる方は、滞在先や指定病院で投票ができます。
身体に重度の障がいのある人は、事前に登録することで不在者投票(郵便投票)ができます。
※登録には資格要件が必要です。

政治家の寄附禁止

- 選挙の3ない運動 贈らない! 求めない! 受け取らない!
- お金のかからない選挙実現のため、政治家や候補者(候補者、候補者となろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者がこれらを求めることも禁止されています。違反すると処罰されます。
- 入学・卒業・就職などのお祝い、病気見舞い
 - 葬式の花輪
 - お祭の寄付やお酒
 - 地域の運動会などへの差入
 - お歳暮やお中元
 - 代理人が出席する結婚祝いや葬式の香典
 - 地区の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差入

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない!
求めない!
受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝	地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入	お祭りへの寄附・差入	町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入	落成式・開店祝等の花輪
病気見舞	お歳暮・お年賀	入学祝・卒業祝	郵便の花輪・供花	秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典

【お問い合わせ】 選挙管理委員会事務局
TEL 0954-63-3418

国民年金

国民年金に加入する

満20歳以上60歳未満で日本国内に住所がある人(外国人含む)は、厚生年金保険や共済組合からの老齢(退職)年金を受けている人を除いて、国民年金に加入しなければなりません。

第1号被保険者

自営業・農漁業・学生・無職の人など。60歳～65歳未満の人や日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人は希望すれば加入できます。(任意加入)

第2号被保険者

厚生年金などに加入している人(会社員、公務員等)。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。

保険料

月額 16,490円(平成29年度4月時点)

付加保険料

400円(平成29年度)

保険料の納め方

日本年金機構から送付される納付書で金融機関や郵便局の窓口またはコンビニエンスストア(一部取扱いを行っていないところがあります)で納めます。

国民年金の免除制度

申請免除

所得の減少や、失業・天災などで保険料の納付が困難で、免除基準に該当する場合
(承認期間は7月から翌年6月まで)

納付猶予

50歳未満の人で所得の減少や、失業・天災などで保険料の納付が困難で、猶予基準に該当する場合
(承認期間は7月から翌年6月まで)

学生納付特例

特例の対象となる学校に在学中の学生の人で、特例の基準に該当する場合(承認期間は4月から翌年3月まで)

【お問い合わせ】
市民課 TEL 0954-63-2117

国民年金に関する手続き(主なもの)

●加入者となったとき

……「国民年金被保険者資格取得届」が必要です。

【期限】 14日以内

【どこに】 市民課窓口

【持参品】 印かん

●離職し加入をするとき

……「国民年金被保険者資格取得申出書」が必要です。

【期限】 14日以内

【どこに】 市民課窓口

【持参品】 印かん・年金手帳
・離職票(退職日がわかるもの)

●住所をかえたとき

……「国民年金被保険者住所変更届」が必要です。

【期限】 14日以内

【どこに】 市民課窓口

【持参品】 印かん・年金手帳

●氏名をかえたとき

……「国民年金被保険者住所変更届」が必要です。

【期限】 14日以内

【どこに】 市民課窓口

【持参品】 印かん・年金手帳

●年金手帳を失ったとき

……「年金手帳再交付申請書」が必要です。

【期限】 すみやかに

【どこに】 市民課市民年金係

【持参品】 印かん
保険料納付領収書(基礎年金番号がわかるもの)

【お問い合わせ】
市民課 TEL 0954-63-2117

ちょっとブレイク

年金をもらえるのは高齢者だけ?

「年金をもらえるのは65歳から」とイメージされている人が多いと思いますが、その他にも、障がいを持った人への「障害年金」、年金受給者が死亡した場合に、生計を維持している人や配偶者やその子へ支給される「遺族年金」があります。

「年金」は、若い人から高齢者まで、万が一にも備えた手厚い社会保障制度です。



上水道

水道に関する手続き

水道を使用開始するときや中止するときなど、次の(1)～(4)にあてはまる場合には届け出が必要ですので、水道課へすぐにお届けください。

なお、住民票の移転手続きや死亡届とは連動しておりませんので、忘れずに手続きをしてください。(電話・FAXでの受付はしていません。必ず水道課窓口までお越しください。)

※受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。土曜、日曜、休日および年末年始(12月29日～1月3日)は手続きができません。平日にお越しただけでない場合は、事前にお問い合わせください。

※水道課は鹿島市役所内にはなく、別館となります。5ページをご覧ください。

1. 水道の使用を開始するとき(開栓)

住所・アパート名がわかるものと開栓手数料216円をご持参ください。

※水がでているときでも、無断でご使用になると給水停止の処分になりますのでご注意ください。

※使用開始届様式は市のホームページからダウンロード

2. 水道の使用を中止するとき(閉栓)

前回使用水量をもとに精算しますので前回料金を目処に料金をご持参ください。なお、精算料金は口座引き落としができません。

※ご使用水量が0立方メートルでも水道閉栓の手続きがない場合は、毎回基本料金が請求されます。

※使用中止届様式は市のホームページからダウンロードできます。

3. 転居するとき(転居先の開栓、転居元の閉栓)

1、2に同じです。

4. 使用者の名義が変わるとき

(家族間での名義変更、会社名変更)

水道の使用名義人の相続等により、前の使用者に変わって引き続き水道をお使いになる場合の名義変更は、水道課窓口での手続きが必要です。

水道料金

水道の使用料は、2か月ごとに下水道料金と同時に納めていただきます。

納付方法は、口座振替が便利です。ご利用ください。

【お問い合わせ】
水道課 TEL 0954-62-3718

漏水のときは

費用負担と発見方法

公道に埋設された配水管は市(水道課)の所有物です。この配水管から分岐した給水装置は皆さんの所有物です。給水装置の修繕などにかかる費用は基本的に所有者の負担となっておりますが、配水管から水道メータまでの部分で、自然に漏水が発生した場合は、水道課で費用を負担し修繕しております。ただし、修繕箇所にかかわらず、他の工事での破損は有償工事となります。

『使用した覚えがないのに使用水量が増えている。』『節水しているのに使用水量が減らない。』場合などは、宅内のどこかで水が漏れている(漏水の)可能性があります。以下の方法で簡単に漏水の有無をお調べいただけますので、水量に異常を感じたときなどは参考にしてください。

- 宅内と外水栓の蛇口をすべてしめる。
- 蛇口やトイレのタンクなど、宅内での水漏れがないか確認する。
- 水道メーター内のパイロットマーク(銀色のコマ)を確認する。
- パイロットマーク(銀色のコマ)が少しでも回っていたら、漏水です。非常にゆっくり回る時もありますので、しばらく注視してください。
- 漏水が確認されましたら、鹿島市指定の水道工事店にて至急修理をお願いします。修理費用は、お客さまのご負担となります。



水道工事は市の指定工事業業者に

給水装置工事は、市が指定する給水装置工事業者が行うことになっています。この工事業業者が、工事の申込みから検査までの手続きをお客さまに代わり行っています。

下記の工事のご依頼は、市の指定する給水装置工事業業者*へお願いします。

- ・新設:新しく水道を引くとき
- ・改造:給水管の口径を変えたり、メーターの位置を変更するとき
- ・撤去:水道の設備を撤去するとき

給水装置工事業業者*は、市のホームページに掲載しています。

【お問い合わせ】
水道課 TEL 0954-62-3718

下水道

下水道の設備

下水道は、市が道路などに埋設し管理を行う公共下水道と、個人の敷地などに設置し家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための排水設備からなっています。

排水設備は、排水管や汚水すなどの設備で個人の財産となるものです。皆さん個人で設置し、補修・点検などの管理をしていただくこととなります。

下水道に接続するために必要な事項

1. 鹿島市指定工事店の中から工事店を決定。
2. 排水設備等新設計画(変更)確認申請書を市役所環境下水道課へ提出。
3. 構造を審査し、適正であれば工事の許可。
4. 指定工事店により、工事開始。
5. 工事完了届の提出(申請書と同じ用紙)。
6. 市役所の工事完了検査。
7. 下水道使用開始届の提出。

下水道使用料

排水設備工事が完了し、汚水を下水道へ流すようになると、下水道の使用料が発生します。立法メートル単位で算出しています。

使用開始等の届け出

使用者に変更があった場合や、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、または再開するときは、その旨を届け出てください。

下水道使用料の納付方法

下水道の使用料は、2か月ごとに水道料金と同時に納めていただきます。

納付方法は、口座振替が便利です。ご利用ください。

【お問い合わせ】
環境下水道課 TEL 0954-63-3416

浄化槽

鹿島市では家庭用合併処理浄化槽設置費用に対する補助を行っています。

合併処理浄化槽はトイレ・台所・浴槽・洗濯機等から生活排水として流れる水の汚れを約10分の1に浄化して放流します。水質保全のため、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置しましょう。

補助金額

5人槽	【補助限度額】332,000円
6～7人槽	【補助限度額】414,000円
8～10人槽	【補助限度額】548,000円

【お問い合わせ】
環境下水道課 TEL 0954-63-3416

水道料金のしくみ

鹿島市は上水道と下水道の使用料を2か月に一回、両方合わせてお支払いいただく方法です。

水道料金は、検針を行った翌月にご請求します。

(奇数月に検針する地区は偶数月に請求、偶数月に検針する地区は奇数月に請求)

公共下水道に接続した場合は下水道使用料がかかります。下水道使用料は、水道の使用量をもとに計算されます。このため、水道課が水道料金と下水道使用料を同時にご請求します。

料金の計算方法(消費税率8%の場合)

水道料金(2か月につき)

- 基本料金
10立方メートルまで2,160円
11～20立方メートルまで3,456円
- 超過料金(超過水量1立方メートルにつき)
21～50立方メートルまで
超過水量1立方メートルにつき216円
51立方メートル以上
超過水量1立方メートルにつき259円

口座振替のオススメ

水道料金のお支払いには口座振替をおすすめしています。市内の金融機関の窓口で手続きができます。検針した翌月25日(25日が土曜、日曜、祝日に当たる場合は翌営業日)が引落日となります。

下水道使用料(2か月につき)

- 基本料金
10立方メートルまで1,576円
11～20立方メートルまで2,268円
- 超過料金(超過水量1立方メートルにつき)
21～40立方メートルまで
超過水量1立方メートルにつき 145.8円
41～60立方メートルまで
超過水量1立方メートルにつき 167.4円
61～100立方メートルまで
超過水量1立方メートルにつき 194.4円
101～200立方メートルまで
超過水量1立方メートルにつき 226.8円
201立方メートル以上
超過水量1立方メートルにつき 248.4円



ごみ処理

ゴミステーションへの出し方

鹿島市では、ごみの集積場所(「ごみステーション」といいます)をお住まいの地域(行政区)に設置して、現在8種類のごみの分別・収集を行っています。

また、拠点回収(対象:牛乳パック・使用済み乾電池・使用済み蛍光管・白色トレー)や地区回収(対象:新聞・雑誌・古着・ダンボール・アルミ缶)といった資源回収(リサイクル)にも取り組んでいます。

ごみを出す際の注意事項

袋には住所・氏名の記入をお願いします。
ごみ出し日の当日朝8時までに出してください。

ごみの種類と出し方

1. 燃えるごみ

- 週2回、曜日指定
- 金額
大10枚400円 小10枚200円



2. 燃えないごみ・カン類

- 月2回、曜日指定
- 金額
大10枚400円 小10枚200円



3. 燃えないごみ・ビン類

- 月2回、曜日指定
- 金額
大10枚400円 小10枚200円



4. 燃えないごみ・その他

- 月2回、曜日指定
- 金額
大10枚400円 小10枚200円



5. 粗大ごみ[収集]月1回、曜日指定

- 月1回、曜日指定
- 金額
ステッカー 1枚300円



6. ペットボトル

- 月2回、曜日指定
- 金額
大10枚 400円



7. 容器包装プラスチック・ビニール類

- 週1回、曜日指定
- 金額
10枚 400円



8. 容器包装紙類

- 週1回、曜日指定
- 金額
10枚 400円



ゴミステーション以外への出し方

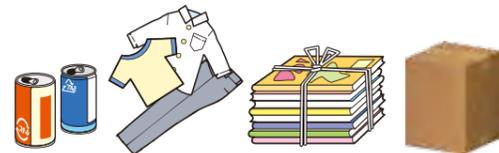
資源回収

市での回収とは別に、地域の団体が行う資源物の自主回収です。

回収量に応じて回収団体へ奨励金が支給されますので、お住まいの地域で実施されている場合は、優先的に地域の資源物回収に出してください。

回収日、時間は地域ごとに異なりますので、区長さんへお尋ねください。

- 新聞紙・雑誌・段ボールは白い紙ひもで束ねてください。
- 古着、アルミ缶は透明か半透明の袋に出してください。



蛍光管・乾電池

回収場所

鹿島地区…市役所大駐車場の車庫横(道路側)
北鹿島・能古見・古枝・浜・七浦地区は各公民館
(地域ごとの公民館ではありません:区公民館)

- 腐食した乾電池及び電球は回収しません。
- 事業所からの持ち込みはできません。

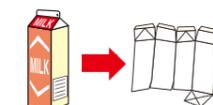


牛乳パック

回収場所

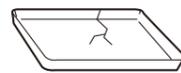
鹿島地区…市役所大駐車場の車庫横(道路側)
北鹿島・能古見・古枝・浜・七浦地区は各公民館
(地域ごとの公民館ではありません:区公民館)

- 牛乳パックはきれいに洗って開いて乾燥させて出してください。



食品トレイ

- 食品トレイは市内のスーパー協力店で取り組んでいます。それぞれの店舗の決まりにしたがって出してください。



【お問い合わせ】

環境下水道課 TEL 0954-63-3416

ごみ処理

市では回収しないごみ

次に掲げるものは、処理が困難または、リサイクルが義務付けられていることから市では収集できません。購入店や、販売店もしくは専門の処理業者へ依頼してください。

処理が困難なごみ

- タイヤ
販売業者・産業廃棄物処理業者に引き取ってもらう
- ガスボンベ
産業廃棄物処理業者に引き取ってもらう
- コンクリート破片・土石類
専門業者に引き取ってもらう
- バッテリー
専門業者に引き取ってもらう
- 消火器
特定窓口販売店に引き取ってもらう
- 農機具・農業用廃ビニール
農機具販売業者、農協等に引き取ってもらう
- 魚網・海苔網
漁協等に引き取ってもらう



※その他不明なものについては直接市へご連絡ください。

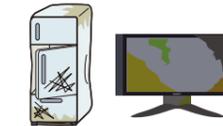
一度に大量に出たごみ

引っ越し、リフォーム、遺品整理等で大量に出たごみは下記の一般廃棄物収集許可業者に依頼してください。

家電リサイクル法対象機器

家電リサイクル法の対象となるのは、エアコン・テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫の5品です。

使い終えた家電製品は、購入店または買い換えをする販売店に相談しリサイクル料を支払い回収してもらいます。



また、過去に購入した販売店が存在せず、買い換えではない等、販売店に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(※引取義務外品)は、市内小売業者の協力店に依頼してください。

事業系ごみの処理方法

事業活動により排出されるごみは「事業者自らの責任で処理しなければならない」と法律等によって定められています。事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は次の2社です。ただし、小規模の事業所は「小規模事業所ごみステーション排出登録制度」がありますので、お問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者

- 野口商会 TEL 0954-63-1258
- 馬場商会 TEL 0954-62-1137

生ごみのリサイクル

私たち人間が生活していくうえで必ず排出される「ごみ」。そのごみの中でも大半を占めるのが、『もえるごみ』です。その『もえるごみ』の半分は『生ごみ』とも言われています。

これまでは、『生ごみ』も『もえるごみ』として焼却処分していましたが、鹿島市では『生ごみ』を資源として再利用しています。ごみとして焼却しないので、CO₂削減につながるとともに、集めた『生ごみ』は、優良な堆肥として生まれ変わり、土に還元され、循環型社会の推進となります。

鹿島市では、平成23年度からモデル地区を設け、その地区の協力世帯により実施開始。平成27年度からは対象地区を拡大し、現在、大字納富分全域で『もえるごみ』と『生ごみ』の分別に協力いただいています。平成28年度実績では、約4トンのごみ減量化を達成しました。

また、『生ごみ』から出来た『堆肥』を使って出来た野菜や花は大きく育ったり、きれいに咲いたりして、利用者の方から好評を得ています。

資源ごみ処理機器購入補助

生ごみを堆肥化する処理機器を購入された人には補助金があります。

家庭用電動生ごみ処理機

補助率 購入費の1/3(上限は2万円)
※申請後、ご自宅に設置確認に伺います。



コンポスト、生ごみ処理バケツ

補助率 購入費の1/3(上限は2千円)

補助申請手続き

生ごみ処理機器を購入された人は、申請者の氏名が明記された領収書と印鑑を持って新世紀センター1階環境下水道課へお越しください。

不法投棄は犯罪です

不法投棄とは、ごみを適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路公園等に捨てる行為をさします。

法律で厳しく禁止されており、不法投棄を行った者は、法律によって罰せられます。

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(抜粋)
第16条(投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物(ごみ)を捨ててはならない。

第25条(罰則)

不法投棄を行った者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人に対しては3億円)以下の罰金、またはその両方に処せられることがあります。

【お問い合わせ】

環境下水道課 TEL 0954-63-3416

環境／ペット

犬の登録と届出

生後90日を経過した飼い犬は、「狂犬病予防法」により、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

また、飼い犬が死亡したり飼主が変わったときなどにも届出の義務があります。

新規登録

●必要書類

1. 犬の登録申請書
2. 登録手数料 3,000円

登録の際、犬の鑑札を交付しますので、登録した飼い犬の首輪等に必ず付けて紛失しないように注意してください。

もしも飼い犬が迷子になっても、装着されている鑑札から飼い主の元に戻すことができます。

狂犬病予防注射済票交付申請

登録済みの犬は毎年1回、狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済票交付の手続きを行う必要があります。

●必要書類

1. 注射済証明書
(動物病院などで狂犬病予防注射を受けた際に交付されます)
2. 狂犬病予防注射済票交付申請書
3. 交付手数料 550円

飼い犬が死亡した場合

登録の抹消を行うために届出をする必要があります。

●必要書類

1. 犬の死亡届出
2. 犬の登録鑑札

住所の移動、飼主の変更など

●必要書類

1. 犬の登録事項変更届
2. 犬の登録鑑札

他の市町村から転入された場合、以前の市町村で交付された鑑札をご持参ください。鹿島市の「鑑札」と交換します。

避妊・去勢手術費用の助成

犬や猫の無秩序な繁殖を抑制し、動物愛護意識の向上を目的に、犬・猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成します。

補助の対象

市民が飼育し、獣医師が手術することが適当と認める生後3か月以上の犬・猫で、1世帯につき年間犬は1匹、猫は3匹までです。

犬は、登録と登録申請日から1年以内の、狂犬病予防注射を済ませた犬に限ります。

補助金額

- 避妊手術…犬5,000円 猫4,000円
- 去勢手術…犬3,000円 猫2,000円

申請方法

補助金申請書に獣医師が発行する手術の領収書の写しと申請者名義の通帳、印かん、市税の滞納がない証明書(税務課で発行)を持参し、環境下水道課に申請してください。

【お問い合わせ】

環境下水道課 TEL 0954-63-3416

ペットの飼い方のマナー

近隣に迷惑をかけないようにペットを飼いましょう。

ペット全般

1. 最期まで責任を持って飼いましょう。
2. 避妊・去勢手術を受けさせましょう。
乱繁殖を防ぐとともに、性ホルモンに起因する病気の予防やマーキング等の問題行動の予防にもなります。
3. 飼っているペットが行方不明になった時は、市役所・警察署・杵藤保健福祉事務所へ連絡をお願いします。
保護されている場合があります。

犬

1. 飼い犬は、丈夫な鎖などでつなぎ、人や他人の所有物などに危害を与えないようにしてください。
2. 無駄吠えの防止やトイレのしつけは必ずしましょう。
3. 散歩に行くときは、必ず鎖(リード)などを使用しましょう。普段はおとなしい犬でも、とっさの時には予想しない行動をとる時もあります。

猫

1. 飼い猫は、放し飼いにせず室内で飼いましょう。
放し飼いは、事故や怪我のリスクが高まります。また、外からのノミやダニを家の中に入れることになり、猫も人間も病気のリスクが高まります。
2. 飼い猫にエサを与える時は、室内で与えましょう。
外で与えたり、ドアを開けたまま与えれば、飼い猫以外の猫がエサを食べに寄って来ます。
3. 野良猫にエサを与えないでください。
飼い猫ではない猫にエサを与え続ければ、よそから他の猫も寄ってきます。すると子猫が生まれ、乱繁殖の原因となり不幸な命が増えることとなります。

環境／補助事業など

太陽光発電設備設置事業費補助金

太陽光エネルギーの普及拡大により、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、太陽光発電設備設置事業費補助金の交付申請を受け付けます。

申請受付期間

4月～翌年3月末(注1)

(注1)3月末までに工事完了(九電契約等)できなければ、次のように補助金交付が取消しとなるため、余裕をもって申請する必要があります。

・交付申請(2月25日) → 交付決定・工事着工 → 工事完了 → 完了報告(4月2日)

この場合、3月末ではないため、交付決定が取消されて、補助金交付はありません。

補助対象者

補助金の交付を受けるには、以下のすべての要件に該当することが条件となります。

- 鹿島市の住民基本台帳に記録されている。
- 市税の滞納がないこと。
- 補助金申請書類の提出後に着工し、指定期日までに完了すること。
- 市内の個人住宅または併用住宅(併用住宅は、自己居住部分に限る)であること。

補助対象工事

補助金の交付対象は、以下のすべての条件を満たす太陽光発電システム設置工事とします。

- 市内の既存または新築の住宅であること。住宅の屋根等への設置に適したもので、低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。
- 太陽電池の最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値)が10kW未満であること。※増設の場合は合計して10kW未満であり、既設の太陽電池の最大出力が確認できること。
- 補助対象経費が1kW当り65万円以下(税抜き)であること。
- 設置工事を行う業者は、県内に事業所のある個人事業主または法人であること。

補助金の額

設置する太陽電池の最大出力(kW、小数点以下2桁未満切捨)に20,000円を乗じて得た額(上限60,000円)

【お問い合わせ】

環境下水道課 TEL 0954-63-3416

マダニによる感染症に注意

マダニによる感染症の1つである重症熱性血小板減少症候群(Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome:以下「SFTS」という。)が、県内でも確認されています。

鹿島市では、平成29年8月(県内5例目)に患者が確認されました。

●SFTSについて

SFTSの感染経路

ウイルスを保有しているマダニに咬まれることによって感染します。

予防方法

マダニに咬まれないことが重要です。特にマダニの活動が盛んな春から秋にかけて注意が必要です。

草むらや藪などマダニが息をする場所で活動する場合は、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴、帽子、手袋を着用し、首にタオルを巻くなど、肌の露出を少なくして対策しましょう。

マダニに咬まれた場合

吸血中のマダニに気づいた場合は、できるだけ医療機関(皮膚科)を受診してください。

無理に引き抜こうとすると、マダニの一部が皮膚に残ってしまうことがあります。

詳しくは佐賀県のホームページをご覧ください。

ペットのマダニ対策について

飼育している犬、猫等のペットについては、ペットの健康を守るためにも散歩の後には体表のチェックをしましょう。

マダニが咬着している場合は、かかりつけの獣医師に相談しましょう。



【お問い合わせ】

環境下水道課 TEL 0954-63-3416

健康／大人の健診

大人の各種健康診査

- ご自分の健康のため、ご家族のためにも定期的に検診を受けましょう
 - 毎年5月に郵送している「各種検診申込調査」によりお申込みください。
 - 日程等の詳細は「広報かしま」をご覧ください。
 - 対象者の年齢は毎年4月1日現在です。
 - 料金は「生活保護および住民税非課税世帯」「後期高齢医療被保険者」「無料クーポン対象」の人は無料です。
- がんセット検診**
- ご希望の検診を午前中にまとめて受診できます。
 - 1種類でも受診可能です。



項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
胃がん検診	40歳以上	バリウムを飲みレントゲン撮影	保健センター (エイブル1階)	1,000円
肺がん検診		胸部レントゲン撮影 喀痰検査(問診で必要な人)		300円 700円(痰)
大腸がん検診		検査キットによる 便潜血反応検査		600円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査(採血)		700円

乳・子宮がん検診

- 乳がん検診は国の方針により、2年に1回の受診になります。
- 子宮がん検診は毎年受診が可能になりました。
- 2種類をまとめて受診できます。
- 1種類でも受診可能です。



項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
乳がん検診	40歳以上で 前年度未受診の女性	マンモグラフィ (乳房レントゲン)	保健センター (エイブル1階)	40歳代 1,200円 50歳以上 700円
子宮がん検診	20歳以上の女性	集団 子宮頸部細胞診	保健センター (エイブル1階)	700円
		個別 子宮頸部細胞診	県内登録医療 機関	2,100円
		子宮頸・体部細胞診		3,200円

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

健康／大人の健診

大人の各種健康診査

肝炎ウイルス検査

- 40・45・50・55・60・65歳の方は、無料で検査ができます。

項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
肝炎ウイルス検査	30歳以上で 過去未検査者	B・C型肝炎 ウイルス血液検査	保健センター (エイブル1階)	B型 : 300円 C型 : 400円 B型+C型 : 700円

ピロリ菌検査

- 市報により募集します

項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
ピロリ菌検査	30歳～39歳	血液検査	保健センター (エイブル1階)	300円

骨粗しょう症検診

- 市報により募集します

項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
骨粗しょう症検診	40歳・45歳・50歳・55歳 60歳・65歳・70歳女性	腕のレントゲン撮影	保健センター (エイブル1階)	600円

結核健康診断

- 申込みは不要です。
- 対象の人へは受診票を郵送します。(肺がん検診受診者を除きます。)

項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
結核健康診断	65歳以上	胸部レントゲン撮影	各地区公民館や 保健センター (エイブル1階)	無料

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

健康相談

成人健康相談

相談の内容

血圧測定・尿検査・個別相談等

日時

毎月第1水曜日 9時30分から10時30分まで

会場

鹿島市保健センター(エイブル1階)

相談できる方

鹿島市民ならどなたでも

相談相手

保健師、看護師

予約方法

予約はできません。当日の時間内に受付をお願いします。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

国保の特定健診

特定健診を受けましょう

特定健診は自覚症状がなく進行する生活習慣病を見つけるチャンスです。

年に一回は、自分の健康状態を確認しましょう！

●鹿島市国保の特定健診

対象者

年度内に40歳～74歳になる国保加入者

*現在、生活習慣病で治療中の人も、特定健診を受けることができます。

健診場所

県内の委託医療機関

(詳細は受診票等と一緒にお知らせします)

健診期間

毎年5月1日から11月30日

自己負担

1,000円

持っていく物

受診券、受診票、国保保険証

*受診券、受診票は4月下旬にお送りします。

*受診票は必ず事前に鉛筆で記入し、折り曲げたり、丸めたりしないでください。

特定保健指導

健診結果に応じて、メタボリックシンドロームのリスクがある人は、特定保健指導(積極的支援・動機付け支援)を、医師・保健師・管理栄養士等から無料で受けることができます。特定健診の結果、保健指導が必要となられた人はぜひご利用ください。

●特定健診・特定保健指導を受けると

生活習慣病を早期に発見できる

特定健診を受ければ、生活習慣病の進行を早い段階で発見できます。

計画的に生活習慣を改善できる

特定保健指導で生活習慣病を発症する危険度に応じて支援が受けられます。無理のない計画を立てて実践するので、生活習慣の改善もできます。

継続した健康管理ができる

特定健診・特定保健指導の結果は、医療保険者(鹿島市)で保管するため継続的に健康状態を把握できます。

医療費を節約できる

生活習慣病の発症を防ぐことで、家庭の医療費を節約できます。結果として国民医療費の削減になり、保険料の抑制にもつながります。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

高齢者の予防接種

インフルエンザ予防接種

対象者

毎年12月31日までに下記の1又は2に該当される人

- 65歳以上の人
- 60歳～64歳までの人で、心臓、腎臓、呼吸器等に重い病気のある人(身体障害者手帳1級程度の人)
(主治医の診察により接種可となった人)

期間

毎年10月1日～12月31日

*医療機関によっては、異なることがありますので、各自ご確認ください。

接種回数

1回

医療機関

佐賀県内のインフルエンザ予防接種実施医療機関で受けることができます。

*医療機関は鹿島市のホームページ「高齢者のインフルエンザ予防接種」からダウンロードできます。

料金

自己負担金1,300円(医療機関の窓口でお支払いください)

*生活保護世帯及び中国残留邦人支援給付世帯の人は無料

方法

1週間ほど前までに直接医療機関へお申し込みください。

持っていく物

健康保険証または後期高齢者医療被保険者証

その他

*熱のある人や医師が接種できないと判断した人は受けられません。

肺炎球菌感染症予防接種

過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種した人は対象外です。対象者の接種期限は毎年3月31日までです。

この制度で定期接種の助成対象となるのは、1人1回までです。

対象者

〈平成31年度以降〉各年度内に65歳になる人。

対象者には4月頃、通知を郵送します。

〈平成30年度〉平成30年度内に60,65,70,75,80,85,90,95,100歳になる人。

接種回数

1回

自己負担

2,500円(医療機関窓口でお支払いください)

*生活保護世帯の人は無料

接種方法

県内の実施医療機関へ直接お申し込みください。

国民健康保険

国保に加入する人

職場の健康保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、原則として、お住まいの市町村などの国民健康保険の被保険者となります。

国保では、1人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとで行い、世帯主がその届け出をします。

国保への届け出

国保に加入するとき、やめるときは、必要書類を添えて14日以内に市民課窓口へ届け出が必要です。

国保の手続きにはマイナンバー(個人番号)が必要です。申請書等にマイナンバーを記入していただきますので、マイナンバーのわかるものおよび本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)を持参してください。

加入するとき

●転入→他市町村からの転出証明書

●出生(出生届のとき手続き)

→出生届書・印かん・母子健康手帳

●職場の健康保険などをやめたと

→職場の健康保険の喪失証明書または雇用保険の離職票

●生活保護を受けなくなったとき

→保護廃止通知書

やめるとき

●転出→被保険者証

●死亡→被保険者証

●職場の健康保険などに加入したとき

→国保の被保険者証・職場の健康保険証

●生活保護を受け始めたとき

→被保険者証・保護開始通知書

修学で鹿島市から離れている人

修学により鹿島市を転出され、親元を離れている人も、申請することで鹿島市国保に加入できます。

●修学されている人の学生証または在学証明書

長期入院や福祉施設へ入所される人(住所地特例)

鹿島市国保の被保険者の人が、長期入院や特別養護老人ホームや児童福祉施設へ入所するために転出された場合でも、引き続き鹿島市国保の被保険者となります。

本来ならば施設所在地の市町村国保へ加入することになりますが、施設住所地の市町村の国保財政の圧迫を是正するための制度です。

長期入院や特別養護老人ホームや児童福祉施設、介護保険施設に入所するために転出される場合は、市民課または保険健康課の窓口へご相談ください。

受けられる給付

病气やけがをしたとき(療養の給付)

病气やケガをしたときは、医療機関や保険薬局で被保険者証を提示すれば、下記の負担で医療を受けられます。70歳以上75歳未満の人は、高齢受給者証も一緒に提示してください。

(平成30年8月から、被保険者証と一体型になります)

義務教育就学前…2割(*1)

義務教育就学以上70歳未満…3割

70歳以上75歳未満…1割(*2)(現役並み所得者は3割)

70歳以上75歳未満…2割(現役並み所得者は3割)

*1 子どもの医療費助成により、負担額が軽減されます。

*2 昭和19年4月1日以前に生まれた人の負担割合は、法律では2割と定められていますが、国の特例措置により75歳到達までは1割の負担となっています。

医療費を全額負担したとき(療養費)

次のような場合に医療費を全額負担したときは、申請することで負担割合相当額を除いた額が療養費として支給されます。

●医療費を全額負担したとき(療養費)

1. やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき

申請に必要なもの

●被保険者証

●全額を支払った医療費の領収証

●印かん

●世帯主名義の振込先口座の通帳

●国民健康保険療養費支給申請書

●通知カードまたはマイナンバーカード

2. 医師が必要と認めたコルセットなどの補そう具代がかかったとき

申請に必要なもの

●被保険者証

●医師の証明書

●購入した補そう具の見積書、請求書、領収書

●印かん

●世帯主名義の振込先口座の通帳

●国民健康保険療養費支給申請書

●通知カードまたはマイナンバーカード

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

国民健康保険

医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担が高額になったとき、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。医療費の限度額はその世帯の所得や被保険者の年齢によって異なります。

また、1か月に1つの医療機関ごとの窓口負担が限度額までで済む「限度額適用認定証」を交付しています。

「限度額適用認定証」が必要な方は、被保険者証を持って保険健康課窓口へお越しください。

なお、給付限度額は世帯の所得等によって異なります。

申請に必要なもの

- 被保険者証
- 該当する医療費の領収書
- 印かん
- 世帯主名義の振込先口座の通帳
- 国民健康保険高額療養費支給申請書
- 通知カードまたはマイナンバーカード



医療費が高額で介護保険の受給者がいる場合

●高額医療・高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた場合は、申請により認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。申請受付は、保険健康課の窓口です。

計算期間は8月1日から7月31日までの1年間となります。

なお、給付限度額は世帯の所得等によって異なります。

申請に必要なもの

- 被保険者証
- 印かん
- 振込先口座の通帳
- 自己負担額証明書(1年間(8月1日~7月31日)に、複数の医療保険に加入したとき、以前加入していた医療保険者から交付されます)
- 個人番号通知カードまたはマイナンバーカード



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

国保加入者への助成制度

●出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度未加入の場合40万4千円)を支給します。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給します。

詳しくは21ページ「国保加入者の出産育児一時金」をご覧ください。

●葬祭費

被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った人に、葬祭費として30,000円を支給します。

手続きは、市民課窓口です。

●はり・きゅう施術助成

国保の被保険者に、はり・きゅう施術1回あたり900円を助成します。

助成を受けるためには、「はりきゅう受診券」が必要です。「はりきゅう受診券」は、保険健康課で交付しています。

はり・きゅう施術助成は、鹿島市が指定した施術担当者の施術所で受けることができます。



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

人間ドック・脳ドック助成

国保加入者を対象にドック検診費用の一部を助成します。病気の早期発見・早期治療の為にぜひご利用ください。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373



国民健康保険

交通事故にあったとき

交通事故など第三者(加害者)から受けた傷病でも、国保により医療機関等を受診できます。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

この場合、速やかに「第三者行為による被害届」を保険健康課へ提出していただく必要があります。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国保で医療費を負担できなくなる場合や、国保が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、示談前にご相談ください。

届け出書類

- 第三者の行為による被害届
- 事故発生状況報告書
- 念書兼同意書
- 誓約書
- 人身事故証明書入手不能理由書

※いずれの書類も鹿島市のホームページからダウンロードできます。



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

鍼灸マッサージ無料健康相談・治療体験

相談の内容

東洋医学による健康チェック、健康相談、治療体験

相談日

5月~11月(8月を除く) 第2日曜日10時~14時30分
日時は変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

会場

保健センター

相談できる方

鹿島市民ならどなたでも

相談相手

鹿島市保険鍼灸師会所属の鍼灸マッサージ師

予約方法

予約不要です

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えて行くための拠点として、介護予防に関するマネジメントなど高齢者への総合的な支援を行います。

●主な事業

介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定を行います。

総合相談・支援

介護予防だけでなく、様々な制度を利用した支援を行います。

権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、総合的な対応を行います。

包括的・継続的マネジメント

ケアマネジャーのネットワークの構築や困難事例に対する助言などを行います。

【お問い合わせ】
地域包括支援センター TEL 0954-63-2160



介護予防体操



介護保険

介護保険の運営

杵藤地区(鹿島市・武雄市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町)では、介護保険を杵藤地区広域市町村圏組合が保険者となって運営しています。

各種申請受付、相談については保険健康課で行っています。

介護保険のしくみ

40歳以上の人全員が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護が必要と判断されたときには費用の一部(原則として1割)を支払ってサービスを利用します。

65歳以上の人を第1号被保険者、40歳から64歳までの医療保険に加入している人を第2号被保険者といいます。

介護保険の対象者

●65歳以上の人(第1号被保険者)

原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となったとき、要介護認定を受けて介護保険のサービスを利用できます。

●40歳から64歳までの人(第2号被保険者)

老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や日常生活の支援が必要となったとき、要介護認定を受けて介護保険のサービスを利用できます。

介護サービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには、申請をして要介護認定を受ける必要があります。

本人または家族が保険健康課の窓口で申請を行います。

本人または家族が申請できない場合は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請を代行してもらうことができます。

申請に必要なもの

●65歳以上の人

印かん、主治医の意見書、介護保険被保険者証

●40歳から64歳までの人

印かん、主治医の意見書、医療保険証

保険料の納めかた

●65歳以上の人(第1号被保険者)

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の人は年金からの天引きで納めます。

年度の途中で転入した人や65歳になった人、老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円未満の人は納付書で納めます。

●40歳から64歳の人(第2号被保険者)

加入している医療保険と一緒に納めます。

介護サービス利用者負担の軽減

社会福祉法人の介護サービスの利用費について、次の要件をすべて満たす人は、利用者負担が軽減されます。

軽減割合は利用者負担額(介護サービスに要した費用の自己負担額、食費、居住費)の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2、生活保護受給者の個室の居住費は全額)です。

対象者および要件

生活保護受給者または世帯全員が市町村民税非課税であり、以下の5つの要件をすべて満たす必要があります。

※(介護予防)短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスを利用されている人は、『特定入居者介護(予防)サービス費』が支給されていることも要件となりますので、負担限度額申請の手続きも行ってください。

- 1年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 預貯金等が単身世帯で350万円、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 市民税課税者の市民税の控除対象者、医療保険の被扶養者になっていないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと。

軽減対象となるための手続き

軽減の要件に該当する人で、この軽減を受けようとするには保険健康課へ申請が必要です。該当すれば『確認証』が交付されますので、利用のときに提示してください。

すでに『確認証』を交付されている人も、有効期限が7月31日までですので、保険健康課で更新の申請をしてください。

申請に必要なもの

- 印かん
- 世帯全員の通帳の写し
(1月1日～12月31日までの期間がすべて記載され、申請から1か月以内の残高が記載されていること。)
- 世帯全員の収入を確認できる書類
(各種年金、保険等の支払通知書、給与支払証明書、確定申告書の控え等)



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

後期高齢者医療

対象となる人

75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがあると申請し認定を受けた人(障がい認定)は、後期高齢者医療制度に加入し、医療給付を受けることになります。ただし、生活保護受給中の人は除きます。

後期高齢者医療制度の運営は県内の市町が加入する佐賀県後期高齢者医療広域連合が行い、届け出の受付や保険料の納付に関することは保険健康課が行います。

一定の障がいとは、下記に該当する障がいをいいます。

- 身体障害者手帳
1級、2級、3級
4級で次のいずれか
(1)音声機能、言語機能の著しい障がい
(2)両下肢のすべての指を欠くもの
(3)1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
(4)1下肢の機能の著しい障がい
- 精神障害者保健福祉手帳
1級、2級
- 療育手帳
A(重度)
- 国民年金法等の障害年金
1級、2級

被保険者となる時

必要書類

- 75歳の誕生日
…手続き不要
- 障がい認定を受けた日
…身体障害者手帳など障がいの程度がわかる書類、被保険者証、印かん
- 県外から転入したとき
…負担区分等証明書、印かん
(以下は該当者のみ)
…障害認定証明書、被用者保険の被扶養者であった証明書、特定疾病認定証明書
※上記証明書は、前の住所地で交付されます
- 県内他市町から転入したとき
…印かん

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

被保険者証

75歳になる人には、75歳の誕生日の10日程度前に被保険者証が送付されます。

65歳以上で障がい認定の人は、申請した日の3～5日後に被保険者証が送付されます。

被保険者証は毎年8月に更新となりますので、有効期限は各年7月31日となっています。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

所得区分

現役並み所得者

本人または同一世帯の後期高齢者医療の被保険者の住民税課税所得が145万円以上の人。ただし、以下に該当する場合は一般となります。

●被保険者が複数いる世帯

同一世帯の被保険者の合計収入額が520万円未満

●被保険者が1人の世帯

その被保険者の収入額が383万円未満

●被保険者が1人の世帯であって、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる世帯

被保険者および同一世帯の70歳以上75歳未満の人の合計収入額が520万円未満

一般

現役並み所得、区分II、区分I以外の人。

区分II

世帯の全員が住民税非課税の方で、区分I以外の人。

区分I

世帯の全員が住民税非課税の人で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120



後期高齢者医療

受けられる給付

病気やケガをしたとき(療養の給付)

病気やケガで医療機関等を受診した場合、被保険者証を提示すれば、1割または3割の負担で医療を受けられます。

- 一般・区分Ⅱ・区分Ⅲ… 1割
- 現役並み所得者… 3割

※区分Ⅰ・区分Ⅳは61ページ参照

医療費を全額負担したとき(療養費)

次のような場合に医療費を全額負担したときは、申請することで負担割合相当額を除いた額が療養費として支給されます。

① やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき

- 申請に必要なもの
- 被保険者証
- 支払った医療費の領収書
- 被保険者名義の振込先口座の通帳
- 印かん
- 通知カードまたはマイナンバーカード

② 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき

- 申請に必要なもの
- 被保険者証
- 医師の証明書
- コルセットなどの見積書、請求書、領収書
- 被保険者名義の振込先口座の通帳
- 印かん
- 通知カードまたはマイナンバーカード

入院した時の食事代(標準負担額)

入院した時の食事代は、所得区分により1食当たりの標準負担額が決まります。

ちょっと ブレイク

「後期高齢者医療」へ加入するには、何か手続きが必要なの？

「後期高齢者医療制度」は75歳以上の人が加入する医療制度で、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険(健康保険や共済組合等)から後期高齢者医療制度に移ります。このとき、特別な手続きをする必要はなく、誕生日と同時に自動的に国保から脱退＆後期高齢者医療制度に加入となります。

医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給します。限度額は、その世帯の所得などによって異なります。

世帯全員が住民税非課税(区分Ⅱ・Ⅰ)の方は、医療機関での窓口負担が限度額までとなる「限度額適用・標準負担減額認定証」を交付しています。

「限度額適用・標準負担減額認定証」の交付を受けるためには、保険健康課国保係にて申請が必要です。ただし、前年度に交付を受け、今年度も交付対象となる方には、被保険者証の更新時に送付します。

医療費が高額で介護保険の受給者がいる場合(高額介護合算療養費)

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。

なお、対象期間は毎年8月～7月の1年間となります。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

後期高齢者の健康診査

対象者

- 75歳以上の人
- 65歳～74歳の障がい認定による後期高齢者医療受給者

健診場所

県内の委託医療機関
(詳細は受診票と一緒にお知らせします)

健診時期

10月～11月

自己負担

無料

持っていく物

受診券、受診票、後期高齢者医療保険証

お願い

※受診票は必ず事前に鉛筆で記入し、折り曲げたり、丸めたりしないでください。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

後期高齢者医療

加入者への助成制度

葬祭費支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人(喪主)に葬祭費として30,000円を支給します。手続きは、市民課の窓口です。

はり・きゅう施術料金の助成

1年度につき36回まで、はりきゅう施術1回あたり900円を助成します。

助成を受けるためには「はりきゅう受診券」が必要になります。「はりきゅう受診券」は保険健康課の窓口で交付します。

ただし、年度途中で後期高齢者医療制度へ加入された場合の助成回数は、「加入月から年度末までの月数×3回」となります。

はり・きゅう助成は、鹿島市が指定した施術担当者の施術所で受けることができます。

●「はり・きゅう受診券」の交付に必要なもの 被保険者証



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

交通事故にあったとき

交通事故など、第三者の行為が原因でケガや病気をした場合でも、後期高齢者医療制度により医療機関を受診できます。

ただし、後期高齢者医療広域連合へ届け出(第三者行為による被害届)が必要です。

この場合、後期高齢者医療が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになりますが、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると後期高齢者医療が使えなくなる場合がありますので、示談前にご相談ください。

※詳しくは59ページをご参照ください。



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

保険料の納め方

年金の受給額が月額15,000円以上の方

次のどちらかの方法で、保険料をお支払いいただきます。

●2か月ごとに支給される「年金」からのお支払い

2か月ごとに支給される年金から、あらかじめ差し引かれます。ただし、介護保険料と合わせて年金額の半分以上を超える場合は、納付書または口座振替でのお支払いとなります。

●被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の口座からの「口座振替」によるお支払い

口座振替によりお支払いいただきます。口座振替によるお支払いには、口座振替を行う金融機関で手続きが必要です。

※「(1)年金からのお支払」から「(2)口座振替によるお支払」への変更を希望する場合は、上記金融機関での手続きに加え、保険健康課の窓口で手続きが必要です。

年金の受給額が月額15,000円未満の方

納付書または口座振替でお支払いいただきます。口座振替を希望する場合は、口座振替を行う金融機関で手続きが必要です。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

後期高齢者医療制度の保険証が変わります

後期高齢者医療制度の保険証は、年1回、8月1日に更新を行います。

新しい保険証は、7月下旬に簡易書留で郵送します。8月1日からは新しい保険証を医療機関に提示してください。

なお、有効期限が過ぎた古い保険証は、8月1日以降に裁断するなどご自身で破棄するか、保険健康課まで返却してください。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120



障がい福祉

障害者手帳

身体障害者手帳

身体障がいのある人に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

療育手帳

知的障がいのある人に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

障がい者の福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴や排せつなどの介助、食事の介護などを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、行動の際の危険を回避するために、必要な支援、外出時における移動支援などを行います。

重度障害者など包括支援

常時介護を必要とする障がい者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設などに短期間の入所をさせ、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

障害者支援施設での夜間ケアなど(施設入所支援)

施設に入所する人に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護をなどを行います。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援(A型=雇用型 B型=非雇用型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳などを行う者の派遣などを行います。

日常生活用具の給付

重度の障がいがある人などに対し、日常生活用具(ベッド、訓練用イス、入浴補助用具、盲人用体温計、点字器、ストマ用装具など)の給付を行います。

補装具の交付・修理

障がいのある人が、日常生活や社会生活を容易にするための補装具の交付又は修理を行います。(車イス、肢体装具、歩行器、盲人安全つえ、補聴器など)

移動支援事業

屋外で移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など便宜を図ります。

訪問入浴サービス事業

自宅の浴槽で入浴ができない障がいのある人に対して、浴槽を提供して入浴サービスを行います。

日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、その家族の就労や一時的休養を確保するため、障がいのある人の一時預かり事業を行います。

自動車改造費の助成

身体障害者本人が運転する自動車について、改造に必要な費用の一部を助成します。

障害者自動車運転免許取得費の助成

身体・知的又は精神障害者の人が就労など社会参加を進めるために、自動車運転免許証を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

障がい者の医療サービス

●重度心身障害者医療費助成制度

対象者

県内に住所を有する国民健康保険、その他の各種健康保険、後期高齢者医療制度の加入者で、

1. 身体障害者手帳1級～2級
2. 知能指数35以下
3. 身体障害者手帳3級でかつ知能指数50以下のいずれかに該当する人は、

- ・受給資格証を発行します
- ・所得制限があります
- ・入院時食事療養費の標準負担額は助成対象外となります。
- ・1人1月500円の自己負担となります。

※様式は市のホームページからダウンロードできます。



障がい福祉

●自立支援医療の給付

身体障害者(児)の障がいの軽減や機能回復、精神障害者の医療普及を図るために3つの医療があり、医療の給付を受けることができます。

自己負担は原則として医療費の1割を負担していただきます。ただし、世帯の所得水準によってはひと月あたりの負担に上限額を設定します。また、入院時の食事療養費及び生活療養費(標準負担額相当)については原則自己負担となります。(所得制限があります)

1. 更生医療の給付

対象者

身体障害者(18歳以上)

主な給付対象例

- 視覚障害(白内障手術、角膜移植術など)
- 聴覚障害(人工内耳埋込術、鼓室形成術など)
- 音声言語そしゃく機能障害(口蓋裂手術など)
- 肢体不自由(関節置換手術など)

2. 育成医療の給付

対象者

身体障害児(18歳未満)

主な給付対象例

音声言語そしゃく機能障害(口蓋裂手術)

3. 精神通院医療の給付

(旧精神障害者通院医療費公費負担制度)

対象者

精神障害者・児

主な給付対象例

統合失調症、そううつ病、うつ病、認知症、てんかんなど

●難聴児の補聴器購入・修理費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中度難聴児の補聴器購入・修理費の一部を助成します。

対象児

18歳以下で、保護者が市内に住所を有する人

助成額

購入費の3分の2

※購入費には基準額があります。交付要件・申請方法など詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

障がい福祉

運賃等各種料金の割引

●JR運賃

障がいのある人が、単独または介護者とともに、JRを利用する場合に、運賃が割引されます。(条件あり)

相談窓口

JR各駅の窓口

手続き

乗車券購入時に窓口で手帳を提示します。

●バス運賃

相談窓口

佐賀県バス・タクシー協会 電話0952-31-2341

手続き

自動販売機で切符購入する場合は5割引の切符を購入し、降車時に手帳を提示します。

●航空運賃

相談窓口

各国内航空会社

手続き

航空券購入時に身体障害者手帳または療育手帳を販売窓口に提示します。



●タクシー運賃

相談窓口

佐賀県バス・タクシー協会 電話:0952-31-2341

対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者

割引率

メーター器表示額10%

手続き

降車時に手帳の提示が必要です。



●福祉タクシー券の給付

重度の障がい者等を対象に、定額のタクシー券を交付します。

相談窓口

鹿島市役所福祉課

●有料道路通行料金

高速道路株式会社や都道府県の道路公社等が管理する有料道路の通行料金が割引になります。

相談窓口

鹿島市役所福祉課

手続き

事前に鹿島市役所福祉課で身体障害者手帳または療育手帳に「割引対象者である旨」「自動車登録番号」「割引有効期限」の記載を受けます。料金所では手帳を提示し、記載事項などについて確認を受けることが必要です。

●NHK放送受信料

相談窓口

NHK佐賀放送局 電話:0570-077-077

対象

●全額免除

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合

●半額免除

・視覚・聴覚障害者が世帯主の場合

・重度の障がい者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主の場合

●携帯電話基本使用料等

相談窓口

各携帯電話取扱店

対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者



【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

税の障害者控除・減免

●所得税

(相談窓口:武雄税務署 TEL 0954-23-2127)

●障害者控除

対象者

本人、配偶者、扶養家族が障がい者

手帳等級

身体3~6級、療育B、精神2~3級

控除額

27万円

●特別障害者控除

対象者

本人、配偶者、扶養家族が障がい者

手帳等級

身体1~2級、療育A、精神1級

控除額

40万円



障がい福祉

障がい者相談

●身体障がい者相談

●知的障がい者相談

身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく身体・知的障害者相談員をご存知ですか。相談員は

・手帳を持っているけれど、どういうサービスが受けられるの?

・手帳を取得するにはどうしたらいいの?

・困っているけれど誰に相談にたいいか分からない

などの相談を受け、必要なときには適切な機関への案内などを行います。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

ご相談ください「障がい者虐待防止センター」

市では24時間体制の相談窓口として鹿島市障がい者虐待防止センターを設けています。

障がい者虐待とは次の3つのことをいいます。

●養護者による障がい者虐待

障がい者が家族や親族(同居人)等から虐待を受ける行為

●障害者福祉施設従事者等による

障がい者虐待 障害福祉サービスを提供する事業所の職員から虐待を受ける行為

●使用者による障がい者虐待 障がい者を雇用する一般企業から虐待を受ける行為

虐待は次の5つに分類しています。

●身体的虐待

障がい者に暴力や暴行、傷や痛みを与える行為

●性的虐待 障がい者に理由もなく性的な行為やその強要を行うこと

●心理的虐待 障がい者を脅したり言葉・無視・嫌がらせなどにより精神的に苦痛を与えること

●放棄・放任 食事・排泄・入浴などの世話をせず、必要な福祉サービスや教育・医療をうけさせないこと

●経済的虐待 本人の同意なしに財産や年金・賃金を使うこと

相談窓口

●市役所福祉課障がい者虐待防止相談窓口

月曜~金曜日(祝日を除く)

8時30分から17時15分まで

電話 0954-63-2140

●鹿島市障がい者虐待防止センター

24時間対応 電話 080-6455-6709

●住民税

(相談窓口:鹿島市税務課 TEL 0954-63-2118)

●障害者控除

対象者

本人、配偶者、扶養家族が障がい者

手帳等級

身体3~6級、療育B、精神2~3級

控除額

26万円

●特別障害者控除

対象者

本人、配偶者、扶養家族が障がい者

手帳等級

身体1~2級、療育A、精神1級

控除額

30万円

●軽自動車税

79ページをご覧ください。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

パーキングパーミット制度の利用証

佐賀県パーキングパーミット制度の利用証を市役所でも交付します。

この制度は、身障者用駐車場の利用にあたり、県内共通の利用証を交付し、駐車スペースを確保するもので、県が協定を結んだ施設の専用駐車場で利用することができます。

対象者

●身体に障がいのある人で歩行が困難な人

●一時的に歩行が困難な人

(けが・病気をしている人、妊産婦)

●高齢者(要介護1以上の人)で

歩行が困難な人

●難病等により歩行が困難な人

●知的障がいのある人(療育手帳Aをお持ちの人)で

歩行が困難な人

必要書類

●窓口に来られる人の身分証明書

●歩行困難を示す書類

(障害手帳、母子手帳、介護保険証、診断書など)



【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

高齢者福祉

在宅福祉サービス

●地域包括支援センター運営事業(包括的支援事業)

詳しくは「地域包括支援センター」(59ページ)をご覧ください。

●生きがいデイサービス事業

心身の状況、その置かれている環境等に応じて、デイサービスセンターでレクリエーション、食事、生活指導などのお世話をします。

対象者

65歳以上の独居、高齢者のみの世帯等の人でデイサービスを必要とされる人。

●軽度生活援助事業

心身の状況、その置かれている環境等に応じて、必要なホームヘルプサービス事業を行います。

対象者

65歳以上の独居、高齢者のみの世帯等の人でホームヘルプサービスを必要とされる人。

●食生活改善事業(会食会)

ひとり暮らし等の高齢者が地区の公民館などに集まり一緒に食事を作って食べ、食生活指導の講演会や健康に関する講演を受講することで、食生活を改善します。

●グループリビングショートステイ(短期入所)事業

心身の状況、その置かれている環境等に応じて、一時的に施設でのサービスが必要になった人に対し、グループリビングの空き部屋に短期入所させ、健全で安らかな日常生活を送れるよう、また家族の介護負担の軽減を目的に支援します。

対象者

おおむね65歳以上の人で、身の回りの事が自分でできる人。

●食の自立支援事業

『食』の自立支援の観点から食事の準備が困難な高齢者や身体障害者の人へ月曜から土曜日(祝祭日も実施)まで夕食を自宅へお届けするとともに、毎日の安否確認などを行います。1食あたり400円です。

対象者

65歳以上の独居、高齢者のみの世帯等で、身体的に調理が困難で、日常的に見守りが必要な人。

●成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の後見人選定の申立を市長が家庭裁判所へ行います。また、必要な人には経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。

【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120

日常生活用具の給付

●紙おむつ等の支給

在宅の高齢者で、常時失禁状態にある寝たきりなどの人に、紙おむつ等を支給します。ただし、所得税非課税の世帯に限ります。

施設サービス

●グループリビング(高齢者共同生活)事業

在宅一人暮らしなどの高齢者が、お互いに生活を共同化・合理化して共同生活形態をつくり、自立した健全で安らぎのある日常生活を送ります。

対象者

家事などが自分でできるおおむね65歳以上の人で、共同生活ができる人。

長寿のお祝い

●敬老祝金

9月1日現在、鹿島市に1年以上居住している、

- 88歳の人に20,000円
 - 100歳以上に30,000円
 - 最高齢の人に50,000円
- の敬老祝金を支給します。

●高齢者慰問

市内の100歳以上の人に対し、訪問し長寿をお祝いします。また、100歳の人には国から記念品が贈られます。

●敬老会

各地区で開催される敬老会主催者に対し交付金の交付を行っています。

【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120

ちよっとブレイク

気になる「健康寿命」

「健康寿命」は、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことです。

平均寿命と健康寿命の間には、男性で約9年、女性で約13年の差があります。2015年の統計では、佐賀県民の健康寿命は男性が71.15歳で全国24位、女性は74.19歳で全国32位。

平均寿命が伸びるにつれて健康寿命も伸びていますが、平均寿命と健康寿命の差が縮まっていくことが一番！

誰もが最後まで、健康でいきいきとした生活を送りたいと思っています。健康寿命も伸ばしましょう！

社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

鹿島市社会福祉協議会は、昭和30年4月に任意団体として発足し、昭和42年6月に社会福祉法に基づく公的な団体「社会福祉法人」の認可を得て本格的に動き出しました。略して「社協」と呼ばれています。すべての市区町村、都道府県、指定都市に設置され、その全国ネットワークによる活動を進めている団体です。

「住み慣れた地域で、家族や友人とともに安心して暮らしたい」。これは、すべての人の共通の願いです。鹿島市社協は、こうした鹿島市民の願いをかなえるために、地域住民の皆さまや行政機関、各種団体、福祉施設等と連携し、総合的な「地域福祉」の推進を図るために日々活動しています。

生活支援体制整備事業

誰もが住み慣れた場所で安心して生活を続けていくために「生活支援コーディネーター」や「協議体」を設置し、地域の情報を共有したり将来の地域像を話し合う中で、地域ならではの支え合いの仕組みを考えます。

また、地域住民が主体となった「住民同士の支え合いのまちづくり」を推進しています。

ボランティア活動センター

ボランティア活動に関する情報の提供や、活動に関する相談を受けたり、研修会開催等のボランティア啓発活動を行います。

※ボランティア人材バンク登録者募集中(無料)

ふれあい・いきいきサロン事業

自分の住んでいる地域で、住民が主体となって高齢者の集いの場(サロン)を自主的に運営し、ふれあいを通して仲間づくりの輪を広げ、生きがいや社会参加を促進する活動を支援しています。

福祉器具貸出

市内在住で、福祉用具を必要とされる人に、ベッド・車イスなどの貸出を行っております。貸出の期間は多くの人に利用して頂くため、3か月間とします。

※必要に応じて延長ができます。

生活お困りごと相談

生活の中で何らかの困りごと(家賃や公共料金が払えない、引きこもり、就労不安、家族や地域とのトラブルなど)や、心の悩みがある人ならどなたでも相談できます。

相談日時

毎週月曜日から金曜日 9時から午後5時
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休み

場所

市民交流プラザ3階 社協事務所

TEL 0954-62-2447

Mail k-shakyo@po.asunet.ne.jp

※事前にご予約ください。

※個人情報は厳守します。

フードバンク/制服・学用品バンク事業

市民の皆さまから寄付をいただいた食料品(お米や缶詰等の保存ができる物)や、学校の制服、体操服、学用品などを、経済的な理由などで困っている人へ必要に応じて提供して支援しています。

福祉バスの運行

福祉バスは、社会福祉団体などの福祉向上を図ることを目的とし、研修、レクリエーションなどの活動のために運行しています。(マイクロバス2台保有)

福祉サービス利用援助事業

判断能力に不安がある人は、様々な場面で判断に迷い、適切に福祉サービスを受けられない場合があったり、適正な金銭管理ができず、毎日の暮らしのお金の出し入れに困ったり、悪質な訪問販売などのトラブルに巻き込まれる危険があります。

そのような人を支援するため、「福祉サービス利用相談援助」や「日常的な金銭管理サービス」、「書類等の預かりサービス」を実施しています。

上記の他、様々な地域福祉事業を展開しています。詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 鹿島市社会福祉協議会

TEL 0954-62-2447

ホームページ <http://kashima-shakyo.com>



修学資金貸付

修学資金の貸付

福祉課と鹿島市社会福祉協議会では、高校や大学などに進学される人で、学費の支払が困難な人のために無利子の修学資金貸付申込の受付をしています。

修学資金は在学中毎月貸し付けられる資金で、就学支度金は入学時に1回だけ貸し付けられる資金です。資格の欄で複数の要件がある場合は、すべての要件を満たす必要があります。

貸付金の償還は、返済据置期間が設けられているものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

貸し付けを希望する人の全員が、貸し付けを受けることができるとは限りません。また、大学や専門学校の合格内定があまりに早い人については、母子父子寡婦福祉資金で対応できない場合があります。

●市奨学資金(鹿島市)

※他の修学資金貸付との重複利用はできません。

資格

- 市内に1年以上在住
- 学業成績優良の人
- 中学校3年時の予約申込のみ

申込先

福祉課

学校区分

高校

貸付額

12,000円

償還期間

10年

●母子父子寡婦福祉資金(佐賀県)

※他の修学資金との併用についてはご相談ください。

資格

●母子家庭世帯、父子家庭世帯、寡婦世帯

申込先

福祉課

学校区分	貸付額	償還期間
高校(公立)	27,000円以内	9年
高校(私立)	45,000円以内	9年
短大(国公立)	67,500円以内	9年
短大(私立)	79,500円以内	9年
大学(国公立)	67,500円以内	18年
大学(私立)	81,000円以内	18年
専門学校等	27,000円～79,500円以内	9年

※上記の貸付額は自宅通学の場合です。自宅外通学についてはお問い合わせください。



●教育支援費(社会福祉協議会)

資格

- 低所得世帯(母子・父子家庭は除く)
- 佐賀県育英資金、日本学生支援機構第1種奨学金利用優先

申込先

鹿島市社会福祉協議会

学校区分	貸付額	償還期間
高校	35,000円以内	貸付総額200万円以下の場合…10年以内
高専・短大	60,000円以内	貸付総額200万円を超える場合…20年以内
大学	65,000円以内	

●就学支度金の貸付

●母子父子寡婦福祉資金(佐賀県)

資格

- 小・中学校については、母子家庭、父子家庭世帯で前年度所得税住民税が非課税世帯のみ
- 高校(公立・私立)、大学・短大、専門学校等については母子家庭、父子家庭、寡婦世帯

申込先

福祉課

学校区分	貸付額	償還期間
小学校	40,600円以内	5年
中学校	47,400円以内	
高校(公立)	150,000円以内	
高校(私立)	410,000円以内	
大学・短大	370,000円～580,000円以内	
専門学校等	150,000円～580,000円以内	

●就学支度費(社会福祉協議会)

資格

- 低所得世帯(母子・父子家庭は除く)
- 佐賀県育英資金利用優先

申込先

鹿島市社会福祉協議会

学校区分	貸付額	償還期間
高校・高専・大学・短大	500,000円以内	10年以内

[お問い合わせ]

福祉課 TEL 0954-63-2119

社会福祉協議会 TEL 0954-62-2447

民生児童委員

お気軽にご相談を

民生委員・児童委員、主任児童委員は地域の身近な相談相手です

●民生委員・児童委員の日

毎年5月12日は、100年前のこの日に民生委員制度が創設されたことから「民生委員・児童委員の日」と定められました。

12日からの1週間を活動強化週間として、活動の理解を広め、これからも皆さんとともに、安全で安心できるまちづくりに取り組んでいきます。

鹿島市では、96人(内、主任児童委員12人)の委員が活動しています。

●民生委員・児童委員

民生委員は、「民生委員法」および「児童福祉法」により厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、住民の立場に立って、皆さんの暮らしを支援します。

すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行います。

「主任児童委員」は、主に子どもに関する支援活動を行います。

●気軽にご相談ください

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の身近な相談役、地域と行政機関とのパイプ役としての役割を果たしています。

また、相談についての秘密を守ることが、法律で義務づけられていますので、安心してご相談ください。

[お問い合わせ]

福祉課 TEL 0954-63-2119



自殺対策

自殺対策

あなたの大切な人、悩んでいませんか？

平成10年以来、連続して3万人を超える状況が続きましたが、平成24年に3万人を下回り、平成27年は全国で24,025人、佐賀県では157人(前年比-9)になりました。

しかし、多くの人々が自ら命を絶つという状況が続いています。悩みを抱えた人たちに広く支援の手を差し伸べていくことにより、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指しましょう。

大切な人・身近な人の心の声を聞く4つのポイント

- 家族や仲間の変化に気づき、声をかける
- 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- 早めに専門家に相談するよう促す
- 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

一人で悩まず、まず相談を

- 佐賀こころの電話
TEL 0952(73)5556(平日9時～16時)
- 佐賀いのちの電話
TEL 0952(34)4343(年中無休24時間)
- 杵藤保健福祉事務所
TEL 0954(22)2105(平日8時30分～17時15分)
- 鹿島市役所福祉課
TEL 0954(63)2119(平日8時30分～17時15分)
- 自殺予防いのちの電話
TEL 0120(783)556(毎月10日8時～翌日8時)
- 佐賀県自殺予防夜間相談
TEL 0120(400)337(毎日1時～7時)
- 自死遺族相談電話
TEL 0952-34-4186(平日10時～17時)

鹿島市では月に1回臨床心理士による心の健康相談を実施中。福祉課に予約し、ご利用ください。

自殺対策事業(ゲートキーパー研修会)を実施中。希望される団体は福祉課にご相談ください。

[お問い合わせ]

福祉課 TEL 0954-63-2119

救急医療

救急医療ネットワーク

佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム『99佐賀ネット』において、確認することができます。



佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム『99佐賀ネット』(上記画面)にアクセスし、必要な事項を入力して検索してください。

●アドレス <http://www.qq.pref.saga.jp/>

休日の救急医療

休日に受診できる医療機関です。月によって当番が変わりますので、毎月発行する「広報かしま」でご確認ください。

- 在宅当番医
診療時間／9時～17時
- 鹿島市休日こどもクリニック
診療時間／日曜・祝日および1月1日～1月3日
9時～17時
TEL 0954-63-1838

夜間の小児救急医療

- 診療時間／19時から21時
- 対象／15歳まで

火曜日(1月1日～3日除く)

在宅当番医

水曜日(1月1日～3日除く)

鹿島時間外子どもクリニック
TEL 0954-63-1838

毎日

武雄地区休日急患センター(武雄市武雄町大字昭和300)
TEL 0954-22-5599

※月によって受診できる医療機関が変更になる場合がありますので、受診の際は事前に杵藤地区消防本部救急医療情報案内で確認してください。

●杵藤地区消防本部救急医療情報案内
TEL 0954-22-4207

【お問い合わせ】
鹿島市保健センター TEL 0954-63-3373

ジェネリック医薬品

国民健康保険と佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用している薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知はがきを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として郵送しています。

また、通知書に関する皆さんからのお問い合わせにお応えするために、お問い合わせ専用窓口「国民健康保険中央会コールセンター」を設けています。通知書裏面にコールセンターのフリーダイヤルが記載されていますので、ご利用ください。

ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品は、最初につくられた薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果をもつ医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。ジェネリック医薬品を希望する場合は、まずは、かかりつけの医師・薬剤師へご相談ください。

通知の対象となる人

該当月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定以上見込まれる人が対象となります。※必ずしも全員に届くわけではありません。

通知の記載内容

- ◎薬代にかかった金額のみ表示しています。実際の窓口での支払いには、技術料・管理料など、別費用が含まれていることがあります。
- ◎ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120



市議会

市政と市議会

鹿島市では、まちづくりや福祉、教育、道路、下水道など市民生活に深くかかわる仕事をしています。これらの仕事(市政)には、市民の皆さんの意見が十分反映されなければなりません。

しかし、市民皆さんのすべてが一堂に会して市政の運営について話し合うことは不可能ですので、代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営をゆだねています。

市議会は、市民の皆さんを代表する議員の合議によって、市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかチェックしたりする機関で「議決機関」といいます。

また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが市長であり、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを「執行機関」といいます。

市議会と市長は、まったく対等の立場に立って互いに尊重し、論議し合いながら明るく住みよい鹿島市をつくるために努力しています。

市民と市議会

市民の皆さんの意見を市政に反映していくため、市民の皆さんと市議会には次のような関係があります。

選挙

(詳しくは46ページをご覧ください)
市民の皆さんは、市政の運営をゆだねる市議会議員や市長を選ぶ権利があります。

直接請求

市民の皆さんは、市政に対し異議がある場合には有権者の一定の署名をもって、議会の解散や議員の解職を請求することができます。このほかに、条例の制定・改廃や市長・副市長などの解職、事務の監査などの請求をすることができます。

請願・陳情

市民の皆さんは、市政について意見や要望があれば、いつでも市議会に請願や陳情を提出することができます。紹介議員のあるものを請願、ないものが陳情となります。請願は定例会で上程され審議されますが、陳情は全議員へ写しを配布します。

市議会の権限

市議会は、市民の皆さんの代表として十分な活動ができるように、いくつかの重要な権限を持っています。その主なものには、次のようなものがあります。

議決権

市議会の最も代表的な権限で、条例や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分決定などを行います。

検査、監査の請求権

市の事務に関する書類や計算書を検閲したり、金銭出納の執行状況を検査したり、市の監査委員に監査を求めるなど、市民の代表として市政を監視します。

意見書の提出権

市の公益に関することについて、議会の意思をまとめた文書を、国会または関係行政庁に対して意見書として提出することができます。

調査権

市の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権、市長が副市長、監査委員などを選任する場合の同意権、市民から提出された請願の受理権などがあります。

市議会の運営

市議会は、市民を代表する16人の議員で構成され、市政運営の方針である予算や条例を審議し、議決する重要な機関です。

本会議は、年4回の定例会(おおむね3月、6月、9月、12月)と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

本会議の予備審査のための機関として、総務建設環境、文教厚生産業の2つの常任委員会が設けられ、それぞれの所管に属する議案、請願などの審査、調査を行います。

また、特定の重要な案件を審議するため、必要に応じて特別委員会が設置できる仕組みになっています。

●議会の構成



傍聴のご案内

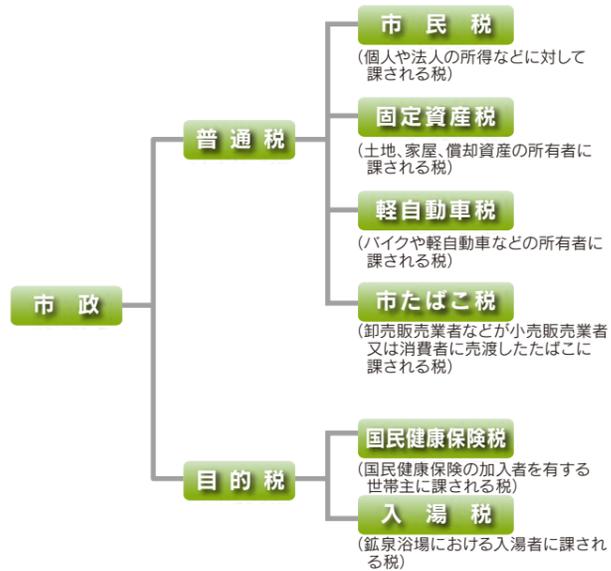
議会(本会議)は一般に公開され、どなたでも自由に傍聴できます。ご希望の方は、市役所5階の傍聴席入口より入場し、住所、氏名、年齢、性別を傍聴受付票に記入してください。傍聴席の定員は54人で、会議の日ごとに先着順となります。車椅子席のスペースもあります。

【お問い合わせ】
議会事務局 TEL 0954-63-2104

税金／住民税

市税の種類

税金は、社会を構成している市民一人ひとりに負担していただくもので、市民の皆さんの生活や健康を守り、住みよいまちづくりを進めるための大切な資金です。



集合徴収…市・県民税(住民税)

個人の市・県民税は毎年1月1日現在、鹿島市に居住している人に対し、前年の所得に基づき均等割・所得割が課税されます。また、住所のない方でも、市内に事務所・家屋敷を有する場合には、均等割が課税されます。

均等割とは

地域社会の費用の一部を、広く均等に負担していただくものです。

所得割とは

所得税と同じく所得を基準として、その能力に応じて負担していただくものです。

市・県民税の税額の計算については、税額の計算方法をご覧ください。

税額の計算方法

- 均等割
市民税 3,500円
県民税 2,000円
※県民税のうち500円は、佐賀県森林環境税です。
- 所得割
所得割は下記の計算方法によって算出します。
(前年中の所得－所得控除)×税率(※)－
(調整控除・税額控除等)＝所得割

※税率は市民税6%、県民税4%となっており、それぞれ別に計算します。

市・県民税が課税されない人

以下の要件を満たす場合は、市・県民税は課税されません。

- 均等割と所得割が課税されない人
 1. 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
 2. 障がい者、未成年、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- 均等割が課税されない人
 1. 前年の合計所得金額が28万円以下の人
 2. 扶養親族がいる場合は、次の算式で求めた金額以下の人
(控除対象配偶者＋扶養親族の数＋1)×
28万円＋16万8千円
- 所得割が課税されない人
 1. 前年の総所得金額等が35万円以下の人
 2. 扶養親族がいる場合は、次の算式で求めた金額以下の人
(控除対象配偶者＋扶養親族の数＋1)×
35万円＋32万円

公的年金からの特別徴収制度について

個人住民税(市・県民税)の公的年金からの特別徴収(引き落とし)について、公的年金受給者の納税の便宜を図るため、平成21年10月より開始されました。

特別徴収制度の導入は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

●公的年金からの特別徴収(引き落とし)対象者について

その年の4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる個人住民税の納税義務がある人が対象となります。ただし、以下の人については、対象となりません。

- 介護保険料が年金から特別徴収(引き落とし)されていない人
- 引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える人など

●特別徴収(引き落とし)の対象となる公的年金とは

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等が対象となります。障がい年金および遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の特別徴収(引き落とし)はされません。

●特別徴収(引き落とし)される税額について

特別徴収(引き落とし)される個人住民税は、公的年金所得の金額から計算された個人住民税額分のみで、給与所得や事業所得などの金額から計算した個人住民税額分は、これまでどおり給与からの引き落とし、または普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただくこととなります。

税金／住民税

●特別徴収(引き落とし)が中止になる場合は

特別徴収(引き落とし)開始後、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収(引き落とし)が中止となり、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくこととなります。

セルフメディケーション税制

平成30年度(平成29年分)の申告から医療費控除の特例を適用することができます。

●制度の趣旨

セルフメディケーション税制とは、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進め、セルフメディケーション(自主服薬)を推進する観点から施行されるものです。

また、スイッチOTC医薬品とは、これまでは処方箋がないと使用できなかった医療用医薬品の中から、使用実績があり、副作用の心配が少ないなどの要件を満たした医薬品について、薬局やドラッグストア等で店舗販売できる一般医薬品に転換(スイッチ)された医薬品です。

※類似した商品でも、対象のものと対象外のものがあるので、注意が必要です。

●制度の内容

自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入費用を支払った場合において、その年中に支払った合計額が12,000円を超える部分の金額(その金額が88,000円を超える場合は、88,000円が上限)について、当該年分の総所得金額等から控除します。

●適用期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入したスイッチOTC医薬品が対象となります。

●対象商品

薬局等で購入できる一部医薬品。

※詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。

●注意点

- 前年中に、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けている人が対象となり、健診等を受けたことを明らかにする書類の提出、または提示が必要になります。なお、健診等にかかった費用についてはスイッチOTC医療費控除の対象になりません。
- 従来の医療費控除同様、スイッチOTC医薬品の購入金額が分かる領収書等の提出または提示が必要になります。
- 医療費控除とスイッチOTC医療費控除を併用して適用できません。

税金／固定資産税

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産(これらを「固定資産」といいます。)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を固定資産の所在する市町村に納める税金です。

●対象となる資産

- 土地
田、畑、山林、宅地、池沼、原野、雑種地など
- 家屋
住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など
- 償却資産
事業のために用いることができる構築物、機械装置、器具備品、車両(ただし、自動車税、軽自動車税の対象となるものは除きます。)など

●固定資産税を納める人(納税義務者)

固定資産税を納める人は、原則として毎年1月1日現在に市内に固定資産を所有している人です。具体的には、次のとおりです。

- 土地
登記簿に所有者として登記されている人
 - 家屋
登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
 - 償却資産
償却資産課税台帳に所有者として登録されている人
- ※ただし、所有者として登記(登録)されている人が死亡している場合等には、その固定資産を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となります。

●固定資産税の税率と免税点

- 税率 固定資産税 1.5%
- 免税点
市内に同一の所有者(共有の場合は共有名義ごと)が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。
- 土地…30万円
- 家屋…20万円
- 償却資産…150万円

【お問い合わせ】

税務課 TEL 0954-63-2118

税金 / 固定資産税

固定資産税(前ページからの続き)

建物を新築・増築・改築した場合

住宅、店舗、納屋、車庫などの家屋を新築・増築・改築した人は、新たに固定資産税が課税されます。

●固定資産税(家屋)について

固定資産の評価は、地方税法第388条第1項の規定により、総務大臣が告示する「固定資産評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続」によって行わなければならないとされており、1月1日現在に存在する家屋について、固定資産税が課税されます。新築・増築・改築された家屋については構造や使用資材等を調査し、「固定資産評価基準」により評価額を算出します。

●固定資産税の対象となる家屋とは？

固定資産税が課税される家屋は、不動産登記法における「建物」と同義であり、家屋の認定基準も、原則として不動産登記規則第111条の規定に準じます。

不動産登記規則第111条は、建物を「屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、地に定着した建造物であってその目的とする用途に供し得る状態にあるもの」と規定し、「①外気分断性」「②土地への定着性」「③用途性」の3つを要件としています。

●改築された建物について

新築・増築のほか、壁を取り払って柱や骨組み(く体)だけになるような大規模な改築(リフォーム)の場合も、固定資産税の評価の対象となります。

●現地での家屋評価(家屋調査)について

固定資産税の基礎となる評価額を算出するため、建物工事完了後、税務課職員が現地調査を行いますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合のよい日を相談の上、当該家屋に伺います。

評価には通常1~2時間かかります(建物の構造によって異なります)。

平日の9時~16時頃までの時間帯を目途にご都合のよい時間をご連絡ください。

家屋調査は各部屋(押入れ・クローゼットも含む)ごとの仕上げなどを確認させていただきますので、ご了承ください。また、事前に建築図面などをお借りする場合があります。



建物を取り壊した場合(解屋届のお願い)

家屋の一部または全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある人は、来年度からはその解体部分は、課税の対象から除かれますので、ご連絡ください。

届け出がない場合、翌年以降もそのまま課税される場合がありますので、確実にご連絡いただきますようお願いいたします。

登記されていない建物

登記されていない建物(未登記家屋)について売買または贈与、相続等で所有者が変更になった場合は税務課への届け出が必要です。届け出がない場合、翌年以降も元の所有者の建物として課税されますので、確実に届け出をお願いします。

登記されている建物があっても、増築部分や付属の建物等、一部未登記の場合がありますので、相続等で所有者が変更になる場合は、未登記の建物がないか、ご確認の上、届け出をお願いします。

償却資産の申告は1月31日までに

償却資産とは、会社や農業・漁業・商工業を営んでいる人が、その事業のために使用している土地・家屋以外の事業用資産(機械・器具・備品など)のことを指し、この償却資産は固定資産税の課税対象となります。所有者は、毎年1月1日現在で所有している償却資産を1月31日までに申告してください。

ただし、自動車や原動機付自転車、小型特殊自動車のように、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除かれます。

太陽光発電設備に係る固定資産税

事業の用に供している太陽光発電設備は、発電出力や売電の有無にかかわらず、課税対象となり、償却資産の申告が必要です。

また、住宅用として設置している10kW以上の太陽光発電設備についても、売電するための事業用資産として課税対象となるため、償却資産の申告が必要です。



【お問い合わせ】
税務課 TEL 0954-63-2118

税金 / 国民健康保険税

国民健康保険税

国民健康保険は、皆さんが病気やケガなどをしたとき安心して医療を受けられるように、保険料を出し合い、お互いの医療負担を軽減するための保険です。

当市では地方税法に基づき、保険料を国民健康保険税として徴収しており、医療給付だけでなく、出産育児一時金や葬祭費などの給付に充てるための財源となっています。

●国民健康保険税を納める人は

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主(納税義務者)に納めていただきます。これは、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同様です。

●国民健康保険税の構成について

国民健康保険税は、医療保険、後期高齢者支援金、介護保険納付金の3分野で構成されています。

●医療保険(被保険者全員)

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行うために納めていただきます。

●後期高齢者支援金(被保険者全員)

疾病リスクの高い後期高齢者の医療費を国民全体で支えるため、国民健康保険の被保険者(現役世代)の保険料を、後期高齢者医療制度の財源へ支援金として負担するために納めていただきます。

●介護保険納付金(40歳から64歳までの被保険者)

介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの人)は、介護保険事業に要する費用に充てるために納めていただきます。

●国民健康保険税の決め方

国民健康保険税の具体的な計算方法は、鹿島市国民健康保険条例により定められています。

●国民健康保険税の計算

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成されています。年間の保険料は、それぞれの税額を、**所得割額(A) + 均等割額(B) + 平等割額(C)**で算出して合計した額となります。

	①医療分	②広域高齢者支援金分	③介護納付金分
所得割額(A)	国民健康保険加入者ごとに所得金額から33万円を差し引き、税率を掛けた金額		
均等割額(B)	加入者数に均等割額を掛けた金額		
平等割額(C)	1世帯あたり決まった額		

年間の国民健康保険税額
=①(A+B+C) + ②(A+B+C) + ③(A+B+C)

低所得世帯に対する保険税の減額(7割・5割・2割軽減)

低所得世帯に対して保険税の負担軽減を図るために、世帯の所得や被保険者数に応じて、保険税の平等割と均等割を減額する措置があります(所得割の減額はありません)。

ただし、世帯内に国民健康保険に加入して、確定申告または住民税申告をしていない人がいる場合は軽減がかりませんので、申告が必要な人は申告をしてください。

●軽減判定時期

賦課期日(4月1日)現在での世帯の所得および被保険者数により判定を行います。そのため、年度途中における被保険者の増減は加味されません。

ただし、賦課期日後に新たに納税義務が発生した場合(転入・社保離脱等)や、年度当初から国保税が課税されていたが、世帯主変更等で納税義務者が変更になる場合は、その時点で判定を行います。

●軽減判定を行う際の所得金額

軽減判定を行う際の所得金額は、営業・農業・給与・不動産・雑・総合譲渡所得の合計金額(基礎控除33万円を差し引く前)です。

なお、株式や不動産の譲渡による所得、生命保険の満期による所得等も所得になります。

※軽減判定時点で65歳以上の人の年金所得は、上記の計算後、さらに15万円を控除した金額となります。

【お問い合わせ】
税務課 TEL 0954-63-2118

ちよっとブレイク **納税義務者が死亡したら？**

納税義務者が亡くなられた場合、その市税について賦課徴収および還付に関する書類を受領する代表者を選任していただき、「相続人代表者(変更)届」を税務課に提出していただく必要があります。

しかし、この届け出は、市税の納税通知書や納付書の送付先を決定するものであり、不動産登記簿上の権利者を変更するものではありません。不動産登記簿の相続手続きは、武雄法務局での手続きとなります。

いずれにしても、亡くなられた場合は様々な手続きが必要になりますので、分からない事は気軽に市役所にお尋ねください。

税金／国民健康保険税

国民健康保険税(前ページからの続き)

●**年度途中で国民健康保険へ加入・喪失された場合の計算**
年度途中で国民健康保険への加入または喪失をされた場合、国民健康保険税は月割で計算します。

また、月割で計算しているため、月の途中で国民健康保険に加入した場合はその月から課税になり、月の途中で喪失した場合はその月の前の月まで課税になります。

なお、「国民健康保険に加入した日」とは、加入する届け出をした日ではなく、鹿島市の国民健康保険以外の健康保険から鹿島市の国民健康保険に加入する資格を取得した日(他市区町村からの転入や会社の健康保険を辞めた時等)や出生した日をいいます。

そのため、本来は国民健康保険に加入する届け出をしていなければならないにもかかわらず届け出をしていないと、最長3年度分遡って課税することになり、一度に高額な保険税が課税されますので、届け出は速やかにお願いします。

年度途中で加入された場合

国民健康保険税年税額÷

$$12月 \times \text{加入した月から3月までの月数} \\ = \text{納める国民健康保険税額}$$

上記の計算で納める国民健康保険税額を算出し、残りの納期限で割り振った金額を納めていただきます(納期は6月から翌年3月まで)。また、課税を開始するのは届け出の翌月からになりますので、届け出の翌月に増額した旨の更正通知書を世帯主に送付します。

(例)9月10日に加入し9月中旬に届け出をした場合
年税額÷12月×7月分=納める税額

10月に増額した旨の更正通知書を送付します。9月から翌年3月までの税額を10月から翌年3月までに納めていただきます。

年度途中で喪失された場合

国民健康保険年税額÷12月×(4月から喪失した月の前の月までの月数)=納める国民健康保険税額

上記の計算で納める国民健康保険税額を算出し、今までに納めた国民健康保険税額と比較し、多く納めている場合は還付、少ない場合は納税していただきます。世帯で複数の方が、国民健康保険に加入しており、そのうち一人が喪失をした場合は、喪失した月以降の税額を再計算し、届け出の翌月に減額した旨の更正通知書を世帯主に送付します。

(例)10月25日に喪失し10月中旬に届け出をした場合
年税額÷12月×6月分=納める税額

11月に減額した旨の更正通知書を送付します。

【お問い合わせ】
税務課 TEL 0954-63-2118

非自発的失業者に対する軽減

倒産・解雇などによる離職や雇い止めによる離職をされた人を対象に、国民健康保険税が軽減されます。

対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間に失業等給付を受ける65歳未満の人のうち、ハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが下記の人の。

解雇などによる離職

11番・12番・21番・22番・31番・32番(特定受給資格者)

雇い止めなどによる離職

23番・33番・34番(特定理由離職者)

軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、その本人の前年の給与所得を30/100とみなして行います。(所得割や7割・5割・2割軽減に関係してきます)

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き軽減対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

申請方法

軽減を受けるには申請が必要です。下記のものを持って鹿島市役所保険健康課国保係へ申請してください。

- 雇用保険受給資格者証(離職理由コードが11番・12番・21番・22番・23番・31番・32番・33番・34番のもの)
- 国民健康保険被保険者証(保険証)
- 世帯主の印かん

【お問い合わせ】

税額に関すること 税務課 TEL 0954-63-2118
申請に関すること 保険健康課 TEL 0954-63-2120

税務証明手数料

交市 付民 す課 る窓 も口 ので	●所得証明	1枚につき300円
	●課税証明	※証明事項、税目、年度の異なるごとに1件
	●納税証明	※軽自動車の納税証明は無料
	●評価証明	
	土地	5筆ごとに300円
	建物	3棟ごとに300円
交税 付務 す課 る窓 も口 ので	●字図・台帳等の閲覧	1件につき300円
	●その他の諸証明	1件につき300円
	●住宅用家屋証明書	1枚ににつき1,300円

税金／軽自動車税

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者に課税されます。

納税義務者

毎年4月1日現在、主たる定置場が鹿島市内にある軽自動車等の所有者(リース車の場合はその所有者)に課税されます。年度の途中(4月2日以降)に廃車した場合でも、その年度の税金は納めていただくことになります。

※月割での納付や還付などは行っておりません。

納税方法

毎年5月中旬に市役所から送付される納税通知書により納期限内に年税額をお納めいただきます。納付は最寄りの金融機関、コンビニエンスストアをご利用ください。

また、納税通知書兼領収書は※「納税証明書」となり、車検時に必要ですので、車検証と一緒に大切に保管してください!

※口座振替をご利用の方の『納税証明書』につきましては、車検対象車両のみ6月中旬以降に送付されます(車検に急ぎ必要な場合は窓口交付可)。

年税額

●原動機付自転車	
総排気量が50cc以下のもの(ミニカー除く)	2,000円
総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円
総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円
●軽自動車	
二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
二輪で総排気量が250cc超えのもの	6,000円
三輪で総排気量が660cc以下のもの	3,900円
四輪以上のもの(総排気量が660cc以下のもの)	
(1)乗用・営業用	6,900円
(2)乗用・自家用	10,800円
(3)貨物・営業用	3,800円
(4)貨物・自家用	5,000円

●小型特殊自動車

農耕作業用(耕運機・トラクター・コンバイン等) 2,400円
その他(フォークリフト等) 5,900円

●重課税について

グリーン化(環境への負担軽減)を進める観点から最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車(電気自動車等を除く)については、平成28年度からおおむね20%の重課となりました。

●グリーン化特例(軽課税)について

平成27年4月から平成31年3月までに新規取得した三輪、四輪の軽自動車、その燃費基準を満たす車両は、当該検査を受けた日の属する年度の翌年度のみ、軽自動車税が軽減されます。

申告手続き

軽自動車等を取得した人は、その日から15日以内に、廃車や譲渡により所有者でなくなった場合は、30日以内に下記の区分により申告してください。

登録手続き

- 新規購入の場合・・・所有者の印かん・販売証明書
- 名義変更・譲渡の場合
(市内⇒市内)・・・新所有者の印かん・譲渡証明書
(市外⇒市内)・・・新所有者の印かん・譲渡証明書・旧ナンバープレート
- 市外からの転入の場合・・・所有者の印かん・旧ナンバープレート
※譲渡証明書は、譲る人・譲り受ける人の双方の住所・氏名・印かんが必要です。

廃車手続き

- 廃車申告書の提出が必要です。
- 車両を廃棄する場合・・・印かん・ナンバープレート
- 市外へ転出(市外の人へ譲渡)・・・印かん・ナンバープレート
- 車両が盗難に遭った等・・・印かん・盗難届け出証明書等
※ナンバーを紛失された場合、紛失の状況等の聞き取りを行います。
- ※盗難にあった場合は、警察へ盗難届を提出してから廃車手続きを行ってください。盗難届の受理内容(警察署名・受理番号・受理年月日)の記入が必要です。
- ※いずれの申告も代理の人が行う場合は、身分証明書(免許証等)を確認します。

軽自動車税の減免

身体障がい者等の移動のために所有している軽自動車については、一定の要件を満たす場合に限り、軽自動車税の課税を減免する制度があります。

減免の要件

- 身体障がい者が18歳以上の場合は、本人所有(使用)であること。※18歳未満や精神に障害をお持ちの人の場合は生計を同じくする人の所有する車でも可。
- 普通車(県税)の減免を受けていない。または他の軽自動車で減免を受けていないこと。※この制度は、身体障がい者等1人につき1台に限られています。
- 障がいの程度による減免の判定基準については、市のホームページまたは税務課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】
税務課 TEL 0954-63-2118

税金の納付

市税の納期

市では「市・県民税(住民税)」、「固定資産税」、「国民健康保険税」の3税を合わせて納めていただく集合徴収方式となっています。

その集合徴収と軽自動車税の納期は以下のとおりです。

●集合徴収……6月から翌年3月までの10回に分けて納付書を発送します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
		1期	2期	3期	4期
10月	11月	12月	1月	2月	3月
5期	6期	7期	8期	9期	10期

●軽自動車税…毎年4月1日現在で年1回課税。

●納期 5月末日

※集合徴収の納期限は各月の末日です。ただし、各期納期限が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日が納期限となります。また、7期(12月)は28日が納期限となっています。

※軽自動車税の納期限は5月31日です。ただし、納期限が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日が納期限となります。

納付方法

納税には、「金融機関やコンビニエンスストア、税務課窓口で納付」、「口座振替」、「特別徴収」があります。市では、便利で納め忘れがない口座振替をお勧めしております。

※口座振替日は、集合徴収と同じ各月の末日ですが、土日祝日の場合は金融機関の前営業日となっています。

※特別徴収…給与や年金から税金を天引きして、事業所や年金事務所(厚生労働省)が納付することです。給与からの天引きは住民税、年金は住民税と国民健康保険税があります。

税金を納期限までに納めないとき

税金を納期限までに納めないと、督促手数料や延滞金がかかります。さらに放置しますと、財産(預金、給与、年金、不動産等)が差し押さえられるなど「滞納処分」を受けることになります。

【お問い合わせ】
税務課 TEL 0954-63-2118

還付金詐欺

医療費・保険料の還付金詐欺にご注意ください

還付金詐欺が全国で多発しています

公的機関の職員を名乗り、医療費や保険料の還付金の名目で、お金を銀行などにあるATM(現金自動預払機)で振り込ませようとする事件が全国で多発しています。

市の職員が医療費などの還付について、電話でATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

もし、不審な電話があった場合には、指示に従わず相手の氏名・電話番号を聞き、保険健康課までお知らせください。

手口の流れ

犯人らは、社会保険事務所の職員や、自治体職員、税務署員を装って電話をかけ、

・医療費 ・保険料 ・税金
が還付されます等、払いすぎたお金が返還されるかのように偽ります。

▼
ATMのある場所に行ってそこから電話をするように誘導します。

▼
被害者がATMのある場所に行ってそこから電話すると

▼
「私の指示通りにATMを操作してください」
等と言葉巧みにATMを操作させます。

お金が還付されるものと思いながら操作しても、実際は本人が気がつかないうちに、他人(犯人)の口座にお金を振り込んでいます。

対策は

- ・還付金をATMで返還することは絶対にありません。
- ・「携帯電話」を持って「ATM」へと言われたら還付金詐欺です。
- ・相手の言った電話番号を鵜呑みにせず、電話帳などで自分で電話番号を確認して関係機関に問合せましょう。

消費生活相談

還付金詐欺を含め、契約トラブル、クレジットやサラ金、詐欺、架空請求、悪質商法など消費生活に関すること

相談日時

相談受付時間 9時30分～12時、13時～16時

相談日の目安

毎週月・金曜(年末年始、祝日を除く)

会場

市民会館1F サロン

【お問い合わせ・予約先】
商工観光課 TEL 0954-63-3412

生涯学習

各種生涯学習の事業を展開しています

鹿島市では、子どもからお年寄りまで、気軽に参加できる様々な生涯学習プログラムを開催しています。

詳しい内容は、毎月発行し、市内全世帯に配布している生涯学習案内情報誌「エイブルの木」をご覧ください。

また「広報かしま」にも一部案内しています。

エイブルの木



広報かしま



高齢者の生きがい対策

●老人クラブ

老人クラブは、60歳以上の方が地域で自主的に作られた会員組織で、高齢者教室や講演会、奉仕作業など生きがいと健康づくりの活動を行っています。

【お問い合わせ】 鹿島市老人クラブ連合会
TEL 0954-62-3390

陶芸教室

陶芸を通じて、教養を深め仲間づくりや生きがいづくりを目指します。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

公民館は地区の生涯学習を応援します。

鹿島、北鹿島、浜、七浦、古枝、能古見の各地区公民館も、地区内での生涯学習を応援します。お気軽にご相談ください。お問い合わせ先は9ページに掲載しています。

シルバー人材センター

高齢者(おおむね60歳以上)が身につけた能力を生かし、働くことを通して、人とのふれあいや生きがいを高めるために会員組織として運営されています。仕事内容は、屋外の一般作業、技術を必要とする分野又は、事業分野など臨時的、短期的な仕事を引き受け、会員に提供します。

【お問い合わせ】 鹿島市シルバー人材センター
TEL 0954-63-0970

まちづくり出前講座

まちづくり出前講座は、みなさんの疑問や知りたいことに答える生涯学習の一つのシステムです。

講師は、市役所の職員が中心となって実施しています。中には、外国人や県庁職員等の外部講師が出向き、県と連携し実施している講座もあります。講座内容や時間、開設方法等についてご不明な点は、生涯学習課へお問い合わせください。みなさまのご利用をお待ちしております。

利用できる団体

市内に在住・勤務・在学している人で、原則10人以上で構成されている団体・グループです。ただし、特定の政治・宗教・営利を目的とした催しについては、講師を派遣できない場合があります。

申込方法

講座開催予定の1か月前までに、生涯学習課社会教育・文化係へ申込書を提出してください。

なお、申込後に日程などの調整を行う場合があります。

講座内容

「まちづくり出前講座メニュー」から、希望の講座を選んで申込を行ってください。

メニューにない場合は、ご相談ください。

詳しくは、市のホームページでご確認いただくか、生涯学習課にお尋ねください。

開催時間と場所

平日の9時から17時までの間で、2時間以内となっています。場所は、市内に限ります(公民館や集会所など)。

会場の手配や準備、会員への周知などは、申込団体でお願いします。

講師料

無料です。



【お問い合わせ】 生涯学習課(教育委員会)
TEL 0954-63-2125





祐徳稲荷神社

～肥前名所は祐徳稲荷 運と福との授け神～

日本3大稲荷のひとつに数えられ、年間約300万人もの参拝客で賑わいます。創建は江戸時代の1687年で、商売繁盛・家運繁栄などの御利益で知られます。総漆塗り極彩色の壮麗な社殿は、鎮西日光とも称されます。

●恋愛成就の岩崎社



ハート型の恋絵馬がたくさんかかる岩崎社は、縁結びの神様。鳥居の額縁にもハートマークがたくさん。恋愛だけでなく、仕事の縁も結んでくれるありがたい神様です。

●祐徳門前商店街



神社へ続く約400mの参道には、お土産物屋やお食事処が軒を連ね、参拝客をおもてなしします。春には風情ある桜並木が訪れる人の目を楽ませてください。

●命婦社



本殿横の命婦社は19世紀初頭の社殿建築で、かつては神社の本殿だった建物です。一間社流造りで、数々の彫刻もみごとことから、県の文化財に指定されています。

●日本庭園の四季

春牡丹や桜、アジサイや朝顔など、四季色とりどりの花々が咲き誇る日本庭園は、秋にはみごとな紅葉で色づきます。四季を感じながらゆっくりと散策できます。



●枯れない水鏡



神社の創始者である鹿島藩3代藩主夫人の萬子姫が、毎日この水鏡をのぞいてその日の運勢を占ったと伝えられます。水不足の時でも枯れない、不思議なスポットです。

●基聖寛蓮の碑



平安時代に当代随一の基打ちとして「基聖」と呼ばれた寛蓮の出身地にちなんで、神社外苑には記念碑が建っています。毎年5月末頃祐徳本因坊大会も開催されます。

歴史と伝統

●鹿島城跡・旭ヶ岡公園

鹿島藩鍋島家の居城跡で、かつての城門である赤門と大手門のほか、堀や石垣、周辺の武家屋敷が面影を伝えています。城内の旭ヶ岡公園は県下有数の桜の名所で、多くの花見客で賑わいます。



●蓮蔵院

平安時代創建の真言宗御室派の古刹です。堂内に安置されている重要文化財の3体の仏像は、黄金の輝きを放ち、往時の繁栄を今に伝えています。



●誕生院

真言宗の中興で新義真言宗の祖、興教大師覺鑊上人の誕生の地です。境内は四季折々の草花が美しいほか、会館内の正覚庵では名物でま豆腐やヘルシー料理も楽しめます。



●普明寺

1677年に建てられた、鹿島藩鍋島家の菩提寺です。中国風の建築様式を色濃く残す黄檗宗の寺院で、裏山には歴代藩主の墓地が整然と建ち並んでいます。

●面浮立と伝承芸能



鬼面を被り勇壮に舞い踊る面浮立は、佐賀を代表する伝承芸能で、鹿島に最も多く伝承されています。このほか、市内には80を超える芸能が伝承されていて、五穀豊穡や自然への感謝を込めて、各地の神社などで奉納されます。

●ふな市（1月19日）

二十日正月に食べる郷土料理ふなこぐい（鰯の昆布巻き）の材料となる鰯を売る全国的にもめずらしい市が、前日の早朝に立ちます。早朝から大勢の人でにぎわいます。



●初午祭（2月最初の午の日）

京都伏見に稲荷神が鎮座した日にちなんだ稲荷神社の縁日。境内では神楽のほか面浮立や獅子舞など郷土芸能の披露もあり、終日大勢の人でにぎわいます。



●公認鹿島祐徳ロードレース大会（2月下旬）

祐徳稲荷神社参道前を発着点として行なわれる大会。日本陸連公認のハーフマラソン、10kmのほか、2kmジョギングなどが行なわれ、小学生から一般まで、約1800名のランナーが冬の鹿島路を駆け抜けます。



●鹿島酒蔵ツーリズム（3月下旬）

市内6つの酒蔵が同時に蔵開きを行い、各蔵では酒の試飲販売やさまざまなイベントが行われます。また他の観光スポットも周遊することができ、鹿島の魅力を満喫できます。



●旭ヶ岡公園桜まつり（3月下旬～4月上旬）

一目5千本とも言われる県下有数の桜を求めて、大勢の花見客で賑わいます。桜まつり期間中はライトアップされ一味違う夜桜を楽しむことができます。



●つつじまつり（4月下旬～5月上旬）

祐徳稲荷神社外苑の東山公園では、5月になると一目5万本のツツジの花が斜面をうめつきます。下から仰ぎ見ると圧倒されるような景観が楽しめます。



●鹿島ガタリンピック（5月下旬～6月上旬）

有明海の広大な干潟を舞台に繰り広げられる干潟のオリンピック。泥だらけのユニークな競技に会場内は笑いの渦。出場申込は即日定員になるほどの大人気です。



●沖の島まいり（旧暦6月19日）

提灯で飾り立てられた多くの船が、有明海沖の岩礁「沖の島」に向け、鉦や太鼓を打ち鳴らしながらいっせいに船出します。雨乞いや航海の安全を祈願するお祭りです。別名おしまさん参り。



～歴史と風情あるまちなみをぶらり散策～

肥前浜宿

有明海を臨む浜川河口の町として栄え、江戸時代は長崎街道多良往還（多良海道）の宿場町として豊かな町並みがつくられました。2つの重要伝統的建造物群保存地区で形成されており、それぞれ特徴のある町並みを散策できます。

●浜中町八本木宿（酒蔵通り）

浜川左岸に広がる町並みです。江戸～明治にかけて、酒造などの醸造業を中心に発展し、大型の酒蔵や武家屋敷、洋風建築など多彩な建物が、変化ある町並みを形成しています。

●浜庄津町浜金屋町（茅葺きの町並み）

浜川右岸に広がる町並みです。江戸時代から商人や船乗り、鍛冶屋や大工が暮らし、にぎわっていました。細い路地や茅葺きと棧瓦葺きの町屋が密集した町並み特徴です。



●継場

江戸時代の建物で、宿場間の荷物等を中継する拠点でした。馬をつないだ鉄輪や帳場が残っています。現在観光案内所として、肥前浜宿散策の拠点となっています。



●まちなみガイド

見どころいっぱいの肥前浜宿を「まちなみガイド」がご案内します。地元ならではの話をまじえ、旅の思い出づくりのお手伝いをします。



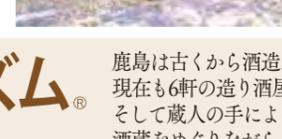
●旧栗田家住宅

酒蔵通りから少し裏に入った所にある武家屋敷です。江戸時代末期に建てられた鹿島藩士の旧宅で、広い敷地とクド造りの茅葺屋根が特徴です。市の重要文化財に指定されています。



●臥竜ヶ岡公園（事比羅神社）

浜川の河口を見下ろす高台に設けられた事比羅（金毘羅）神社は、古くは臥竜城と呼ばれる城跡でもありました。現在、公園が整備され約150本の桜をゆっくり楽しむことができます。



鹿島酒蔵ツーリズム

※「酒蔵ツーリズム」は佐賀県鹿島市の登録商標です。

鹿島は古くから酒造りが盛んな土地柄です。現在も軒の造り酒屋があり、豊かな自然に育まれたおいしい水と米、そして蔵人の手によって良質な酒が醸されています。鹿島酒蔵ツーリズムは、酒蔵をめぐるながら、その土地ならではの食や文化、歴史を楽しむ旅のスタイルです。



●地酒…鹿島の酒は、世界でも数々の賞を受賞しています。蔵元が魂を込めた美酒の一滴は、芳醇な香りと深い味わいの逸品です。

●6蔵同時蔵開き

3月末には、市内酒蔵の同時蔵開きに合わせ、肥前浜宿で「花と酒まつり」、祐徳門前商店街で「祐徳門前春まつり」など、市内各所で多彩なイベントが開催されます。各会場を巡る循環バスも運行されます。



●矢野酒造
主要銘柄は「竹の園」「肥前蔵心」。事前予約により、酒蔵見学が可能。試飲・販売あり。



●馬場酒造場
主要銘柄は「能古見」「芳薫」。酒蔵見学は不可。販売あり。



●幸姫酒造
主要銘柄は「幸姫」。観光酒蔵。予約不要で常時酒蔵見学が可能です。試飲・販売あり。



●峰松酒造場
主要銘柄「肥前浜宿」「王将」。観光酒蔵。予約不要で常時酒蔵見学が可能です。試飲・販売あり。



●光武酒造場
主要銘柄は「光武」「金波」。酒蔵見学は不可。事前予約により蔵元のお話が聞けます。試飲・販売あり。



●富久千代酒造
主要銘柄は「鶴島」。酒蔵見学は不可。事前予約により蔵元のお話が聞けます。



～自然の恵みにいだかれる～ 有明海と多良岳

豊穡の海 有明海は、日本一の干満差 (6m) を誇り、
広大な干潟が広がる生き物の宝庫です。
背後にそびえる多良岳山系は、県立自然公園でもあり、
豊富な地下水の源です。
海と山に囲まれた豊かな自然を体感してください。

●干潟体験

干潟に面する道の駅鹿島では、ムツゴロウなど干潟の生き物になりきって、泥んこで遊んだり、ガタスキーに乗ったりできます。シャワー施設完備で、団体の体験にも対応しています。(ミニガタリンピック)



●干潟の生き物



干潟の生き物の代表ムツゴロウ。大きな目玉で泥の中からひょいと出てくる姿は愛嬌たっぷりです。

●たなじぶ漁・むつかけ漁体験



有明海と干潟特有の生き物は、捕る方法もユニーク。道の駅鹿島では、「たなじぶ」と「むつかけ」という代表的な漁をインストラクターの手ほどきを受けながら体験できます。

●道の駅鹿島

有明海の干潟が一望でき、生き物を展示する干潟展望館。直売所では地元的新鲜野菜や魚介類、お土産が豊富に揃う。カキ焼きやバーベキューなどで一年中楽しめる道の駅です。



●佐賀県最高峰経ヶ岳

県内最高峰の経ヶ岳 (1076m) の登山口は、奥平谷キャンプ場の入口にあり、シーズンには登山客でにぎわいます。頂上までは2時間ほど、帰りは近くの温泉で疲れを癒しましょう。



●奥平谷キャンプ場・自然の館ひらたに

鹿島から大村市へ向かう国道444号線沿い、多良岳自然公園内には2つの宿泊施設があります。夏の避暑や登山、多良岳山系の豊かな自然を満喫する拠点として人気です。



●平谷渓谷・能古見峡

中庭ダムの上流、平谷に湧き出る清流と新緑・紅葉の美しい渓谷があり、そこに位置する平谷物産直売所の水汲み場は、県内外から多くの人々が訪れる名水スポットです。



お土産・グルメ



●**ごみ人形**…土師の素朴な音色で、魔除けや開運の人形として多くの人に親しまれている郷土玩具。これまでに数回、干支の人形が年賀切手のデザインに採用されています。



●**有明のり**…日本一の海苔として全国にその名を知られる有明海産の海苔。有明海の最大6mにも及ぶ干満の差を利用してつくられる、極上の逸品です。



●**稲荷ようかん**…佐賀県の特産品である羊羹の中でも、異彩を放つ稲荷ようかん。紙筒に入った羊羹を下から押し出して、糸で好きな大きさに切って食べます。祐徳門前名物です。



●**浮立面**…面浮立の踊り手「かけうち」が被る鬼面で、地元の名師によって制作されています。魔除け飾りや、記念品などのお土産としても人気の逸品です。



●**みかん**…有明海のやさしい潮風をあびてたわわに実るみかんは、10月～2月にかけてシーズンを迎えます。丹精込めて育てられた鹿島みかんは甘くてジューシーな味わいです。



●**鹿島鱈**…縦糸に上質な金銀の箔紙を、横糸に色とりどりの絹糸を使った手織りの工芸品です。その繊細で優美な織物は日本手工芸の極致と呼ばれる芸術品です。



●**有明海の幸**…有明海は珍しい生き物たくさん。ムツゴロウやワラスボ、クチソコ、シオマネキなど見た目はユニークですが味は絶品。有明海のお土産をぜひご賞味ください。



●**カキ焼き(海道)**…海岸沿いの国道207号は、冬場になるとたくさんのカキ小屋が建ち並ぶグルメ街道になります。新鮮なカキを直火で豪快に網焼きして、冬の味覚を堪能しましょう。



●**ふなんこくい**…昆布巻きを、大根やゴボウ等と一緒に煮込んだ郷土料理です。鹿島では二十日正月に食べる風習があり、材料の鮓を売る「ふな市」では、早朝から多くの客でにぎわいます。

※お土産は、JR肥前鹿島駅構内の「鹿島市観光物産センター」でもお買い求めいただけます。(一部商品は取り扱っておりません)

●鹿島おどり (8月上旬)

昭和37年の大水害からの復興を願って始まった、市民総参加の踊り。「鹿島一声浮立」「鹿島節」「鹿島小唄」の3曲で、踊り手の熱気とかげ声か町を包みます。



●かしま伝承芸能フェスティバル (9月第2日曜日)

伝承芸能の宝庫、鹿島市ならではのイベント。市内外の各地域に伝わる面浮立や獅子舞などの芸能が祐徳稲荷神社の境内に一堂に会し、披露されます。



●秋の蔵々まつり (10月下旬～11月上旬)

肥前浜宿では、夏越しの日本酒「ひやおろし」の時期に合わせてイベントを開催します。酒蔵を中心に、アートや音楽、さまざまなイベントが開催されます。



●お火たき (12月8日)

祐徳稲荷神社で300年以上続く新嘗祭の夜の神事。この御神火にあたりと病が治り、罪穢れが清められると言われていました。鹿島市特産品まつりも同時開催されます。



ラムサール条約湿地「肥前鹿島干潟」

「肥前鹿島干潟」がラムサール条約湿地に登録されました

平成27年5月29日に「肥前鹿島干潟」がラムサール条約湿地に登録されました。

肥前鹿島干潟は、塩田川と鹿島川の2つの河口に面する干潟であり、東アジアにおけるシギ・チドリ類の重要な渡りの中継地および越冬地になっています。



ラムサール条約

■ラムサール条約について

正式名称:「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」
1971年にイランのラムサールにおいて同国政府主催で開催された「湿地および水鳥の保全のための国際会議」において採択されたため、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれています(1975年12月21日に発効)。

■条約の三つの柱

湿地は、さまざまな生き物の生息地として重要なばかりではなく、私たちの暮らしを支えている貴重な資源です。ラムサール条約は、国際協力によって、湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)を進めていくことを目的としています。その手段として交流学習を進めることが必要です。

●保全・再生

私たちの生活環境を支える重要な生態系として、将来にわたって幅広く湿地の保全と再生を呼び掛ける。

●賢明な利用

湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを積極的・持続的に活用する。(ワイズユース)

●交流・学習

湿地の保全・再生や賢明な利用のために、湿地の働きや重要性について理解する機会をつくり、関係者が互いに情報や経験を共有し、連携・協力する仕組みを設ける。

特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地および、そこに生息・生育する動植物の保全およびワイズユース(持続可能な利用)を進めることを目的としています。



■肥前鹿島干潟について

1. これまでの経緯

平成14年3月に「鹿島新籠海岸」の名称で、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」のもとでの「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク(シギ・チドリ類)」に参加しました。

2. 肥前鹿島干潟に飛来する渡り鳥たち

秋から春にかけてチュウシャクシギなどのシギ・チドリ類が約30種程度渡来します。他にも、絶滅が危惧されているクロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモといった希少な鳥類が飛来しています。渡り鳥たちは潮の干満に合わせて移動し、干潟の生物を採食したり、堤防や波打ち際で休息をとっています。また、見晴らし台には、野鳥観察ができるように望遠鏡2台が設置されています。



チュウシャクシギ
東アジア地域個体群の個体数
55,000羽(1%基準値550羽)



ズグロカモメ
東アジア地域個体群の個体数
7,100～9,600羽(1%基準値85羽)

【お問い合わせ】
ラムサール条約推進室
TEL:0954-63-3416 FAX:0954-62-3717

市内マップ



- [車で市内移動めやす]**
- ←約 5 分→ 鹿島城跡・旭ヶ岡公園
 - ←約 10 分→ 祐徳稲荷神社
 - JR 肥前鹿島駅**
 - ←約 10 分→ 肥前浜宿
 - ←約 15 分→ 道の駅鹿島
 - ←約 25 分→ 奥平谷キャンプ場
 - 祐徳稲荷神社**
 - ←約 5 分→ 肥前浜宿
 - ←約 10 分→ 道の駅鹿島
 - ←約 25 分→ 奥平谷キャンプ場

鹿島市

市民便利帳



発行 平成30年3月
編集 佐賀県鹿島市総務部企画財政課